

沼津市一般廃棄物処理基本計画

(案)

平成 28 年 3 月

沼 津 市

目 次

第1章 計画の見直しにあたって	1
第1節 計画策定の趣旨・背景	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ及び性格	4
第2章 基本理念と施策体系	5
第1節 ごみ処理基本計画の基本理念	5
第2節 生活排水処理基本計画の基本理念	6
第3節 基本理念実現に向けた各主体の役割	7
1. 市民の役割	7
2. 事業者の役割	7
3. 行政の役割	7
第4節 施策体系	8
1. ごみ処理基本計画の施策体系	8
2. 生活排水処理基本計画の施策体系	10
第3章 一般廃棄物処理の現況及び推計	12
第1節 将来人口の推計	12
第2節 ごみの排出量及び将来推計	13
第3節 し尿・浄化槽汚泥量の将来推計	16
第4節 計画の範囲	17
第5節 計画の期間	17
第4章 計画目標	18
第1節 ごみ処理基本計画の目標値の達成状況	18
第2節 ごみ処理基本計画の目標	19
第3節 生活排水処理基本計画の目標	22
第5章 ごみ処理基本計画	23
第1節 発生・排出抑制計画	23
1. 基本方針	23
2. 実施施策	23
第2節 リサイクル推進計画	28
1. 基本方針	28
2. 実施施策	28

第3節 収集運搬計画	30
1. 基本方針	30
2. 実施施策	30
第4節 中間処理・最終処分計画	32
1. 基本方針	32
2. 実施施策	32
第5節 本市の目指す処理システム	33
第6章 生活排水処理基本計画	34
第1節 排出抑制計画	34
1. 基本方針	34
2. 実施施策	34
第2節 収集運搬計画	35
1. 基本方針	35
2. 実施施策	35
第3節 中間処理・最終処分計画	36
1. 基本方針	36
2. 実施施策	36
資料1 本市の現況	38
資料2 各指標の推計結果	76

第1章 計画の見直しにあたって

第1節 計画策定の趣旨・背景

1. 計画策定の趣旨

本市では、昭和 50 年度から全国に先駆けて市民の協力を支えられたごみの分別収集『沼津方式』を実施してきました。平成 12 年 3 月には、「沼津市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみゼロ・水環境の保全を目標として、資源循環の輪が途切れなく進められる社会を築くべく、ごみの発生抑制・資源化に取り組んできました。

一方、ごみ質の変化や 3R・廃棄物処理に関する技術の革新、法規制の改正など、廃棄物を取巻く情勢もめまぐるしく変化してきており、国においても、低炭素で循環型の社会の形成や温室効果ガスの削減・地球温暖化の防止を目指した計画・施策を推進しています。

このような中、地球規模の環境問題という観点から、循環型社会・低炭素社会の実現を目指して、平成 22 年度に本計画を策定し、市民、事業者及び行政が連携・協働して取り組むことはもとより、将来の予測に基づいた総合的な方針・目標を立てて様々な施策を推進してきました。しかし、策定から 5 年が経過しており、本市を取り巻く社会状況も変化してきていることから、これまでの減量化・資源化の進捗状況を評価し、さらなる減量化・資源化を進めるため、計画の見直しを行います。

2. 計画策定の背景

(1) 国や県の廃棄物関連法などの動向

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）では、第 6 条第 1 項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。一方では、平成 5 年度に「環境基本法」が制定され、平成 6 年度には「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、平成 7 年度には「容器包装リサイクル法」、平成 10 年度には「家電リサイクル法」、平成 12 年度には「資源有効利用促進法」、「循環型社会形成推進基本法」、平成 24 年度には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が制定され、平成 15 年度に「第一次循環型社会形成推進基本計画」、平成 20 年度に「第二次循環型社会形成推進基本計画」、平成 25 年度に「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

静岡県では、平成 8 年度に「静岡県環境基本条例」が制定され、平成 9 年度に「静岡県環境基本計画」が策定され、その後、平成 14 年度、平成 17 年度に見直しが行われ、平成 18 年度には「第二次静岡県環境基本計画（改訂版）」「静岡県循環型社会形成計画」が策定されています。さらに、平成 19 年度には「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」が制定され、平成 23 年度には第二次静岡県循環型社会形成計画が策定されています。

表 1-1-1 国や県の廃棄物関連法などの動向

年度	国	静岡県	計画を策定した県内の市
平成 5	「環境基本法」制定		
6	「第一次環境基本計画」策定		
7	「容器包装リサイクル法」制定		
8		「静岡県環境基本条例」制定	富士宮市
9		「静岡県環境基本計画」策定	
10	「家電リサイクル法」制定		
11	「環境基本法」改正		沼津市
12	「資源有効利用促進法」制定 「第二次環境基本計画」策定 「循環型社会形成推進基本法」制定 「建設リサイクル法」制定 「食品リサイクル法」制定 「グリーン購入法」制定		富士市
13			伊東市
14	「資源有効利用促進法」改正 「自動車リサイクル法」制定 「環境基本法」改正	「第二次静岡県環境基本計画」策定	
15	「第一次循環型社会形成推進基本計画」策定 「グリーン購入法」改正		三島市、磐田市
16	「建設リサイクル法」改正		沼津市(改定)
17	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的指針」改正		御殿場市、菊川市
18	「第三次環境基本計画」策定 「容器包装リサイクル法」改正	「第二次静岡県環境基本計画(改訂版)」策定 「静岡県循環型社会形成計画」策定	焼津市、藤枝市、袋井市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、牧之原市
19	「環境基本法」改正	「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」制定	浜松市、熱海市、下田市、湖西市
20	「第二次循環型社会形成推進基本計画」策定		掛川市、御前崎市
21	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的指針」改正	「静岡県循環型社会形成計画」改訂	静岡市、島田市
22	「廃棄物処理法」改正		伊東市、御殿場市、菊川市、沼津市
23		「第三次静岡県環境基本計画」策定 「第二次静岡県循環型社会形成計画」策定	富士宮市、磐田市、焼津市、藤枝市、裾野市、伊豆市
24	「第四次環境基本計画」策定 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」制定		伊豆の国市
25	「第三次循環型社会形成推進基本計画」策定		浜松市

※「一般廃棄物処理事業のまとめ」静岡県資料、環境省 HP から抜粋

(2) 沼津市の清掃事業の沿革

表 1-1-2 沼津市の清掃事業の沿革

年 月	動 向
昭和 2 年度	直営事業を開始
昭和 36 年 7 月	し尿処理施設(90kl/日)完成、計画収集(許可収集)の開始
昭和 41 年 5 月	ごみ焼却場(75t/8h 連続燃焼式機械炉)完成
昭和 41 年	し尿処理施設(150kl/日)完成(合わせて処理能力 240kl/日)
昭和 46 年 9 月	「沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定
昭和 47 年 4 月	全市域の計画収集(定時収集)を開始
昭和 48 年 10 月	「500 日ごみ戦争」～金岡地区ごみ埋め立て場反対運動の始まり～
昭和 50 年 4 月	「沼津方式」の 3 分別収集を開始
昭和 51 年 10 月	清掃プラント(連続燃焼式機械炉 150t/24h、2 基)完成
昭和 52 年 1 月	植田最終処分場(52,000 m ²)の供用開始
昭和 62 年 4 月	第 1 期最終処分地(25,198 m ²)の供用開始
平成 4 年 5 月	第 2 期最終処分地(19,520 m ²)の供用開始
平成 9 年 11 月	沼津市環境保全審議会を設置
平成 11 年 1 月	中継・中間処理施設完成
平成 11 年 4 月	「沼津市指定袋」を導入 ペットボトルの資源回収と、「プラスチックごみ」の収集を開始
平成 11 年 5 月	清掃プラント基幹改良工事着工
平成 11 年 7 月	蛍光管破碎機の設置
平成 12 年 3 月	沼津市一般廃棄物処理基本計画を策定
平成 14 年 3 月	清掃プラント基幹改良工事完成 高齢者・障害者世帯などの粗大ごみ戸別収集の開始
平成 14 年 4 月	事業系指定袋を導入
平成 15 年 4 月	容器包装リサイクル法に基づく「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始
平成 15 年 5 月	新最終処分場(15,200 m ²)の供用開始
平成 16 年 9 月	新衛生プラント アクアプラザ(158kl/日)の供用開始
平成 17 年 3 月	沼津市一般廃棄物処理基本計画(改定版)策定
平成 17 年 4 月	戸田村との合併に伴い戸田衛生センターの管理を開始
平成 19 年 6 月	剪定枝の回収をモデル地区で開始
平成 19 年 10 月	資源化物を持ち去る行為を禁止するため、条例を改正
平成 20 年 3 月	中継・中間処理施設にプラスチック製容器包装用破袋機及び手選別コンベアを設置
平成 21 年 9 月	廃食油の回収をモデル地区で開始
平成 23 年 3 月	沼津市一般廃棄物処理基本計画を策定
平成 25 年 12 月	使用済み小型家電(10 品目)の拠点回収を開始

第2節 計画の位置づけ及び性格

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法などと整合を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。また、本計画は、第4次沼津市総合計画及び沼津市環境基本計画の下位計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有します。図 1-2-1 に循環型の社会形成に向けた法体系及び本市における一般廃棄物処理基本計画の位置づけを示します。

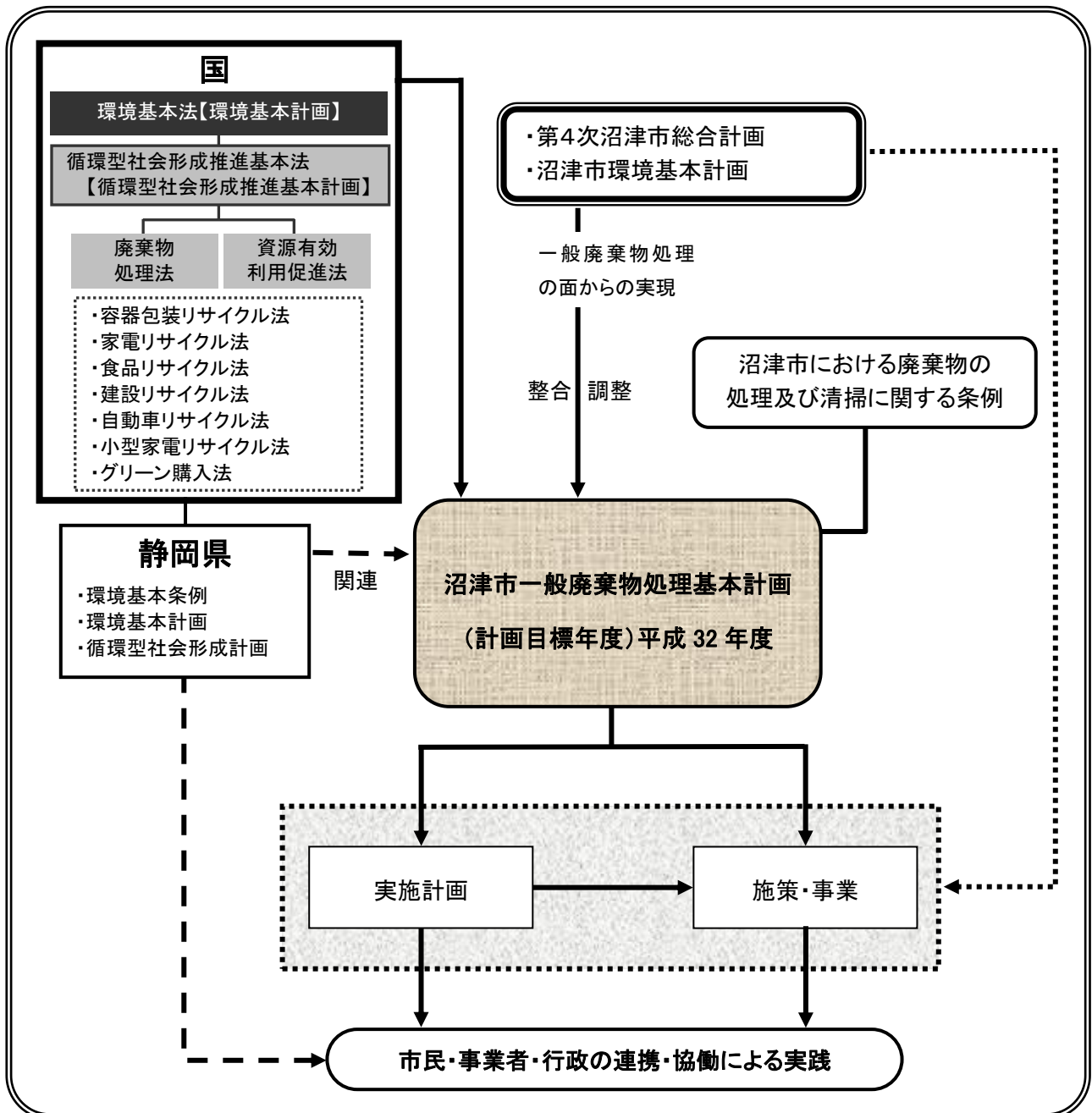


図 1-2-1 本計画の位置づけ

第2章 基本理念と施策体系

第1節 ごみ処理基本計画の基本理念

協働でつくる、ごみのない豊かな暮らし

本市では、昭和 50 年度に全国に先駆けて市民の協力を支えられたごみの分別収集、いわゆる『沼津方式』を開始し、廃棄物の循環処理を推進してきました。

科学技術の飛躍的な進歩と経済の目覚ましい発展により快適で便利になる一方、これらの技術・経済発展は環境に大きな負荷を与える一面も顕著になっており、特に、大量に排出される廃棄物が地球環境に及ぼす影響は大変大きいものです。今後もめまぐるしく変化する廃棄物を取巻く情勢の中で、本計画においては、市民、事業者及び行政が連携・協働でつくる、ごみのない豊かな暮らしを実現するため、今後さらに進むと予想される高齢化社会や3R・廃棄物処理に関する技術の革新などを考慮した新たな視点で、現状の廃棄物処理システムを見直し、低炭素で循環型の社会形成を目指します。

第2節 生活排水処理基本計画の基本理念

私たちが守る、私たちの命を育む水

本市は、狩野川や駿河湾など豊かな水環境に恵まれています。恵まれた水環境の維持のため、生活排水対策として下水道の普及、合併処理浄化槽の整備を進めています。行政としては、下水道普及などの施策をさらに進め、生活排水処理率の向上を図ります。市民及び事業者は、個々が排出源であることを再認識し、身近な暮らしの中で「水環境保全対策」へ取り組むことが必要です。

本計画においては、市民、事業者及び行政がともに協働して本市の特徴である豊かな水環境をよりよいものにし、身近な生活の中に「潤いのある水環境」を維持していくことを目指します。

第3節 基本理念実現に向けた各主体の役割

1. 市民の役割

市民一人ひとりが3R、水環境の保全を基本とした生活をする
(3Rとは・リデュース：ごみを出さない リユース：くり返し使う リサイクル：資源にする)

【具体的には】

- ◆ごみの排出量を減らすことを意識して
 - ・食材の使い切り、食品の食べ切り、生ごみの水切りを実践する。
 - ・生ごみは、ダンボールコンポストなどで堆肥化し活用する。
 - ・詰め替え商品など、ごみ減量となるものを購入する。
 - ・不要なレジ袋や割り箸などはもらわない。
- ◆ものを大切にし、安易にごみにしない。
 - ・買い物時に本当に必要なものかをよく考え、いらぬものは買わない。
 - ・フリーマーケットや不用品交換会を利用する。
- ◆ごみの分別排出を徹底し、リサイクルに協力する。
- ◆日常の生活において常に水環境への影響を意識して、水を使う。

2. 事業者の役割

事業者は排出者責任や拡大生産者責任の考え方を踏まえ3R、水環境の保全を基本とした事業活動を行う

【具体的には】

- ◆製造・流通・販売すべての段階で、ごみ発生量の削減に努めた事業活動を行う。
- ◆排出者責任や拡大生産者責任の観点から自主的なリサイクルルートを確立するとともに、事業者自らが店頭回収を推進し、ごみ減量・資源化を図る。
- ◆やむを得ずごみとして排出する場合は、自らの責任において適正に処理する。
- ◆節水・再利用など排水量の削減を図り、排水は水環境を保全するための処理を行う。

3. 行政の役割

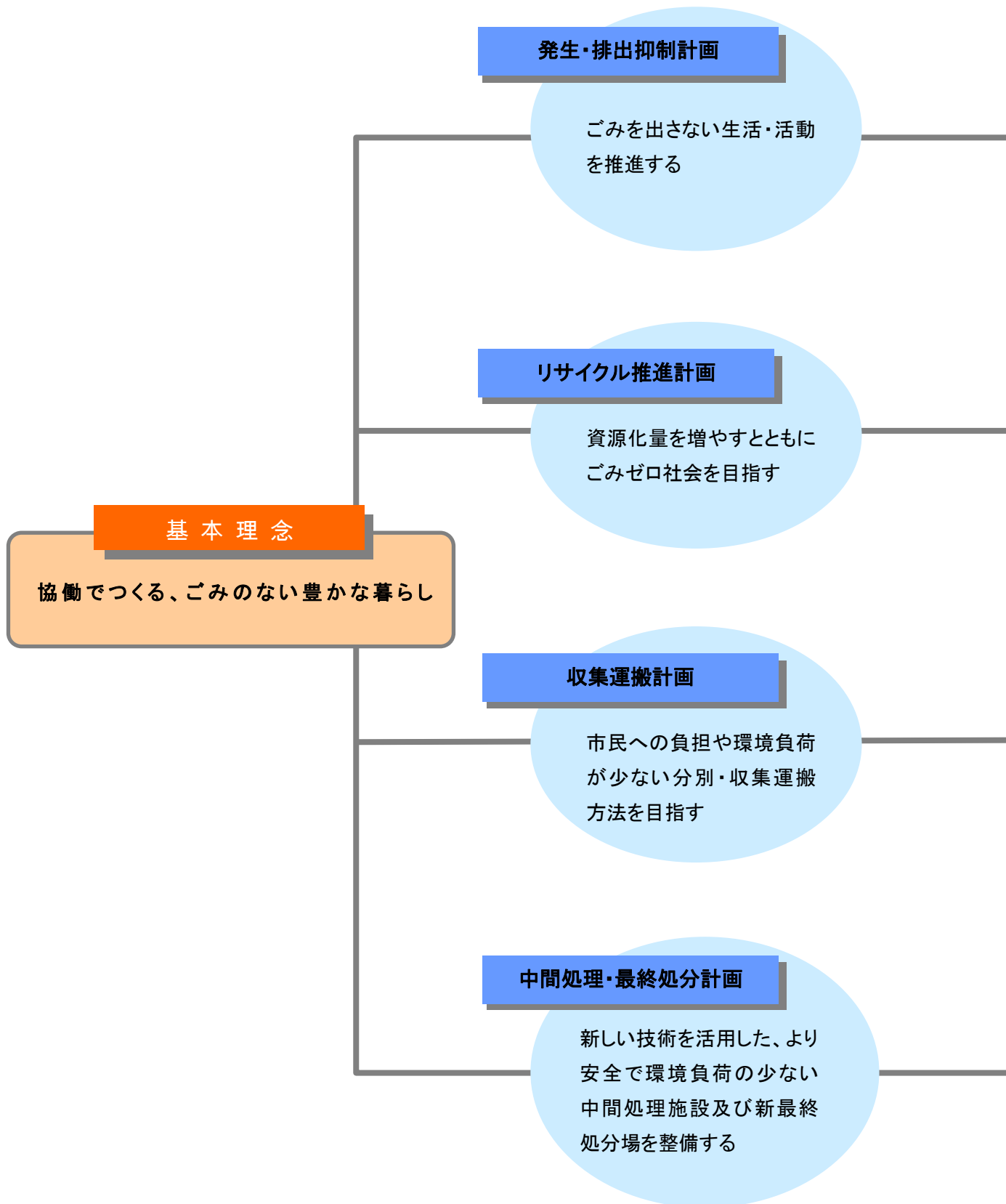
パートナーシップを基本として、市民、事業者及び行政の3者の役割が円滑に進む処理システムを構築する

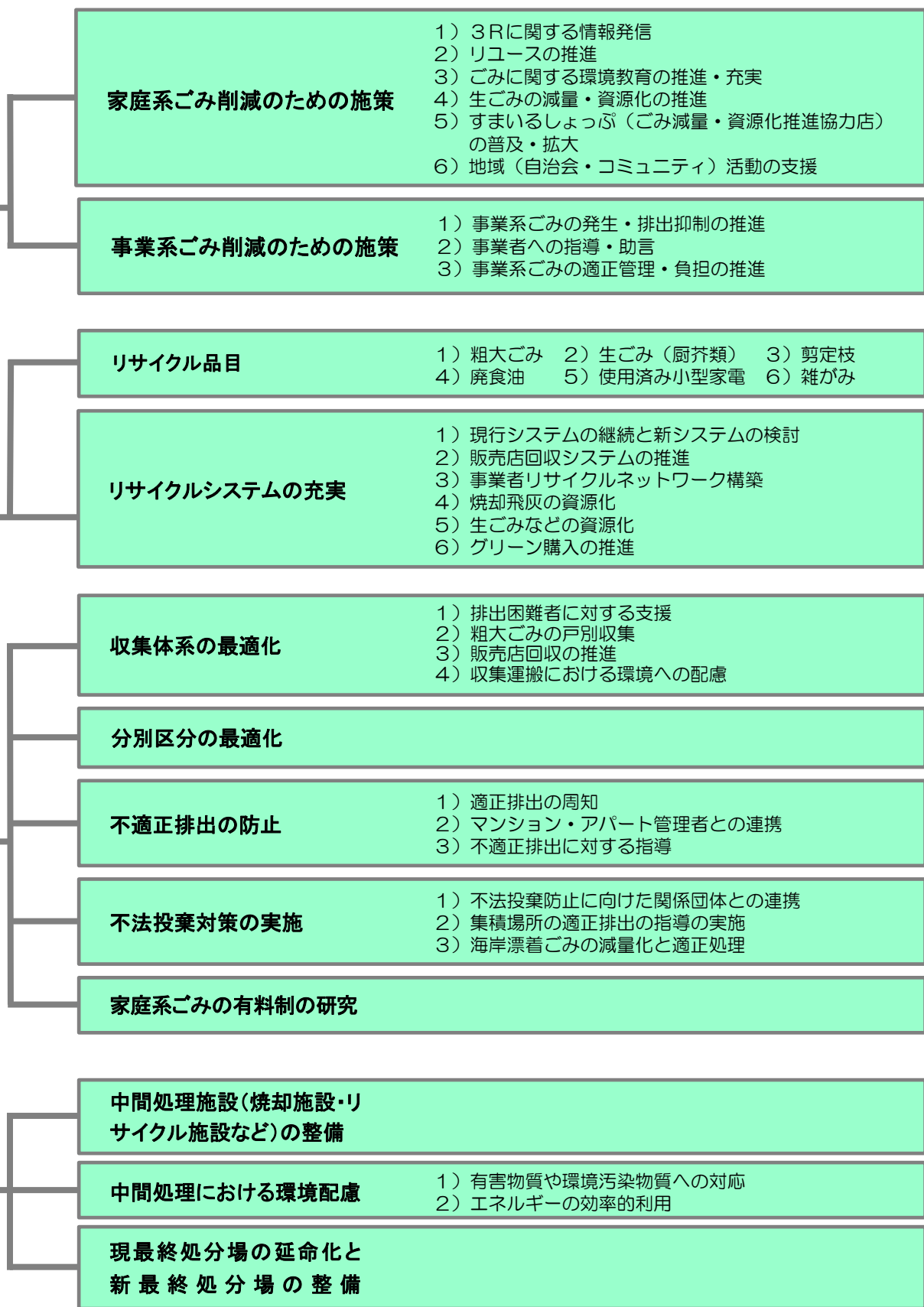
【具体的には】

- ◆環境負荷及び市民負担の少ない処理システムの構築を図る。
- ◆市民、事業者及び行政との3者間における3Rに関する情報の共有化を図るとともに、地域における活動を支援し、相互のパートナーシップにより、3Rを推進する。
- ◆市民と事業者への環境教育を実施する。
- ◆市施設における環境マネジメントシステムの適正な運用、改善を進める。
- ◆事業所における環境マネジメントシステムの導入などを支援する。
- ◆下水道の普及促進、合併処理浄化槽の整備など生活排水処理率の計画的な向上を目指す。

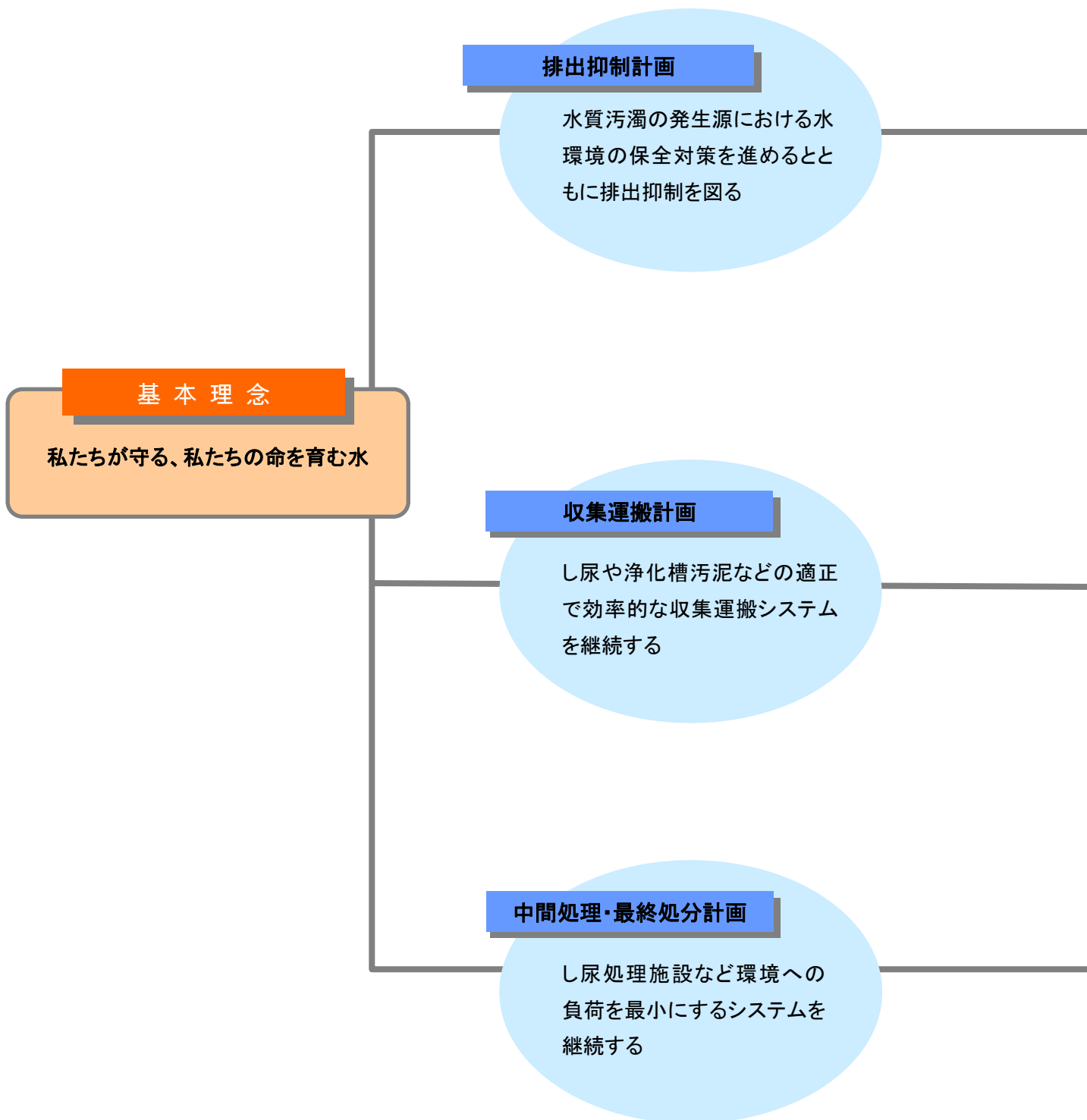
第4節 施策体系

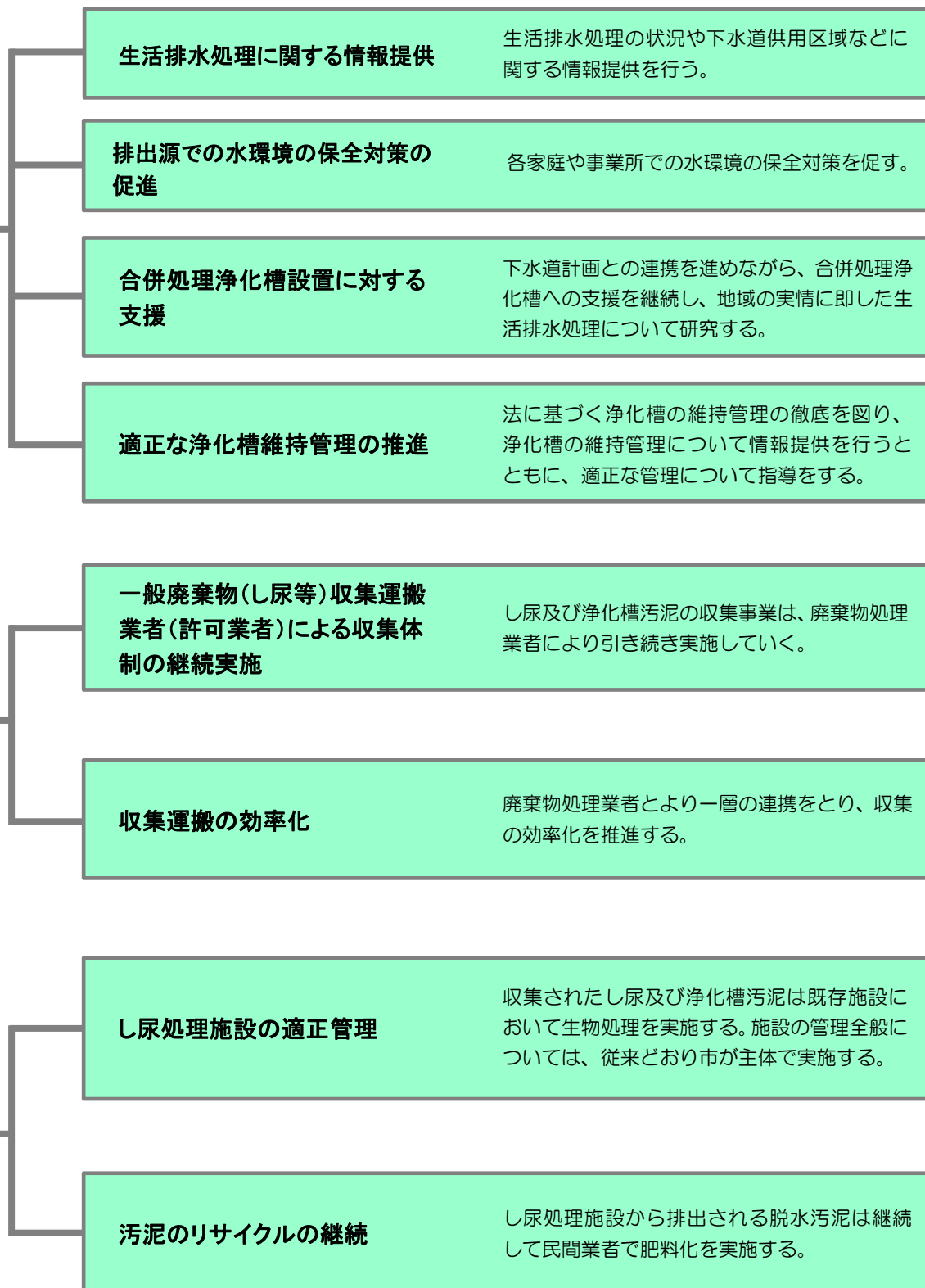
1. ごみ処理基本計画の施策体系





2. 生活排水処理基本計画の施策体系





第3章 一般廃棄物処理の現況及び推計

第1節 将来人口の推計

過去の推移をみると、平成17年度には戸田村との合併による増加がみられましたが、全体としては微減傾向が続いています。今後もその傾向は続くと考えられます。

平成24年度の住民基本台帳法改正により、外国人を含む数値を総人口としているため、今回の見直しでは、すべての年度に外国人を含めて推計し、最終年度（平成32年度）の総人口を192,800人と見込んでいます。

表3-1-1 将来人口の推計※

年度		人口
実績	H22	210,426
	H23	208,394
	H24	205,887
	H25	203,806
	H26	201,804
推計	H27	202,000
	H28	200,100
	H29	198,300
	H30	196,500
	H31	194,600
	H32	192,800

※実績、推計ともに外国人を含む

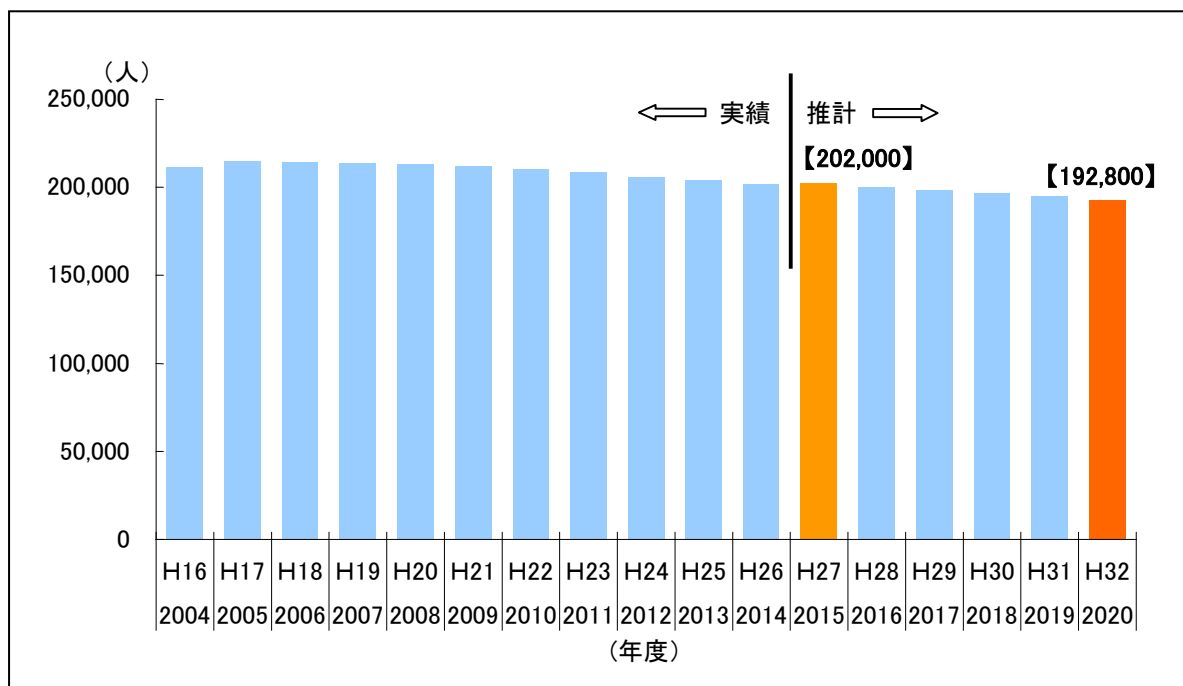


図3-1-1 将来人口の推計

第2節 ごみの排出量及び将来推計

家庭系ごみ（集団回収を除く）については過去3年間（平成24～26年度）の1人1日当たりの燃やすごみの排出量の実績をもとに将来推計を実施しました。集団回収については過去5年間（平成22～26年度）の1人1日当たりの排出量の実績を用いて将来推計を実施しました。事業系ごみについては1日当たりの排出量の過去3年間（平成24～26年度）の実績を用いて将来推計を実施しました。これに将来人口及び年間日数を乗じて、年間排出量を算出しました。

計画目標年度である平成32年度におけるごみの総排出量は60,437トン、家庭系ごみ38,479トン、事業系ごみ20,554トン、集団回収1,404トンと推計しました。ごみの種別の内訳としては、燃やすごみが49,592トン、埋め立てごみが1,398トン、資源が4,034トン、プラスチックごみが4,000トン、集団回収量が1,404トンと推計しました。

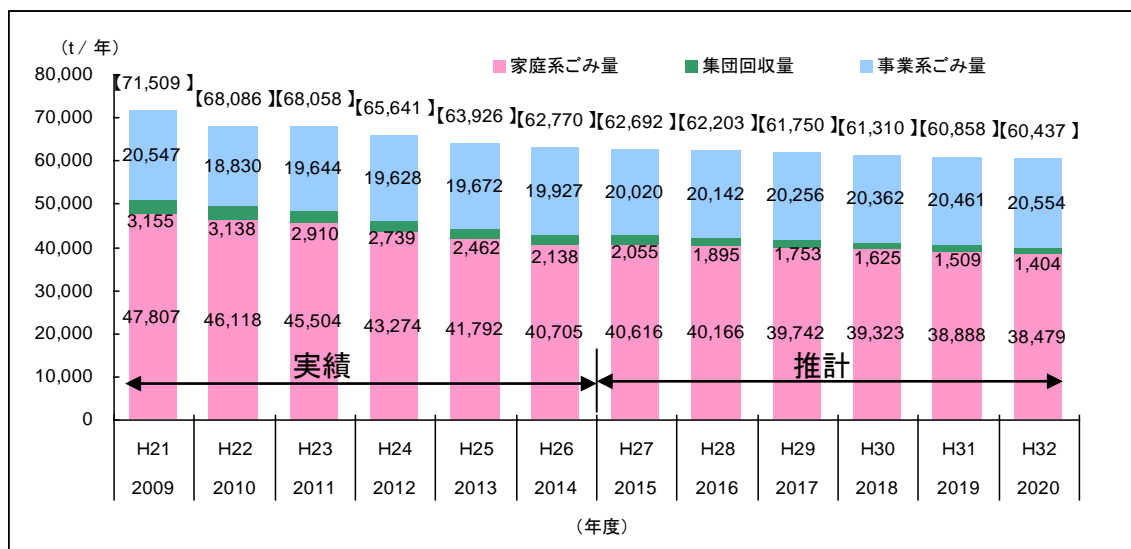


図3-2-1 排出源別年間排出量の推計結果

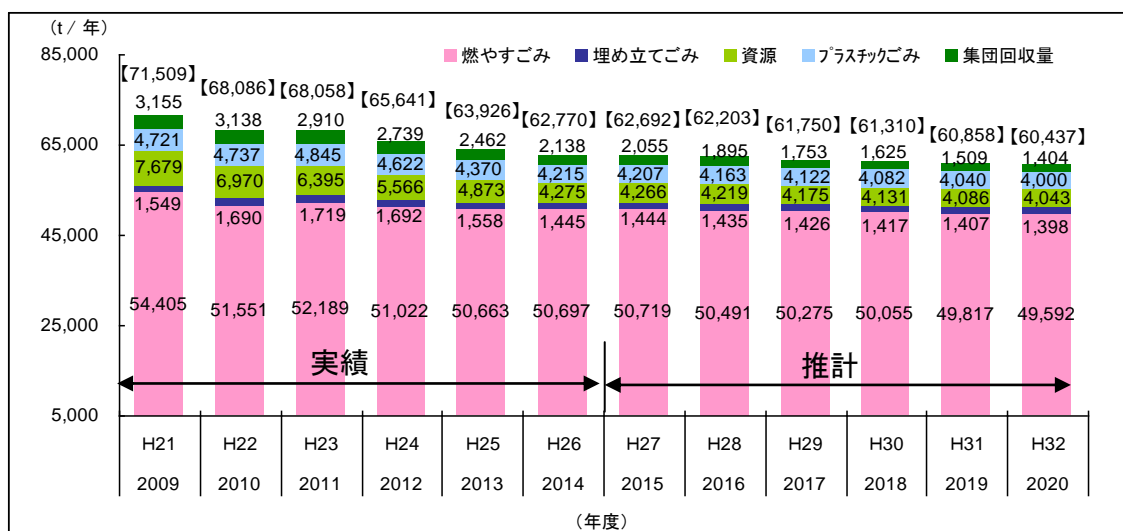


図3-2-2 ごみの種別年間排出量の推計結果

表3-2-1 排出量の推計

年度	実績						予測					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人口(外国人を含まない)(人)	207,835	206,631	204,700	202,337	200,325	198,296	198,500	196,700	194,900	193,100	191,300	189,500
人口(外国人を含む)(人)	211,846	210,426	208,394	205,887	203,806	201,804	202,000	200,100	198,300	196,500	194,600	192,800
総排出量(t/年)	71,509	68,086	68,058	65,641	63,926	62,770	62,692	62,203	61,750	61,310	60,858	60,437
【家庭系ごみ】 (t/年)	47,807	46,118	45,504	43,274	41,792	40,705	40,616	40,166	39,742	39,323	38,888	38,479
燃やすごみ	34,520	33,407	33,238	32,103	31,592	31,341	31,273	30,926	30,599	30,277	29,942	29,627
埋め立てごみ	1,145	1,255	1,297	1,252	1,153	1,071	1,069	1,057	1,046	1,035	1,023	1,012
資源	7,652	6,944	6,369	5,542	4,849	4,257	4,248	4,201	4,156	4,112	4,067	4,024
プラスチックごみ	4,490	4,512	4,600	4,377	4,198	4,036	4,027	3,983	3,940	3,899	3,856	3,815
【事業系ごみ】 (t/年)	20,547	18,830	19,644	19,628	19,672	19,927	20,020	20,142	20,256	20,362	20,461	20,554
燃やすごみ	19,885	18,144	18,951	18,919	19,071	19,356	19,446	19,565	19,675	19,779	19,875	19,965
埋め立てごみ	404	435	422	440	405	374	376	378	380	382	384	386
資源	27	26	26	24	24	18	18	18	18	18	18	19
プラスチックごみ	231	225	245	245	172	179	180	181	182	183	184	185
【集団回収量】 (t/年)	3,155	3,138	2,910	2,739	2,462	2,138	2,055	1,895	1,753	1,625	1,509	1,404

表3-2-2 1人1日当たりの排出量の推計

(g/人・日)

年度	実績						予測					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1人1日当たりの排出量	943	903	908	889	874	867	865	866	868	870	872	874
【家庭系ごみ】	630	611	607	586	572	562	561	559	559	558	557	556
燃やすごみ	455	443	444	435	432	433	432	431	430	430	429	428
埋め立てごみ	15	17	17	17	16	15	15	15	15	15	15	15
資源	101	92	85	75	66	59	59	59	58	58	58	58
プラスチックごみ	59	60	61	59	57	56	56	55	55	55	55	55
【事業系ごみ】	271	250	262	266	269	275	276	281	285	289	293	297
燃やすごみ	262	241	253	256	261	267	268	273	277	281	285	289
埋め立てごみ	5	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	6
資源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチックごみ	3	3	3	3	2	2	2	3	3	3	3	3
【集団回収量】	42	42	39	37	34	30	28	26	25	23	22	20

年度	実績						予測					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1人1日当たりの排出量	925	886	892	873	859	852	850	852	853	855	857	859
【家庭系ごみ】	618	600	597	576	562	553	551	550	549	548	548	547
燃やすごみ	446	435	436	427	425	425	424	423	423	422	422	421
埋め立てごみ	15	16	17	17	15	15	14	14	14	14	14	14
資源	99	90	84	74	65	58	58	58	57	57	57	57
プラスチックごみ	58	59	60	58	56	55	55	55	54	54	54	54
【事業系ごみ】	266	245	258	261	264	271	272	276	280	284	288	292
燃やすごみ	257	236	248	252	256	263	264	268	272	276	280	284
埋め立てごみ	5	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
資源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチックごみ	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3
【集団回収量】	41	41	38	36	33	29	28	26	24	23	21	20

第3節 し尿・浄化槽汚泥量の将来推計

下水道普及に伴う下水道処理人口の増加、単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口の減少、合併処理浄化槽人口の変動などの近年の実績に基づき、処理形態別人口の将来推計を行い、これに、別途設定した処理形態別の1人1日当たりの排出量に乗じることでし尿・浄化槽汚泥量の将来推計をしました。

下水道普及などに伴い単独処理浄化槽汚泥及び汲み取りし尿の排出量は減少することが想定されます。計画最終年度の平成32年度における処理量は全体で39,616kℓが見込まれます。内訳としては合併処理浄化槽汚泥が31,968kℓ、単独処理浄化槽汚泥が5,946kℓ、汲み取りし尿量が1,703kℓとなります。

表3-3-1 し尿・浄化槽汚泥量の将来推計値

年度	汲み取り	合併処理 浄化槽汚泥	単独処理 浄化槽汚泥	合計
H21	4,746	25,543	18,707	48,996
H22	4,292	26,099	17,809	48,200
H23	3,985	25,538	16,168	45,691
H24	3,461	25,917	14,359	43,737
H25	3,234	26,940	13,602	43,776
H26	3,027	27,358	12,658	43,043
H27	2,609	28,659	11,633	42,900
H28	2,381	29,254	10,468	42,103
H29	2,180	30,023	9,320	41,524
H30	2,002	30,464	8,184	40,650
H31	1,844	31,051	7,056	39,951
H32	1,703	31,968	5,946	39,616

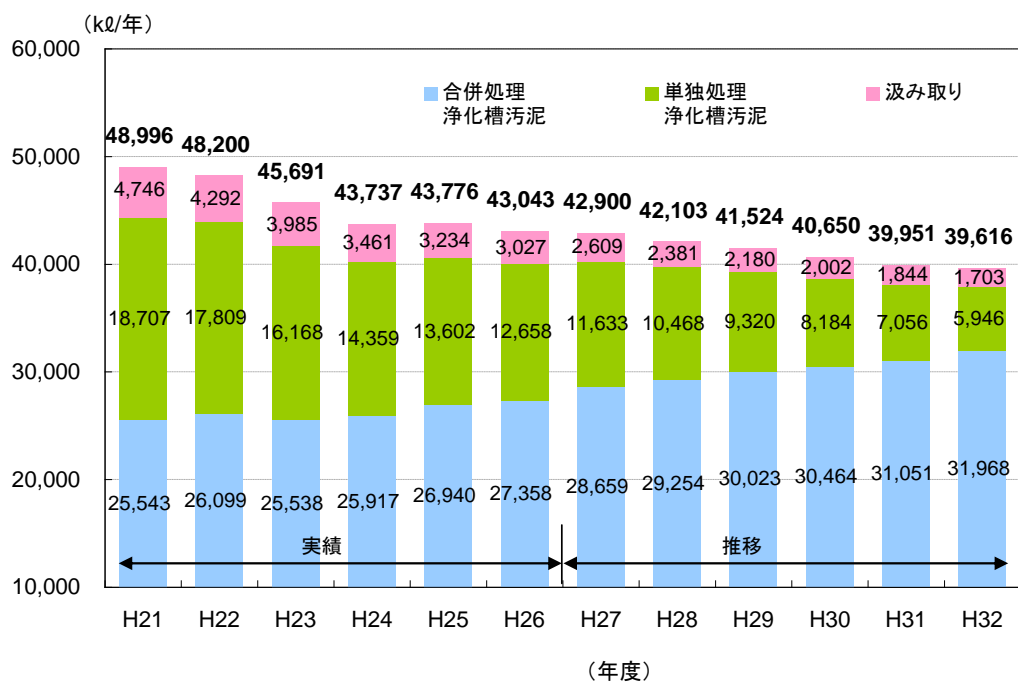


図3-3-1 し尿・浄化槽汚泥量の推計結果

第4節 計画の範囲

ごみ処理及び生活排水処理基本計画の計画範囲は、本市全域とします。ただし、生活排水処理基本計画については、下水道の接続が完了した世帯については本計画の対象から適宜除外します。

第5節 計画の期間

平成 20 年 6 月に環境省より公表された「ごみ処理基本計画策定指針（平成 25 年 6 月改定）」では、目標年度については原則として計画策定時より 10～15 年程度とされています。本計画では他計画との整合性を考慮して、平成 23 年度（2011 年度）を初年度とし 10 年目に当たる平成 32 年度（2020 年度）を計画目標年度とします。

なお、今回は計画策定から 5 年目を迎え、計画策定期間の中間年度に当たるため、社会環境の変化やこれまでの進捗状況を確認し、計画の見直しを行うものです。

表 3-5-1 計画目標年度

年度	計画期間	設定年度	備考
平成21年度 (2009年度)	—	基準年度	減量化率などの数値評価を行う基準とする年度
平成22年度 (2010年度)	—	計画策定年	計画を策定した年度
平成23年度 (2011年度)	1年目	計画期間初年度	計画開始年度
平成27年度 (2015年度)	5年目	中間目標年度	進捗確認を行う年度
平成32年度 (2020年度)	10年目	長期目標年度	計画目標年度

第4章 計画目標

第1節 ごみ処理基本計画の目標値の達成状況

計画策定後5年間の実績について、「排出量10%削減」とする目標に対する達成状況を示します。また、中間年度以降については、過去5年間の推移をもとに排出量を予測し、目標に対する達成状況を想定しました。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については、中間目標を達成しており、現状のまま推移すれば目標年度の567g/人・日も達成する見込みです。さらなる減量化の推進に向け、新たな目標値を設定する必要があります。

事業系ごみ排出量については、近年の景気回復等を背景に排出量が微増傾向となっています。中間年度及び目標年度の数値を達成するためには、減量に向けた施策の強化が必要です。

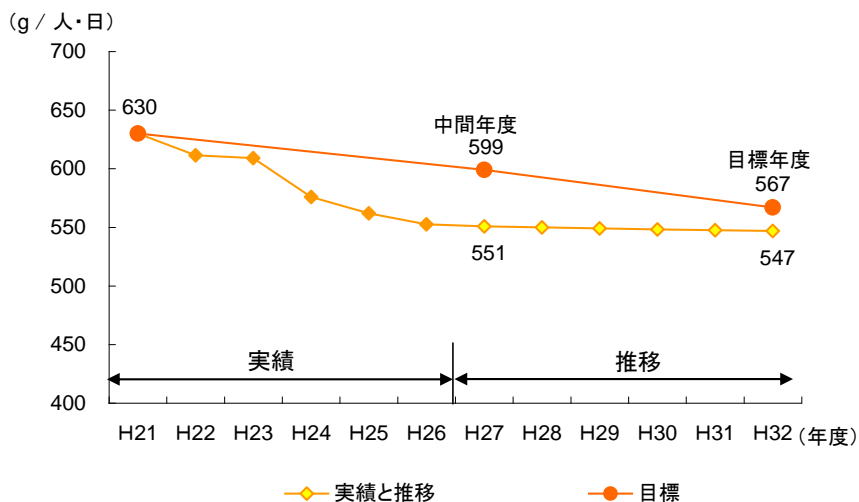


図4-1-1 目標値の達成状況（1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）

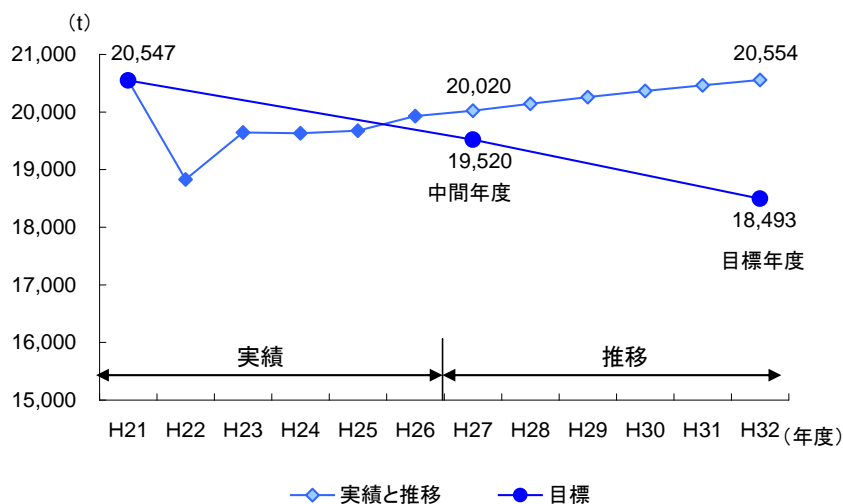


図4-1-2 目標値の達成状況（事業系ごみ排出量）

第2節 ごみ処理基本計画の目標

<家庭系ごみ>

現計画の家庭系ごみの削減目標値（1人1日当たりの排出量）について、外国人を含む原単位に変更（基準年における比率で算出）した値と、実績及び推計値（予測）を比較します。平成26年度の実績値（外国人人口含む）は553g/人・日で、平成32年度の目標年度の補正後の家庭系ごみの1人1日当たりの排出量である556g/人・日を僅かながら下回っています。

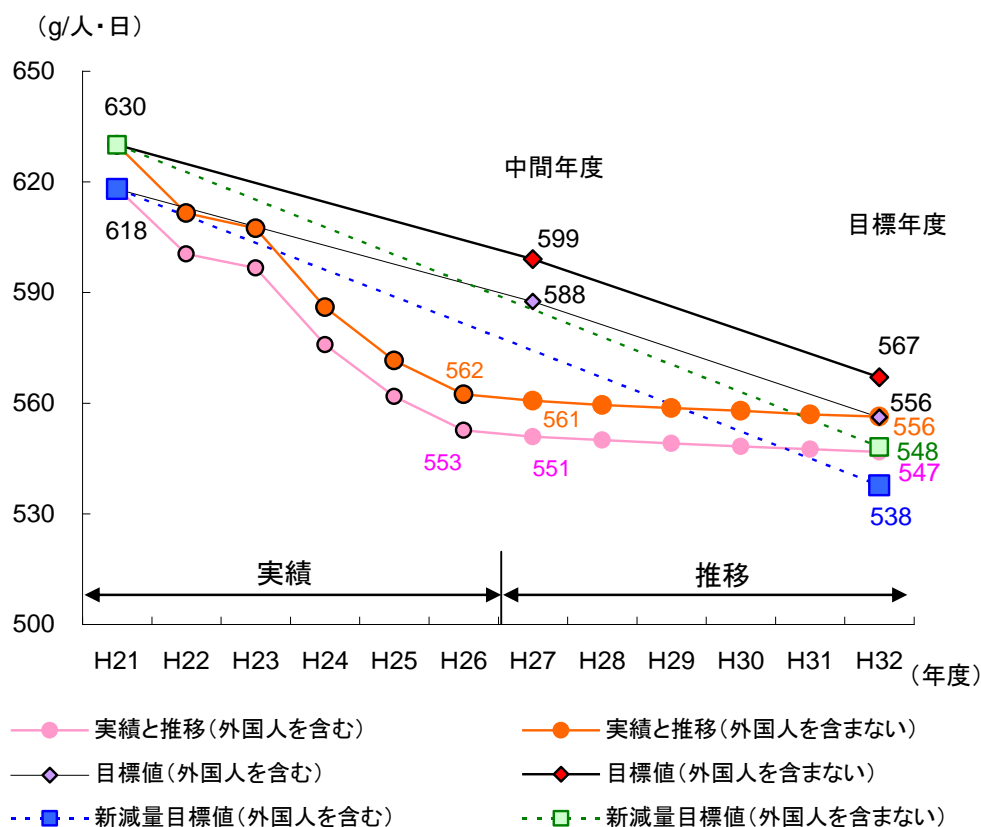


図4-2-1 1人1日当たりの家庭系ごみの実績と推移

今回の中間見直しにおいては、ごみ量の推移や市民意識調査の結果を踏まえ、新たな減量目標を設定し、ごみ量の削減に向けて取り組む必要があります。

基準年度から燃やすごみの1人1日当たりのごみ量の推移をみると平成23年度までは下降傾向ですが、平成24年からはほぼ横ばいになってきました。

表4-2-1 (参考) 家庭系燃やすごみの1人1日当たりの排出量の推移

	(g/人・日)					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
燃やすごみ	446	435	436	427	425	425
変化率(%)	—	▲2.5	0.2	▲2.1	▲0.5	0

また、市民意識調査では、多くの方がすでに高い割合でごみ減量策を実践していることがわかりました。

表4-2-2 市民意識調査（平成27年実施）の結果と今後の減量策

実践する減量策	実践している割合 (%)	拡大する実践率の目標又は世帯数	施策
詰め替え商品の購入	71.2	10%	引続きホームページでの啓発や
マイバッグの持参	65.2	15%	「すまいるしょっぷ」の普及
生ごみは水を切ってから出す	73.9	6%	水切り、使い切り、食べ切りの
食品の使い切り、食べ切り	54.1	25%	「3キリ」運動の展開
トレイの廃棄は店頭回収を利用	17.4	13%	回収店舗の紹介等
生ごみのたい肥化	4.7	2,500 世帯	ダンボールコンポストの普及

今後の施策として、「詰め替え商品の購入」「マイバッグの持参」「トレイの店頭回収」については、これらを推進する「すまいるしょっぷ」を引続き支援するほか、ホームページでの啓発を実施していきます。

生ごみの減量については、食材の使い切り、生ごみの水切り方法の紹介や食べ残し、食品ロスゼロメニューの紹介等「3キリ」運動を展開するとともに、省スペースで活用できる特徴を生かしたダンボールコンポストの普及策を講じていきます。

これらの施策により、現在の予測値である1人1日当たりのごみ排出量547gから9g削減し、目標値は基準年度から13%減の538gとします。

＜事業系ごみ＞

事業系のごみについては、ごみ量の推移と増加の要因から目標値を見直す必要があります。事業系のごみの発生量は、基準年度の翌年は、リーマンショックによる景気の後退により大きく減少しました。その後、景気の回復に伴う増加と合わせて、新東名高速道駿河湾沿津サービスエリアの開設が影響し、この数年増加傾向にあります。平成 26 年度の実績値は、年間 19,927 t で、基準年度から 3% の減少にとどまっています。

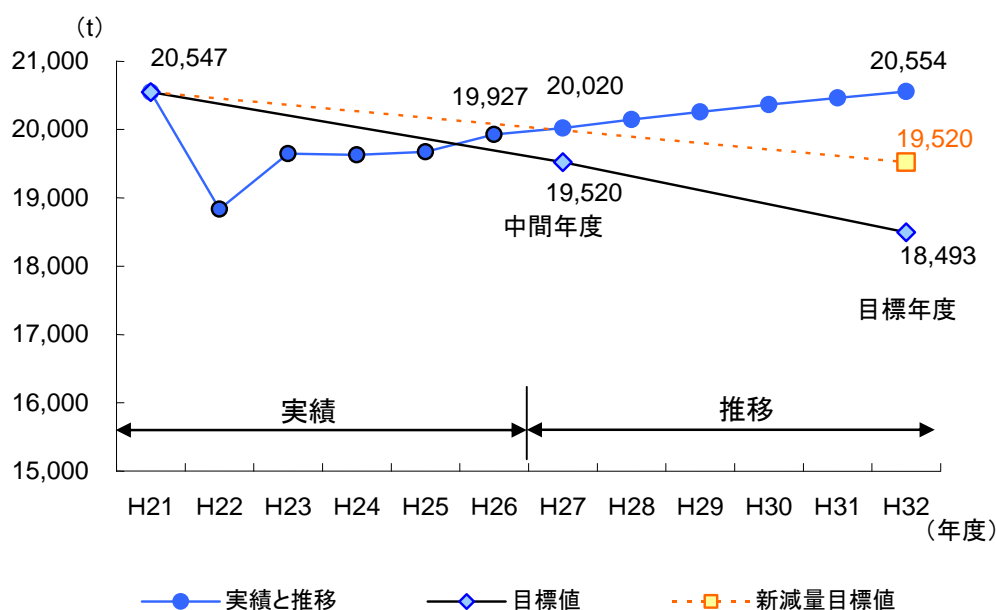


図4-2-2 事業系ごみの実績と推移

事業系ごみの排出量は景気に影響されやすいこと、平成 31 年に進出を予定している大型商業施設による多量排出などの増加要因があります。一方ごみ減量の施策として、エコイベントを推進し、食品ロス削減を目標とする飲食店等に「すまいるしょっぴ」の認定範囲を拡大するほか、事業系ごみの受け入れ基準遵守のための指導の厳格化などに取り組みます。この結果、現在の予測値である年間ごみ排出量 20,554 t から 1,034 t 削減し、新たな目標値は基準年度から 5% 減の 19,520 t とします。

減量目標値

家庭系ごみの削減目標

基準年度（平成 21 年度）から 13% 削減を目指します。

618g/人・日から 538g/人・日

事業系ごみの削減目標

基準年度（平成 21 年度）から 5% 削減を目指します。

年間 20,547t から年間 19,520 t

第3節 生活排水処理基本計画の目標

生活排水処理基本計画の目標値として、生活排水処理率を設定します。本市においては、合併処理浄化槽人口及び下水道接続人口を基に算定します。

目標：生活排水処理率87%を目指す

【目標値の設定方法】

下水道の整備及び接続を円滑に推進し、下水道計画区域外における合併処理浄化槽の促進など、地域の実情に即した生活排水処理について調査・研究を行い、生活排水処理率を計画目標年度までに87%とすることを目指します。

表4-3-1 生活排水処理に関する目標値

(人)

	実績 平成.21年度	中間年度 平成.27年度	目標年度 平成.32年度
計画処理区域内人口	211,846	202,000	192,800
生活排水処理人口	134,465	154,037	167,736
合併処理浄化槽人口	45,143	51,296	57,218
下水道接続人口	89,322	102,741	110,518
生活排水未処理人口	77,381	47,963	25,064
単独処理浄化槽人口	70,012	44,092	22,537
汲み取り人口	7,369	3,871	2,527
生活排水処理率(%)	63	76	87

※江梨コミュニティプラント処理人口及び井田漁業集落排水処理施設処理人口は下水道接続人口に含む
※人口については、外国人を含む

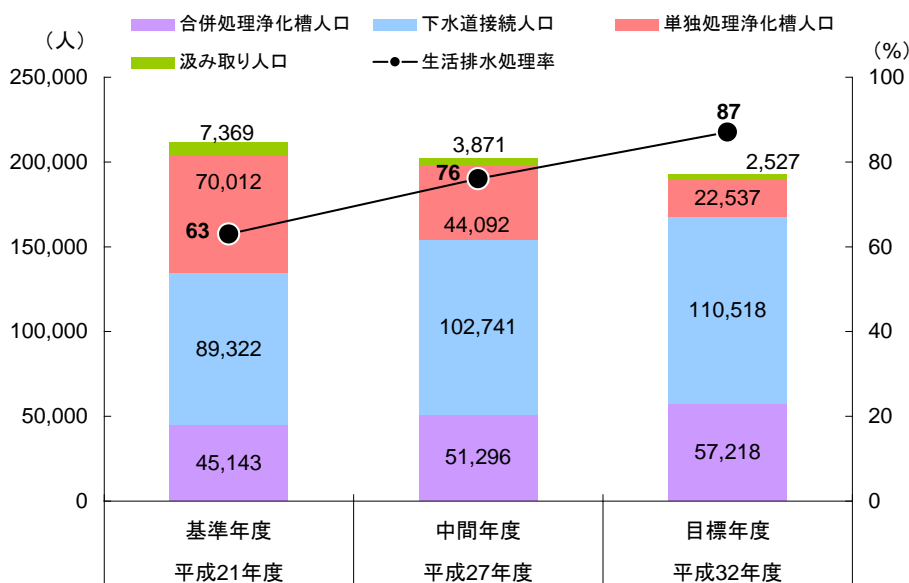


図4-3-1 生活排水処理に関する目標値

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 発生・排出抑制計画

ごみを出さない生活・活動を推進する

1. 基本方針

ごみ処理基本計画の基本理念の実現に向けて、基準年度から家庭系ごみ 13%削減の1人1日当たりのごみ量 538g、事業系ごみ 5%削減年間 19,520t を達成するため、市民、事業者及び行政が相互の役割を認識して、ごみを出さない生活様式の浸透を進めるとともに、持続性のある循環型社会システムの構築を目指します。

2. 実施施策

(1) 家庭系ごみ削減のための施策

1) 3Rに関する情報発信

①ホームページ・広報紙などによるPR

ホームページでは、ごみの分別方法や資源化物の排出方法、ごみ集積施設整備補助制度の紹介など、3Rに関する最新情報を掲載しています。

また、買い物時に心掛けてほしい、以下のことについても呼びかけていきます。

- ・マイバッグを持参する
- ・過剰包装やレジ袋は断る
- ・本当に必要なものかよく考え、ごみになるものは買わない
- ・環境ラベルのついた再生品や環境配慮製品を選ぶ

また、従来の広報紙やホームページの充実をはじめ、様々な情報ツールを活用し、市民や事業者への幅広い情報提供に努めます。

なお、平成 27 年度からごみの収集カレンダーを民間Webサイトに掲載しています。

②イベントなどによるPR

フリーマーケットフェスティバル・消費生活展などにおいて3Rに関する啓発活動を行います。

③ごみ出張講座などによるPR

ごみ出張講座や自治会説明会の内容を充実させるとともに、実施回数を増やすなど積極的に開催し、ごみ減量の啓発や情報提供に努めます。

④ごみの出し方便利帳によるPR

転入者や希望者に対し「ごみの出し方便利帳」の配付による啓発を行います。

2) リユースの推進

①フリーマーケットフェスティバルの開催情報の提供

現在実施しているフリーマーケットフェスティバルを継続するとともに、市民団体等が主催するフリーマーケットについても積極的に情報を収集し、ホームページなどを通じて情報提供を行います。

②不用品交換会の開催

衣類のリユースの推進を図る xChange[※]を平成 27 年度から開催するとともに、埋め立てごみとして処理されているガラス製品・陶器等の交換会についても検討していきます。

※「xChange」とは、お子さんが大きくなって着られなくなった服を、メッセージを付けて次の方へとつなげる交換会。

3) ごみに関する環境教育の推進・充実

①次世代を担うこどもたちへの教育

次世代を担うこどもたちへの教育は非常に重要であり、小中学校への出前講座・ごみ教室や親子ごみ処理施設見学会（平成 11 年度開始）を継続して実施し、小学生の社会科見学の機会にも、ごみ減量の啓発を実施します。

②ごみ講座などによる人材育成

環境市民大学ごみ講座(平成 13 年度開始)・出前講座を継続して実施します。また、これらごみ講座などの修了者が、習得した知識を生かし、市民のリーダーとして活躍できる場を創出し、新たな 3R 推進の担い手を発掘・育成する仕組みを構築します。併せて、xChange や環境市民大学の参加者のコミュニケーションの充実を図り、市民や市民団体等のネットワークの構築を支援します。

4) 生ごみの減量・資源化の推進

生ごみのさらなる排出抑制策を進めます。農業や園芸などに活用するために厨芥ごみを堆肥にする NPO などの団体に対する支援を検討していきます。

各家庭に向けては、燃やすごみに多く含まれる厨芥ごみの削減を目指し、食品ロスを減らす取り組みと使い切り・食べ切り・水切りの「3キリ」運動を推進していきます。食品ロスには、過剰除去（野菜の皮の厚むきなど可食部分を過剰に除去する）、直接廃棄（賞味期限切れなどにより使用・提供されずに捨てる等）、食べ残し（食べ残して廃棄する）があります。市民の食品ロスへの関心を高め、日常生活において実践できるよう働きかけていきます。買い物の工夫や「3キリ」運動の浸透をはじめ、無駄のない調理方法の紹介、食べ残しゼロメニューや残り物活用術等のアイデア募集と紹介、水切りのポイントなどについて、広報紙やホームページといった様々な媒体を通じて広く周知を行います。

また、安価で簡単に製作できるダンボールコンポスト[※]については、平成 26 年度からぬまづ環境市民大学ごみ講座で試作・活用・研究に組み込んでいます。今後も環境

教育やイベント等の機会を利用し、ダンボールコンポストの効果を広く周知をするとともに、バルコニー等省スペースでの活用が期待できる集合住宅での普及を促進します。

※「ダンボールコンポスト」とは、ダンボール箱を使って、微生物の力で、生ごみを減量・堆肥化する簡易生ごみ処理容器です。

5) すまいるしょっぷ（ごみ減量・資源化推進協力店）の普及・拡大

簡易包装やレジ袋削減に努めたり、トレイやペットボトルなどの資源化物を回収するなど、ごみの減量・資源化の取り組みを事業者に働きかけていきます。また、これらの取り組みを行っている店舗を「すまいるしょっぷ」として認定し、その取り組みを支援していきます。

また、静岡県においても「ふじのくにエコショップ宣言」が実施されており、相互の取り組みの拡大・充実に向けた調整や連携の検討を進めます。



6) 地域（自治会・コミュニティ）活動の支援

①資源化推進活動奨励金

資源回収の日に、回収した古紙・古布などを再生原料業者等に売却した収入は、引き続き資源化推進活動奨励金として、排出量に応じて自治会に還元するとともに、奨励金について周知していきます。

②わかりやすく親しみの持てる分別説明会

自治会等を通じて市が開催するごみ出張講座や分別の説明会は、参加者が楽しくごみについて理解できるようさらに内容に工夫を加えるとともに、地域の中のイベントでも地域の方向士で分別について学習できる仕組みを検討していきます。

③環境衛生自治推進協会や環境美化指導員への支援

環境衛生思想の普及に貢献する環境衛生自治推進協会と環境美化を推進する環境美化指導員との連携を強化するとともに、環境美化指導員によるごみのポイ捨てや犬のフン放置の禁止等に関する指導・啓発活動をポイ捨て禁止看板や啓発グッズの配布を通じ引き続き支援します。

④ごみ集積施設整備に対する補助

良好な生活環境を保全し、適正な分別排出と資源のリサイクルを推進するため、ごみ集積施設を設置又は修繕する自治会に対して、ごみ集積施設設置等補助金を交付します。

⑤高齢者等ごみの排出困難者への配慮

高齢化が進む中、ごみ集積場所への排出が困難な方への支援について、地域の意見や協力を得ながら検討していきます。

(2) 事業系ごみ削減のための施策

1) 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

①エコイベントの推進

イベント自体がごみの削減、リユース容器の活用などの3Rに配慮したものとなるよう関係機関と連携し、働きかけていきます。

②飲食店における食品残渣の減量

食品残渣の減量につながる、食べ残しゼロメニュー・ハーフサイズメニューや食べ残しのお持ち帰り制度を採用する飲食店について、「すまいるしょっぴ」^①として認定し、支援していく仕組みを作ります。

2) 事業者への指導・助言

①環境マネジメントシステム導入に対する支援

事業所における環境配慮の取り組みを進めるため、環境マネジメントシステムの取得支援に努めるとともに、導入後に抱える課題などについて、現状の把握と相談支援に努めます。

②多量排出者への指導・助言

事業者の排出者責任を明確にするため、資源化などのごみ発生・排出抑制を図るとともに、自己処理、直接持込又は許可業者収集の徹底を図ります。

平成12年度から義務化した多量排出事業者への減量化計画の作成・提出を徹底し、計画書に基づくヒアリングや現地指導を行うとともに、ホームページなどを通じて優良事業所のごみ減量・リサイクルの事例を紹介します。

また、許可業者の受託状況や事業者管理システムなどにより各事業所のごみ処理方法の把握に努め事業系指定袋の購入状況を検証した上で、事業者への適正排出に係る指導・助言を実施します。

なお、月平均100kg以下の少量排出事業者に対しては、地元自治会などの承認を得た上で少量排出事業者集積場所使用届を出すことで事業系指定袋（有料）による集積場所への排出を認め、家庭系ごみと合わせて回収をしています。

3) 事業系ごみの適正管理・負担の推進

①受け入れ基準の遵守

特定家庭用機器再商品化法の対象家電品、適正処理困難物、特別管理一般廃棄物及び産業廃棄物については、現行どおり市の施設では受け入れないこととし、その他の事業系ごみについては事業者責任による自己処理を原則とします。

また、受け入れ可能なものについても市の分別区分、分別基準に合致しない物は受け入れません。

一般廃棄物収集運搬業者など市の施設に事業系ごみを搬入する者に対して受け入れ基準遵守のための指導を厳格化します。

②内容物調査の実施

分別の状況を把握するため、施設に搬入される事業系ごみの内容物調査を実施し、受入基準以外の廃棄物やリサイクル可能な廃棄物などの混入を防止し、適正な搬入を行うように指導します。

③手数料の見直し

現在、ごみ処理施設への搬入者や少量排出事業者（集積場所を使用している）などからごみ処理手数料を徴収しています。今後は、事業系ごみの適正排出施策と合わせ、ごみ排出量の推移や費用対効果等を勘案し、手数料の見直しを検討します。

第2節 リサイクル推進計画

資源化量を増やすとともにごみゼロ社会を目指す

1. 基本方針

新処理施設の整備と併せ、ごみの発生・排出を抑制し、さらに、ごみが最大限資源として有効利用されるごみゼロ社会を目指します。

2. 実施施策

(1) リサイクル品目

市民負担の軽減と環境負荷の低減を念頭に、広報紙、説明会などを活用して、以下の品目について分別精度向上の必要性について周知していきます。

1) 粗大ごみ

手を加えることで使用できる家具類などについては、リユースシステムの構築を検討し、再使用の推進を図ります。

高齢者世帯や障害者世帯など粗大ごみの排出が困難な世帯に対しては、戸別収集を実施していますが、より簡便な排出支援を検討します。

2) 生ごみ（厨芥類）

生ごみの堆肥化については、利用件数の減少等により家庭用生ごみ処理機器購入費補助制度を平成 25 年度で終了しました。現在は、ダンボールコンポストによる生ごみ堆肥化の推進に向け、利用者の拡大を進めていきます。

また、生ごみ堆肥の農業や園芸などへの活用に向け、厨芥ごみの堆肥化を推進する団体等に対する支援についても検討します。

3) 剪定枝

剪定枝のリサイクルについては、平成 19 年度から開始し、現在自治会や団体からの申し込みによる資源化処理を行っています。今後、これまでの実績をもとに費用対効果や回収方法などについて検証し、効率的な処理に向けた施策の改善に取り組みます。

4) 廃食油

資源回収の日における集積場所からの収集及び地区センター、JA、ガソリンスタンドなどの拠点からの回収を実施しています。今後はさらに市民の協力が得やすい体制を整え、リサイクルを推進し燃やすごみの量を削減します。

5) 使用済み小型家電

使用済み小型家電は、埋め立てごみの日に集積場所にて回収していますが、平成 25 年度から市内の公共施設において 10 品目の使用済み小型家電の拠点回収を実施しています。今後はさらに回収拠点を増やすとともに市民への周知を徹底し、使用済み小

型家電に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどのリサイクルを推進します。

6) 雑がみ

燃やすごみの中に混入されやすい雑がみ（名刺やはがき、お菓子の紙など）は、資源回収の日の古紙類の「その他の紙」として排出されるように、各家庭で分別しやすい方法を広報していきます。

(2) リサイクルシステムの充実

1) 現行システムの継続と新システムの検討

現行の分別品目によるリサイクルシステムに加え、剪定枝、廃食油、使用済み小型家電の回収を実施しており、市民への回収方法の周知と回収機会の拡大を図ります。

今後は新中間処理施設の整備状況も踏まえ、費用対効果とともに、より一層の環境負荷の低減及び市民負担の軽減を考慮した回収・処理システムの検討を進めます。

2) 販売店回収システムの推進

すまいるしょっぴ認定制度等の情報提供を行うとともに、店頭回収など事業者による回収を推進します。

3) 事業者リサイクルネットワークの構築

事業所におけるごみの減量化と、リサイクルを効率的に進めるためには、同種の一般廃棄物を排出する事業者間での連携が考えられます。また、既存の資源回収ルートの拡大によるリサイクルの推進が期待できます。そこで、各事業所でのリサイクル取組状況等を踏まえ、リサイクルネットワークの構築を推進します。

4) 焼却飛灰の資源化

焼却処理により生じる飛灰について、平成 27 年度から外部委託による資源化処理を実施しており、今後も継続して資源化に取り組みます。

5) 生ごみなどの資源化

厨芥ごみなどの有機系廃棄物については、家庭でのダンボールコンポストによる堆肥化の普及拡大に努め、減量と肥料化を進めます。

6) グリーン購入の推進

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない製品を優先的に購入、調達する「グリーン購入」を平成 13 年 9 月に定めた「沼津市グリーン購入に係る基本方針」に基づき推進します。

第3節 収集運搬計画

市民への負担や環境負荷が少ない分別・収集運搬方法を目指す

1. 基本方針

分別品目に関して、環境基本法や容器包装リサイクル法などの関連法規を基本として、できるだけ市民への負担や環境負荷が少ない分別・収集運搬方法を目指して検討を進めます。

2. 実施施策

(1) 収集体系の最適化

1) 排出困難者に対する支援

高齢化が進む中、ごみ集積場所へ出すことが身体的に困難で、身近な人などの協力が得られない高齢者や障害者などの負担を軽減するため、排出困難者のための支援を検討します。

2) 粗大ごみの戸別収集

粗大ごみの収集は、一部の高齢者などで実施していますが、粗大ごみの解体などが負担となっている現状を踏まえ、その改善を考慮した収集方法を検討します。

3) 販売店回収の推進

白色トレイ、ペットボトル、乾電池、蛍光灯などについて、販売店の協力を得て店頭回収など事業者による回収を推進します。

4) 収集運搬における環境への配慮

収集運搬において、悪臭防止・騒音防止など周辺環境の配慮に努めます。

(2) 分別区分の最適化

新中間処理施設の稼働に合わせて、資源としてリサイクル可能なものを効率よく回収・資源化ができるよう最適な分別区分を検討します。

また、本市の高齢者人口及び高齢化率は、今後も増加することが見込まれており、誰にでもわかりやすく、出しやすい分別区分や排出方法等について検討を行うとともに、地域の中で、分別やごみ出しを支援する仕組みづくりについても検討します。

表5-3-1 現状の分別区分

分 別
○燃やすごみの日
○プラスチック製容器包装の日
○資源回収の日(缶類、びん類(3種)、金属類、古紙類(4種)、古布類、乾電池、ペットボトル)
○埋め立てごみの日 せともの・ガラス類(①類)、焼却粗大ごみ(②類)、熱源利用プラスチックごみ(③類)、蛍光灯

(3) 不適正排出の防止

1) 適正排出の周知

正しい分別や、排出方法について啓発を行います。

2) マンション・アパート管理者との連携

単身世帯が多いマンション・アパートなどは、居住者の入退室のサイクルが短く、分別排出の不徹底が生じやすいため、「ごみの出し方便利帳」を配布し、管理者などと連携して適正排出の指導を徹底します。

3) 不適正排出に対する指導

不適正な排出については、警告シールの貼付や個別訪問等を実施し、適正な分別排出をするよう指導します。

(4) 不法投棄対策の実施

1) 不法投棄防止に向けた関係団体との連携

南駿農業協同組合、愛鷹山森林組合、沼津タクシー協会、市内4ゴルフ場、郵便局と「廃棄物不法投棄についての情報提供の覚書」などを締結しており、引き続き早期発見を目指してパトロールを強化していきます。また、不正な回収業者の把握や指導に努めます。

2) 集積場所での適正排出の指導の実施

自治会からの要請や不適正排出が行われている集積場所を対象に適正排出の指導を実施し、不適正排出者などへの分別指導を継続的に実施します。

3) 海岸漂着ごみの減量化と適正処理

海岸に漂着するごみの減量化は、市内のみでは解決できない問題であることから、国、県など河川・海岸管理者や上流市町と連携をとって、減量対策と適正処理に努めます。

(5) 家庭系ごみの有料制の研究

ごみの排出量に応じて市民に処理経費の一部負担を求めるという観点から、家庭ごみの有料制について、引き続きごみ量の変化などを考慮しながら検討を行っていきます。

第4節 中間処理・最終処分計画

新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない中間処理施設及び新最終処分場を整備する

1. 基本方針

新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない中間処理施設の整備並びに最終処分場の整備に努めるとともに、地球温暖化防止に寄与するシステムを構築します。

2. 実施施策

(1) 中間処理施設（焼却施設・リサイクル施設など）の整備

沼津市清掃プラントは、現在の耐震基準が適用される前に設計された施設であり、耐震性が危惧されます。このため、より安全で、環境負荷が少なく、かつ地球温暖化防止に寄与できる新施設の整備を進めていきます。

(2) 中間処理における環境配慮

1) 有害物質や環境汚染物質への対応

昭和 51 年から稼働している沼津市清掃プラントについては、ダイオキシン類対策として平成 13 年度に基幹改良工事が完了し、併せて、イオウ酸化物等の環境汚染物質への対策も進みました。安定した性能を維持するため徹底した維持管理を行っていますが、経年劣化による老朽化も進んでいます。新たな中間処理施設の整備により、ごみ処理に伴う環境負荷のさらなる低減を目指します。

2) エネルギーの効率的利用

現在、沼津市清掃プラントで焼却により生じた熱エネルギーは、暖房・給湯、隣接する温水プールの熱源として活用しています。

新中間処理施設の整備にあたっては、新たに発電による熱エネルギーの有効利用も進めます。

(3) 現最終処分場の延命化と新最終処分場の整備

平成 15 年度から実施している主灰処理の外部委託、平成 17 年度から実施している埋め立てごみの破碎選別処理、平成 27 年度から実施している飛灰処理の外部委託などを継続して、リサイクルの推進と埋め立て量の削減に努めます。また、新最終処分場の候補地選定調査を進め、早期整備に努めます。

第5節 本市の目指す処理システム

市民、事業者、行政が連携・協働して、3R・廃棄物処理に関する技術の革新などを考慮した新たな視点で、低炭素で循環型の社会形成を考慮したより安全で環境負荷の少ない新処理システムの構築を目指します。

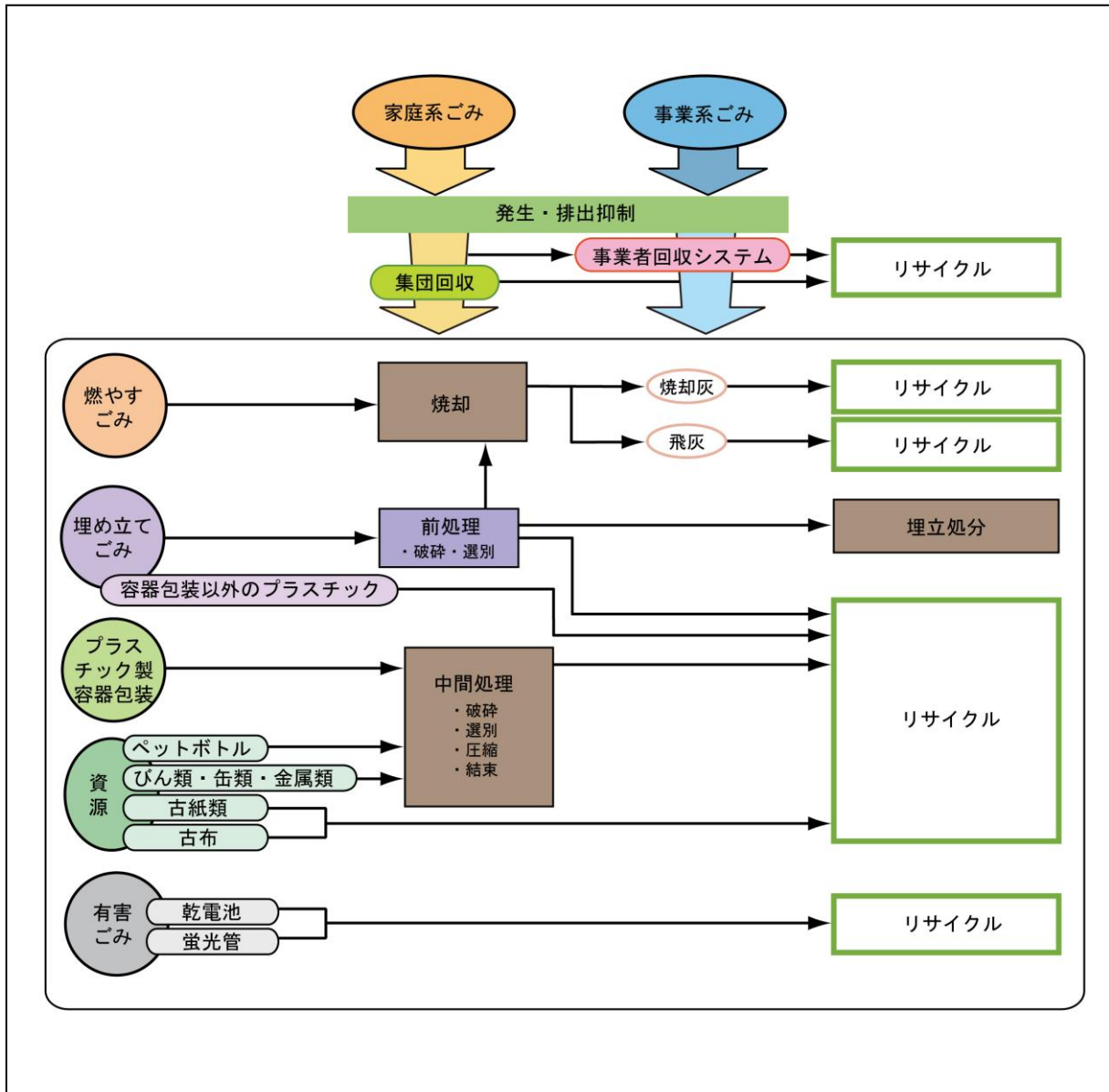


図5-5-1 本市の目指す処理システム

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 排出抑制計画

水質汚濁の発生源における水環境の保全対策を進めるとともに排出抑制を図る

1. 基本方針

水質汚濁の主要因は大規模事業所のみならず各家庭や中小規模事業者にも大きな要因が見られます。各家庭や事業者からの汚濁物の排出を抑制することで環境負荷の低減を図る必要があります。

- 排出源での水環境の保全意識の高揚
- 生活排水の未処理放流の削減を推進する

2. 実施施策

(1) 生活排水処理に関する情報提供

広報紙・ホームページなどにより、生活排水処理の状況や下水道供用区域などに関する情報提供を行います。

(2) 排出源での水環境の保全対策の促進

市民や事業者の環境保全意識の高揚を図るため、各家庭や事業所で次のような対策が講じられるよう促します。

- 洗浄前の汚れの除去
- 洗剤の使いすぎの自粛
- 環境にやさしい洗剤の使用
- 節水による排出量の削減、風呂の水の再利用
- 調理屑の除去

(3) 合併処理浄化槽設置に対する支援

汚濁負荷量の低減を図るためには合併処理浄化槽の促進など、地域の実情に即した生活排水処理について、下水道計画との連携を進めながら、調査・研究を行うとともに、下水道計画区域外において、現状の設置補助を継続的に実施します。

(4) 適正な浄化槽維持管理の推進

浄化槽法に基づく点検の実施等浄化槽の維持管理の徹底を図り、浄化槽の処理性能を最大限に引き出し、排出源における適正な排水処理を進めるために、浄化槽の維持管理方法について情報提供を行うとともに、適正な管理について指導をします。

第2節 収集運搬計画

し尿や浄化槽汚泥などの適正で効率的な収集運搬システムを継続する

1. 基本方針

今後、下水道計画の整備が進むことから、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少することが想定されます。沼津市総合計画など上位計画の進捗状況を踏まえて、適正かつ効率的な収集運搬システムを維持します。

2. 実施施策

(1) 一般廃棄物（し尿等）収集運搬業者（許可業者）による収集体制の継続実施

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、許可業者により引き続き実施していきます。

ただし、今後、下水道整備の進捗に伴い、規模の縮小が想定されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬事業については、許可業者と、本市の実情に合わせた協議、情報提供を行い、事業転換を促進します。

(2) 収集運搬の効率化

今後は汲み取り量及び浄化槽汚泥量の減少が見込まれます。本市としては事業の合理化を図る中で廃棄物処理業者とより一層の連携をとり、計画収集の徹底を図り、住民サービスの低下を招かないように収集の効率化を推進します。

第3節 中間処理・最終処分計画

し尿処理施設など環境への負荷を最小にするシステムを継続する

1. 基本方針

市全域から収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、市の施設において処理を実施し、施設の管理全般は従来どおり市で行います。

2. 実施施策

(1) し尿処理施設の適正管理

市全域から収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、沼津市衛生プラント（アクアプラザ）及び沼津市戸田衛生センターにおいて生物処理などを行い、処理後に生じる脱水汚泥については肥料化し、し渣については焼却処理する現行の処理システムを継続して行います。

(2) 汚泥のリサイクルの継続

脱水汚泥は民間業者において肥料化することを継続して実施します。

資料 編

目 次

資料 1.	本市の現況.....	38
第 1 節	地域特性.....	38
第 2 節	ごみ処理の実態.....	45
第 3 節	生活排水処理の実態.....	67
資料 2.	各指標の推計結果.....	76
第 1 節	推計方法.....	76
第 2 節	人口の推計結果.....	77
第 3 節	ごみ量の推計結果.....	78
第 4 節	生活排水処理人口及び発生量の推計結果.....	85

資料 1 本市の現況

第1節 地域特性

1. 人口

(1) 人口の推移

本市の人口は平成 26 年度 3 月末現在で 201,804 人、世帯数は 89,797 世帯となっています。1 世帯当たりの人数については 3 人以下であり、人口の減少と世帯数の増加から核家族化が進んでいることが伺えます。

表 1-1-1 人口推移

各年度 3 月末現在

年度	世帯数		人口(人)			
			人口	対前年増減数	1 世帯当たり	
H17	86,600	(84,116)	214,964 (210,736)	3,752 (3,497)	2.51 (2.48)	
H18	87,331	(84,921)	214,399 (210,120)	-565 (-616)	2.47 (2.46)	
H19	88,090	(85,680)	213,712 (209,489)	-687 (-631)	2.45 (2.43)	
H20	88,556	(86,292)	212,834 (208,749)	-878 (-740)	2.42 (2.40)	
H21	89,048	(86,853)	211,846 (207,835)	-988 (-914)	2.39 (2.38)	
H22	89,158	(87,239)	210,426 (206,631)	-1,420 (-1,204)	2.37 (2.36)	
H23	89,317	(87,473)	208,394 (204,700)	-2,032 (-1,931)	2.34 (2.33)	
H24	89,377		205,887	-2,507	2.30	
H25	89,492		203,806	-2,081	2.28	
H26	89,797		201,804	-2,002	2.25	

資料：沼津の統計

平成 24 年度から住民基本台帳法改正により、外国人を含むため、平成 17 年から平成 23 年までを外国人を含む数値に補正をする。

()内の数値は、外国人を含まない数値

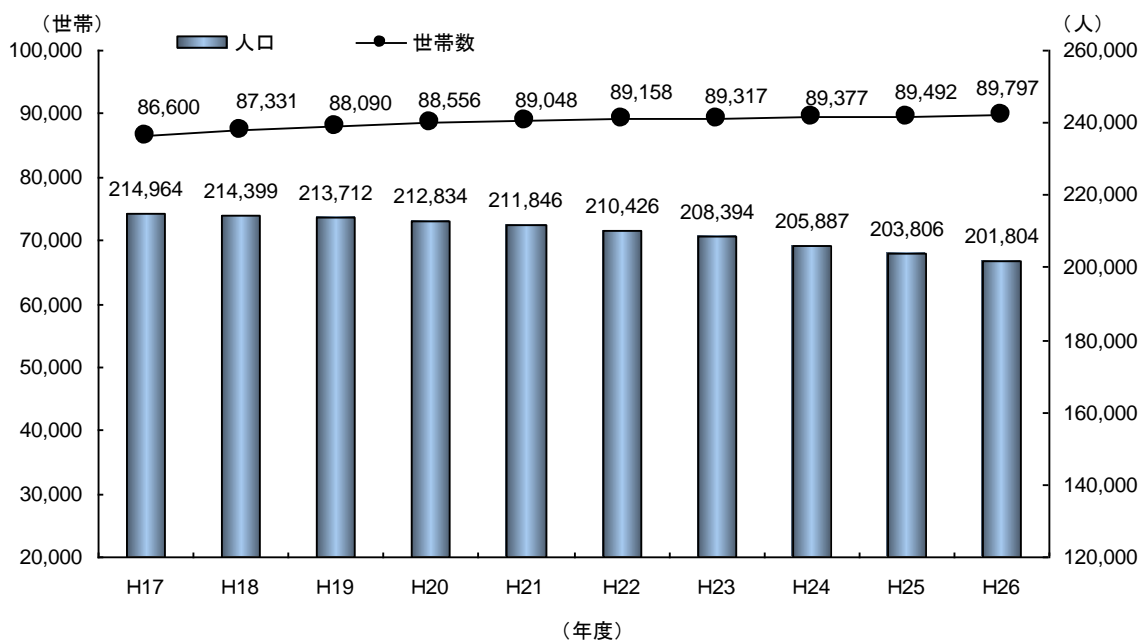


図 1-1-1 人口推移

(2) 人口動態

平成 20 年度から 6 年間の自然増減をみると減少傾向にあります。社会動態については、転入、転出ともに毎年 8,000 人前後の移動により、本市の総人口の約 8%にあたる人の移動が生じています。

表 1-1-2 人口動態

(人)

年度	自然増減			社会増減			増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
20	1,722	2,058	-336	7,726	8,130	-404	-740
21	1,604	2,044	-440	7,322	7,796	-474	-914
22	1,517	2,144	-627	6,966	7,543	-577	-1,204
23	1,493	2,215	-722	6,478	7,687	-1,209	-1,931
24	1,406	2,222	-816	6,999	8,697	-1,698	-2,514
25	1,357	2,247	-890	7,142	8,333	-1,191	-2,081

資料: 沼津市民課

2. 市街地の動向

市街地については、総面積の約 2 割に当たる地区に人口の約 8 割が集中しています。

表 1-1-3 市街地の動向

各年 10 月 1 日現在

年度	総人口 (人)	総面積 (k m ²)	人口集中地区			総数に対する割合	
			人口 (人)	面積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)	人口 (%)	面積 (%)
H2	211,732	152.1	167,649	28.1	5,966	79.2	18.5
H7	212,241	152.2	177,229	29.8	5,947	83.5	19.6
H12	207,558	152.2	173,401	30.0	5,780	83.5	17.7
H17	208,005	187.1	170,655	29.8	5,719	82.0	15.9
H22	202,304	187.1	166,169	29.9	5,557	82.1	16.0

資料: 国勢調査

3. 産業の動向

本市の産業構造は、卸売・小売業の比率が25.8%と高く、次にサービス業が19.3%となっています。従業者数の割合については、製造業が22.6%、卸売・小売業が20.0%、サービス業が17.2%となっています。事業所の規模では1名から4名の小規模事業所が全事業所数のおよそ6割を占めています。

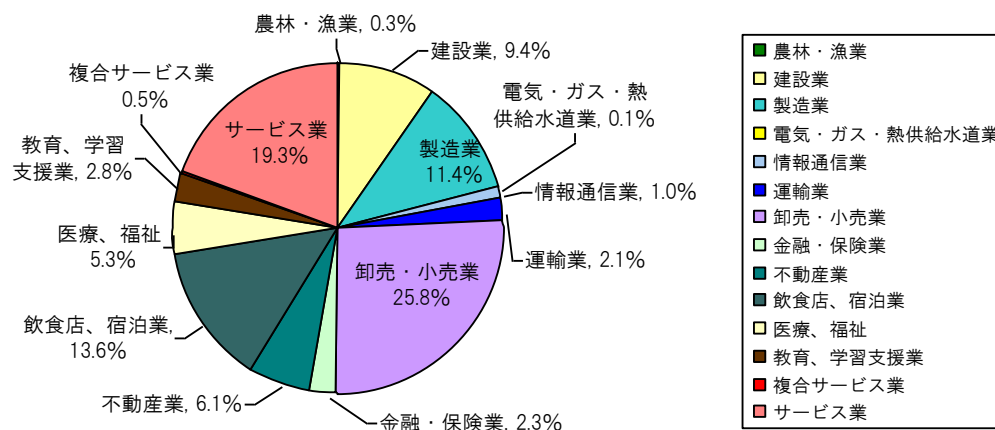
表1-1-4 産業構造

平成24年10月1日現在

	事業所数(箇所)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)
農林・漁業	31	0.3	486	0.5
鉱業	0	0.0	0	0.0
建設業	1,011	9.4	6,604	6.2
製造業	1,218	11.4	24,080	22.6
電気・ガス・熱供給水道業	10	0.1	669	0.6
情報通信業	108	1.0	2,293	2.2
運輸業	228	2.1	5,771	5.4
卸売・小売業	2,763	25.8	21,344	20.0
金融・保険業	247	2.3	3,411	3.2
不動産業	656	6.1	2,232	2.1
飲食店・宿泊業	1,455	13.6	9,507	8.9
医療・福祉	569	5.3	8,584	8.1
教育、学習支援業	299	2.8	2,731	2.6
複合サービス業	49	0.5	545	0.5
サービス業	2,068	19.3	18,388	17.2
合計	10,712	100.0	106,645	100.0

資料：経済センサス 活動調査

【事業所数】



【従業者数】

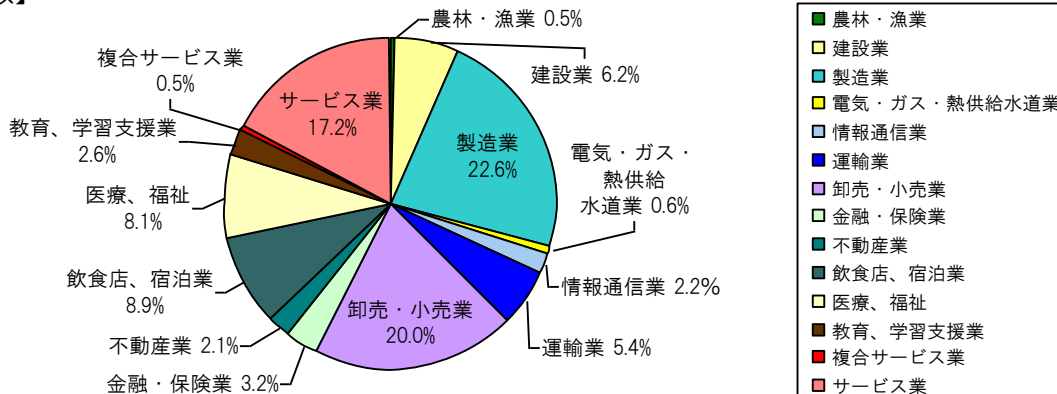


図1-1-2 産業構造

表 1-1-5 事業規模の分布

平成 24 年 10 月 1 日現在

	事業所数(箇所)	構成比(%)
1~4人	6,227	58.13
5~29人	3,858	36.02
30人~	603	5.63
派遣・下請け従業者のみ	24	0.22
合計	10,712	100.00

資料:経済センサス 活動調査

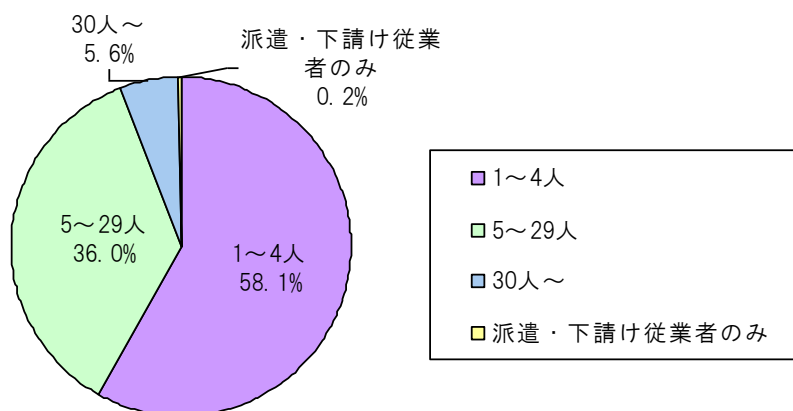


図 1-1-3 事業規模の分布

4. 土地利用状況

(1) 土地利用状況

土地利用状況について用途地域別面積をみると、第 2 種中高層住居専用地域が 688ha と全体の 21.8%を占めています。次に第 1 種住居地域が 563ha で 17.8%となっています。

表 1-1-6 土地利用状況

平成 26 年 4 月 1 日現在

種別	面積(ha)	構成比(%)
第 1 種低層住居専用地域	436	13.8
第 1 種中高層住居専用地域	134	4.2
第 2 種中高層住居専用地域	688	21.8
第 1 種住居地域	563	17.8
第 2 種住居地域	255	8.1
準住居地域	83	2.6
近隣商業地域	170	5.4
商業地域	112	3.6
準工業地域	316	10.0
工業地域	246	7.8
工業専用地域	155	4.9
総数	3,158	100.0

資料:計画課

(2) 地目別面積

地目別面積をみると、平成 26 年度においては山林の占める割合が最も多く、次いで宅地面積が多い状況です。人口減少が続く中、いぜんとして宅地の構成比が増加傾向にあります。

表 1-1-7 地目別面積

各年 1 月 1 日現在、(km²)

年度	総数	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地 その他
H21	187.11	23.59	5.71	20.89	83.28	19.13	0.09	34.42
H22	187.12	23.74	5.68	20.81	82.90	19.02	0.09	34.88
H23	187.12	23.81	5.65	20.74	82.72	18.84	0.09	35.27
H24	187.12	23.88	5.59	20.68	82.62	18.86	0.09	35.40
H25	187.13	23.96	5.59	20.63	82.60	18.81	0.09	35.45
H26	187.13	24.08	5.58	20.58	82.59	18.78	0.09	35.43

資料：資産税課(総数は国土地理院による)

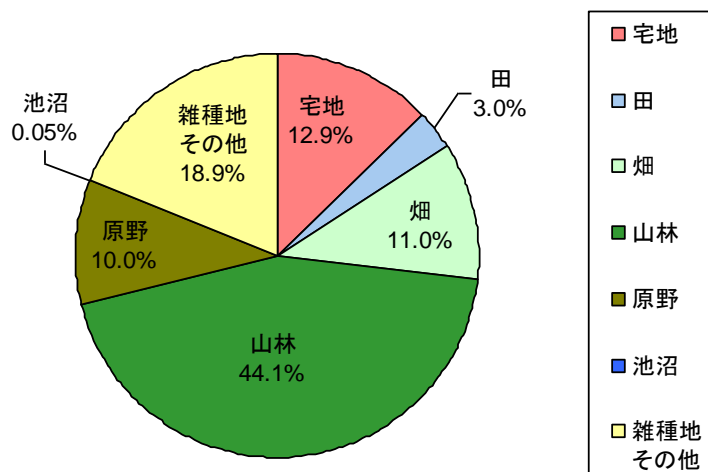


図 1-1-4 地目別面積 (平成 26 年度)

5. 将来計画

平成 22 年度に策定された「第 4 次沼津市総合計画」では、第 1 章『環境にやさしく、安全・安心を実感できるまち』 第 1 節 第 1 項「環境にやさしいまち」において①地球環境保全への貢献、③資源循環型のまちづくり、④汚水処理対策の推進の中で低炭素社会構築に関連する事項について触れています。次にその抜粋を示します。

※「第 4 次沼津市総合計画」は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 カ年を計画の期間としている。

(1) 地球環境保全への貢献

1) 市民エコ活動の推進

- 市民一人ひとりのエコ活動や、家庭における取組を促進します。
- 地域におけるエコ活動を支援し、市全体で環境にやさしい行動を進めます。

2) 省エネルギー・新エネルギーの普及及び促進

- 公用車への低公害車の導入を進めるとともに、事業者や市民に対しても環境負荷の少ない自動車の普及に努めます。
- 高効率の給湯器や家庭用燃料電池などの省エネルギー機器の普及を図り、住宅における省エネルギーを促進します。
- 公共施設への太陽光発電の導入を進めるとともに、事業者や一般家庭への普及を図ります。
- 小水力発電や太陽熱利用などの様々な新エネルギーの利用について、調査、研究を進めます。

3) 地球温暖化対策の推進

- 市全体の温室効果ガスの排出量を把握し、計画的に排出の抑制を図ります。
- 二酸化炭素を吸収する樹木の特性を生かし、公共用地などへの植樹を進め、地球温暖化対策を推進します。

4) 環境保全対策の推進

- 省資源・省エネルギーやごみの減量など、環境に関する教育や啓発を推進し、市民の環境に対する意識の向上を図ります。
- 市施設における環境マネジメントシステムの適正な運用、改善を図るとともに、事業所における環境マネジメントシステムの導入などを支援し、事業活動により生じる環境負荷の低減を図ります。
- 大気、河川、地下水などの環境測定を実施し、良好な生活環境が阻害されないよう、事業所などへの指導に努めます。

(2) 資源循環型のまちづくり

1) ごみの発生抑制、再利用・再資源化の推進

- ごみの減量化に対する市民や事業者の意識の向上を図り、ごみの発生抑制に努めます。
- 市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら、再利用・再資源化への取組を推進します。

2) ごみ処理システムの構築

- ごみの排出ルールの周知に努めるとともに、環境負荷が少なく市民への負担も少ない分別・排出方法を検討します。
- 新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない新ごみ処理施設を整備します。
- 既存の最終処分場の延命化を図るとともに、新たな最終処分場の確保に努めます。

3) 環境美化の推進

- 関係機関や地域住民と連携し、不法投棄の監視パトロールを強化するなど、廃棄物の適正処理を推進します。

- 環境美化指導員等の協力のもと、市民による環境美化活動を推進するとともに、市民一人ひとりの日常生活や事業所活動における環境美化意識の向上を図ります。
- 市民や各種団体との連携により、公共空間の清掃活動に取り組みます。

(3) 汚水処理対策の推進

1) 下水道の整備

- 下水道の効率的な整備により事業区域の拡大を図り、普及率の向上を目指します。
- 供用開始区域内のすべての世帯が下水道に接続するよう、普及啓発活動を展開します。
- 老朽化した施設について、改修工事を実施するとともに、長寿命化を図ります。
- 終末処理場などの施設をはじめ、緊急輸送路や避難路を中心に下水道管などの耐震化を実施します。

2) 排水処理対策の推進、し尿の適正処理

- 下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、適正な管理を促進します。
- 水質の改善が見られない河川について、事業場等の排水に対する指導に努めるとともに、水質改善施策の調査、研究を進めます。

第2節 ごみ処理の実態

1. ごみの種類別の排出量及び処理量

本市のごみの排出量及び処理量は、平成11年度の「沼津市指定袋」の導入と「プラスチックごみ」の分別収集により大幅な減量化を達成しました。その後は微増傾向でありましたが、平成20年度以降は減少傾向となっています。

過去6年間のごみの種類別排出量及び処理量（年間量、1人1日当たり）を次の表に示します。

表1-2-1 年間排出量及び処理量

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26
人口(外国人含まない)	(人)	207,835	206,631	204,700	202,337	200,325	198,296
人口(外国人含む)	(人)	211,846	210,426	208,394	205,887	203,806	201,804
総排出量	(t/年)	71,509	68,086	68,058	65,641	63,926	62,770
【家庭系ごみ】	(t/年)	47,807	46,118	45,504	43,274	41,792	40,705
燃やすごみ	(t/年)	34,520	33,407	33,238	32,103	31,592	31,341
埋め立てごみ	(t/年)	1,145	1,255	1,297	1,252	1,153	1,071
資源	(t/年)	7,652	6,944	6,369	5,542	4,849	4,257
プラスチックごみ	(t/年)	4,490	4,512	4,600	4,377	4,198	4,036
【事業系ごみ】	(t/年)	20,547	18,830	19,644	19,628	19,672	19,927
燃やすごみ	(t/年)	19,885	18,144	18,951	18,919	19,071	19,356
埋め立てごみ	(t/年)	404	435	422	440	405	374
資源	(t/年)	27	26	26	24	24	18
プラスチックごみ	(t/年)	231	225	245	245	172	179
集団回収	(t/年)	3,155	3,138	2,910	2,739	2,462	2,138

表1-2-2 1人1日当たりの排出量及び処理量

【外国人含む】

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26
1人1日当たりの排出量	g/人・日	925	886	892	873	859	852
【家庭系ごみ】	g/人・日	618	600	597	576	562	553
燃やすごみ	g/人・日	446	435	436	427	425	425
埋め立てごみ	g/人・日	15	16	17	17	15	15
資源	g/人・日	99	90	84	74	65	58
プラスチックごみ	g/人・日	58	59	60	58	56	55
【事業系ごみ】	g/人・日	266	245	258	261	264	271
燃やすごみ	g/人・日	257	236	248	252	256	263
埋め立てごみ	g/人・日	5	6	6	6	5	5
資源	g/人・日	0	0	0	0	0	0
プラスチックごみ	g/人・日	3	3	3	3	2	2
集団回収	g/人・日	41	41	38	36	33	29

※四捨五入の関係により、合計値が合わない場合がある

【外国人含まない】

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26
1人1日当たりの排出量	g/人・日	943	903	908	889	874	867
【家庭系ごみ】	g/人・日	630	611	607	586	572	562
燃やすごみ	g/人・日	455	443	444	435	432	433
埋め立てごみ	g/人・日	15	17	17	17	16	15
資源	g/人・日	101	92	85	75	66	59
プラスチックごみ	g/人・日	59	60	61	59	57	56
【事業系ごみ】	g/人・日	271	250	262	266	269	275
燃やすごみ	g/人・日	262	241	253	256	261	267
埋め立てごみ	g/人・日	5	6	6	6	6	5
資源	g/人・日	0	0	0	0	0	0
プラスチックごみ	g/人・日	3	3	3	3	2	2
集団回収	g/人・日	42	42	39	37	34	30

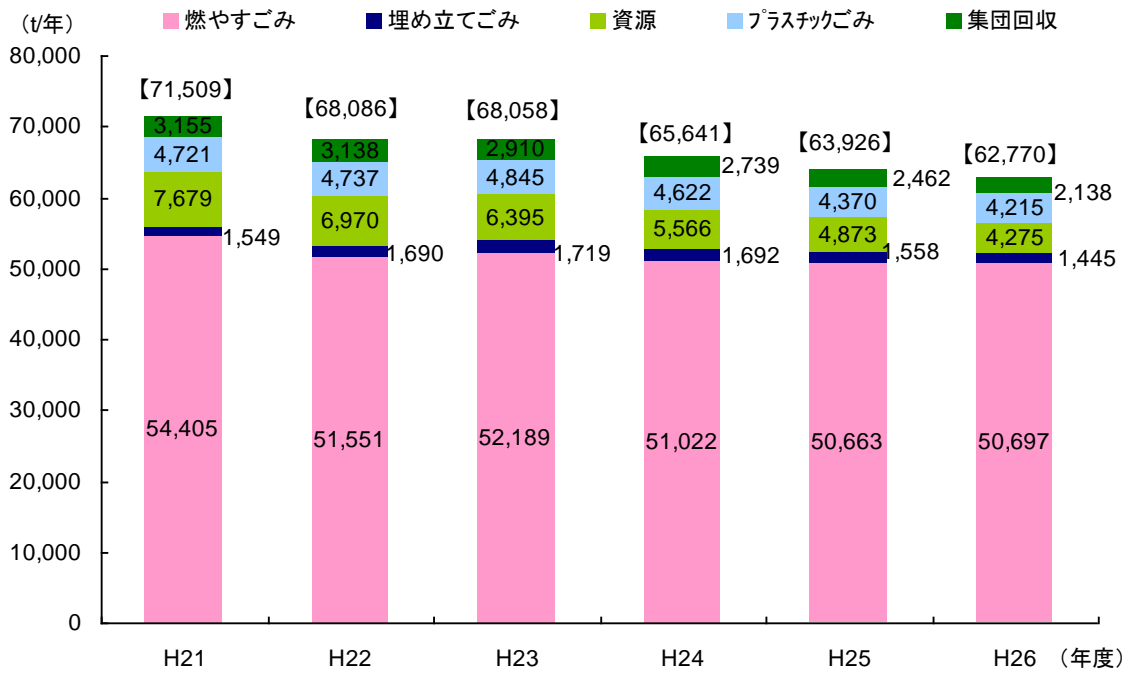
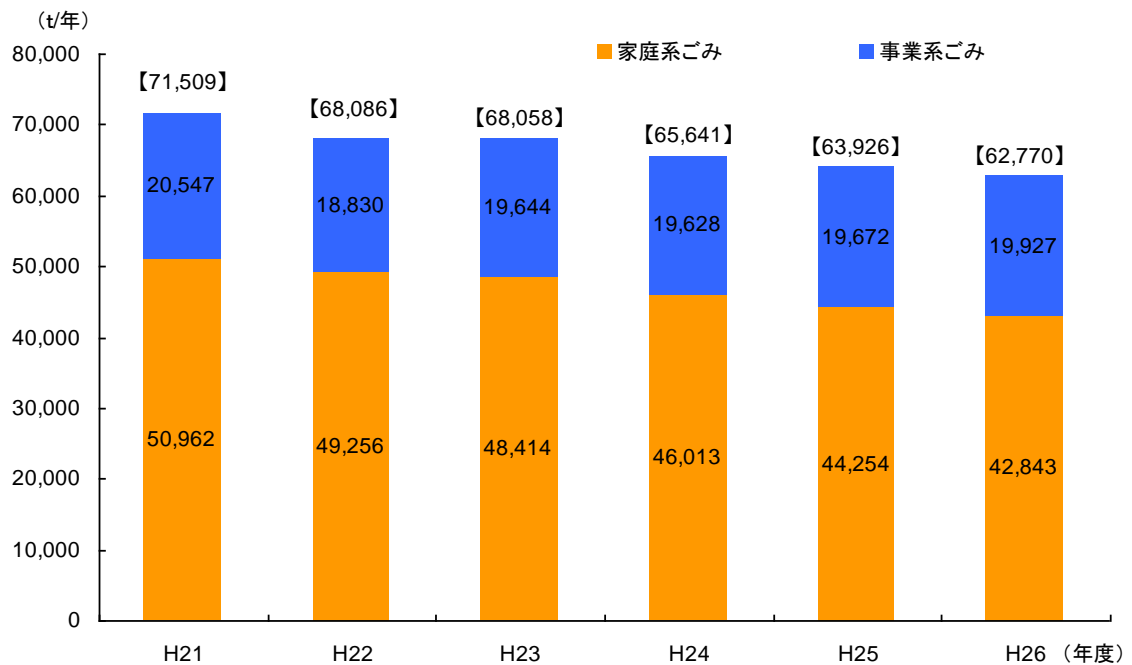


図 1-2-1 種類別排出量及び処理量



※家庭系ごみに集団回収を含む

図 1-2-2 排出源別排出量及び処理量

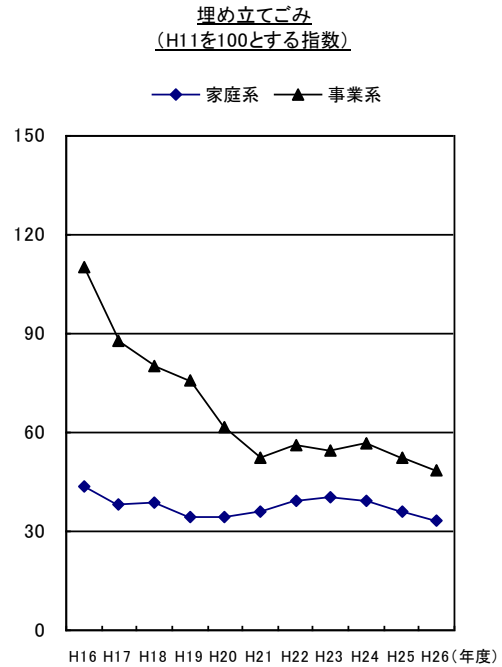
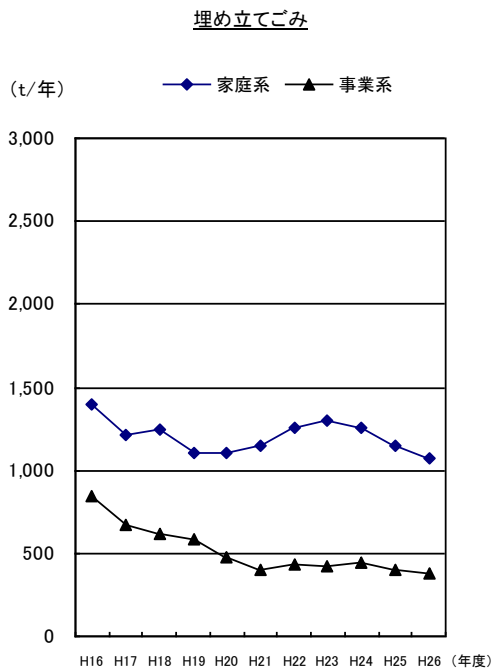
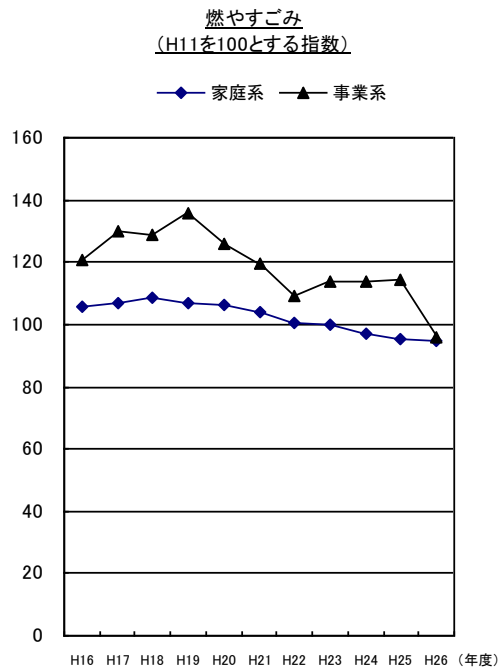
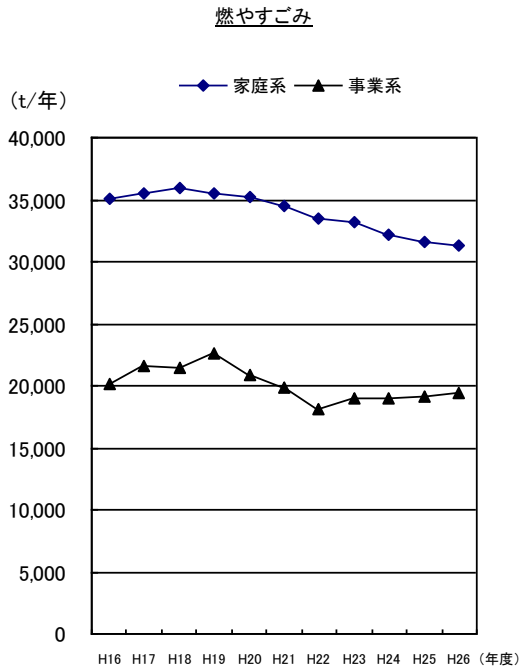
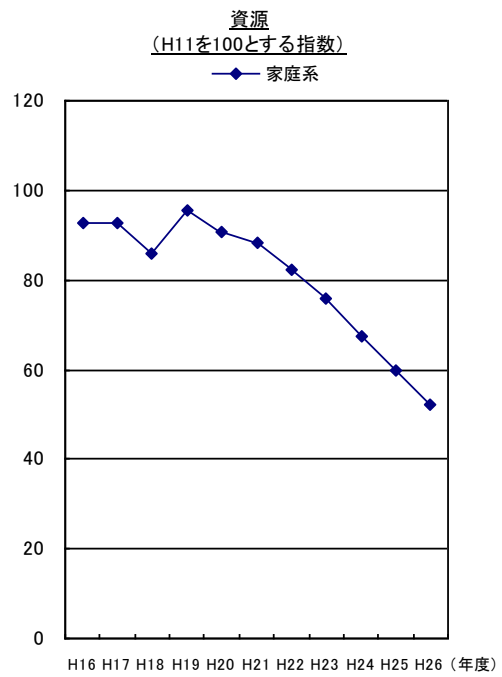
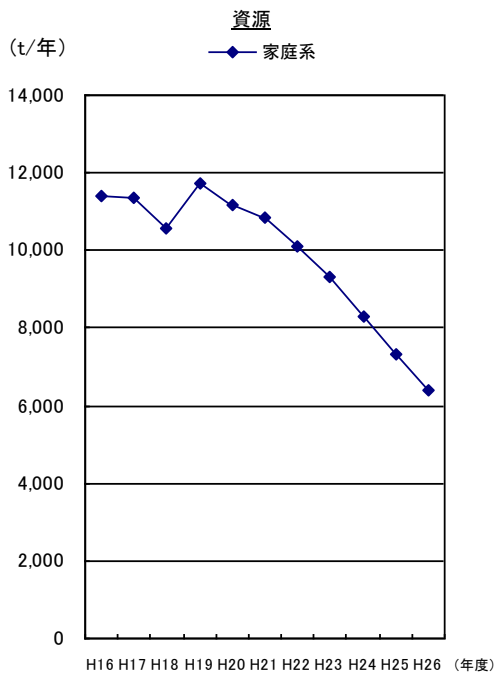
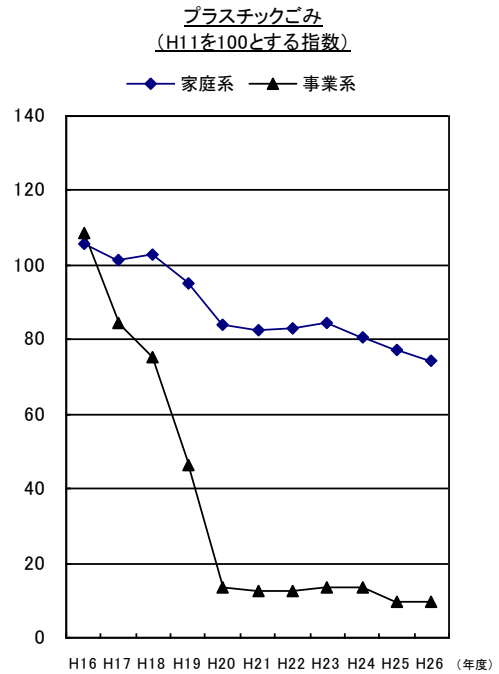
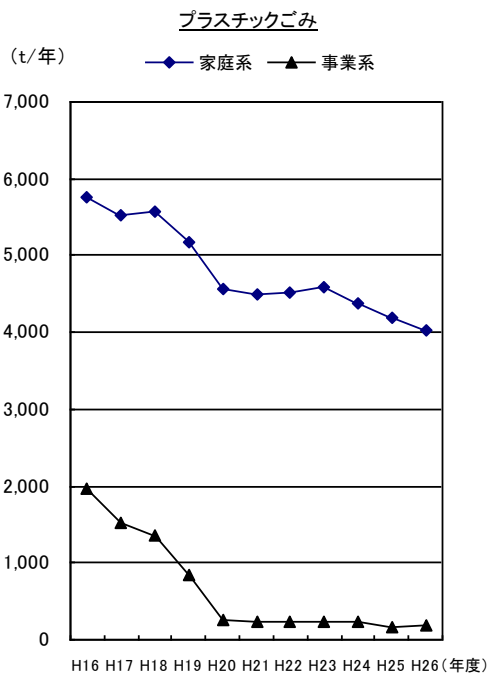


図1-2-3 ごみ量 (燃やすごみ、埋め立てごみ)



※事業系の資源は取り扱っていない

※資源には集団回収を含む



※資源とは資源ごみ+集団回収

図1-2-4 ごみ量 (資源、プラスチックごみ)

2. ごみの性状

(1) 燃やすごみの組成

合成樹脂類については、プラスチック製容器包装の分別基準に合わせ、衛生処理を必要とする汚れの付着したものについては焼却することとしたため、平成19年度以降は増加傾向が続いています。

表1-2-3 燃やすごみの組成

年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見掛け比重(t/m ³)		0.33	0.28	0.32	0.27	0.24	0.19	0.20	0.19	0.22	0.22	0.19
低位発熱量(kcal/kg)		1,168	1,221	1,108	1,145	1,191	1,485	1,515	1,576	1,538	1,455	1,485
三成分(%)	水分	61.0	59.1	63.1	61.6	62.0	56.4	54.6	52.2	54.0	57.0	56.4
	灰分	4.9	5.9	3.9	4.7	3.3	3.1	4.5	5.8	4.6	3.5	3.1
	可燃分	34.1	35.0	33.0	33.7	34.7	40.5	40.9	42.0	41.4	39.5	40.5
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
乾ベース組成(%)	紙・布類	46.8	43.4	45.1	45.6	46.6	47.3	50.5	42.6	49.1	50.1	47.3
	合成樹脂類	5.6	6.3	7.6	10.4	13.5	15.2	13.7	14.6	14.6	16.9	15.2
	木・竹類	7.4	10.7	9.0	11.2	14.3	14.2	7.9	13.4	7.0	7.1	14.2
	厨芥類	34.8	35.2	34.3	28.7	23.5	21.7	24.5	26.6	27.3	22.7	21.7
	不燃物類	1.3	2.1	0.9	1.0	0.8	0.7	1.1	1.3	0.9	0.7	0.7
	その他	4.1	2.3	3.1	3.1	1.3	0.9	2.3	1.5	1.1	2.5	0.9
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

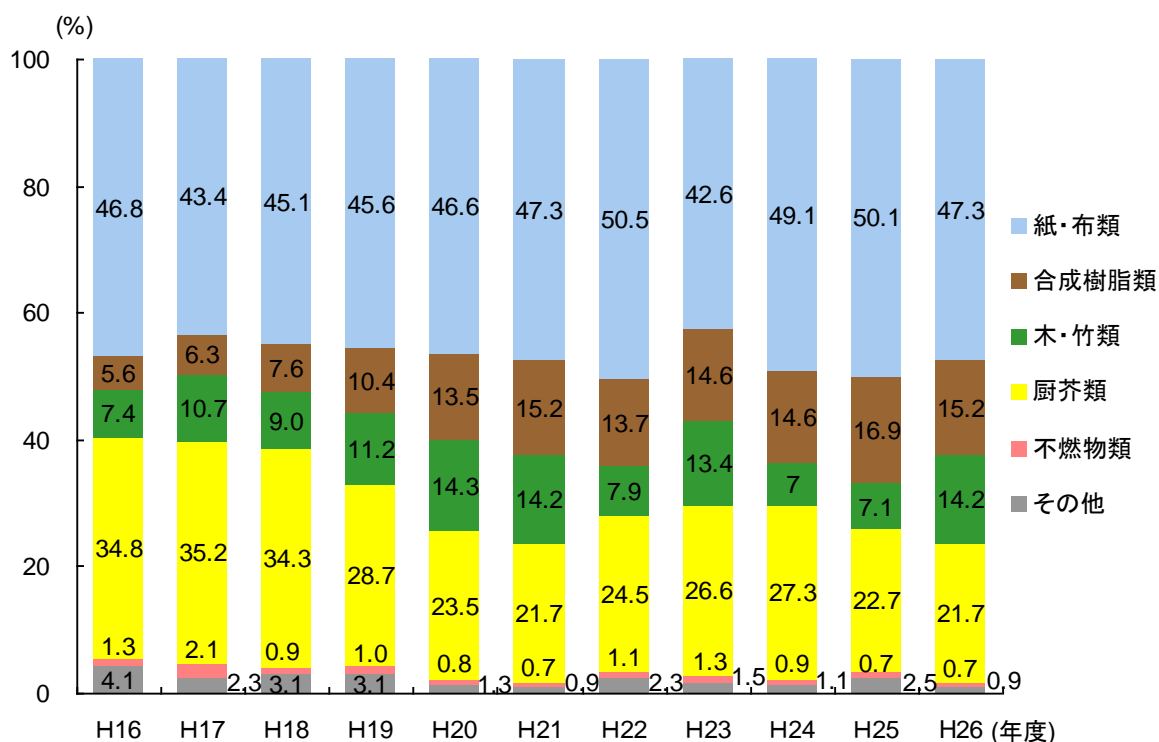


図1-2-5 燃やすごみの組成

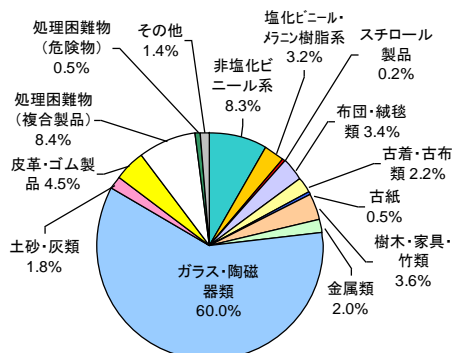
(2) 埋め立てごみの組成

平成 26 年度に収集した埋め立てごみの組成分析調査によると、プラスチック類が重量比で 8.1%、容積比では 25.5%を占めています。平成 21 年度の実績は、プラスチック類が重量比で 11.7%、容積比で 25.5%であり、重量比で大きく減少しています。

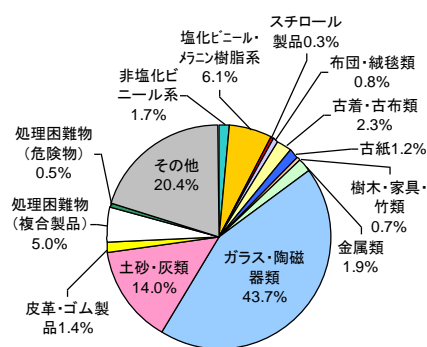
表 1-2-4 埋め立てごみの組成

区 分	平成21年度		平成26年度	
	重量比(%)	容積比(%)	重量比(%)	容積比(%)
非塩化ビニール系	8.3	17.2	1.7	7.8
塩化ビニール・マロン樹脂系	3.2	7.9	6.1	16.6
スチロール製品	0.2	0.4	0.3	1.1
プラスチック類の小計	11.7	25.5	8.1	25.5
布団・絨毯類	3.4	5.2	0.8	1.1
古着・古布類	2.2	3.8	2.3	1.1
古紙	0.5	5.5	1.2	6.7
樹木・家具・竹類	3.6	5.2	0.7	1.1
金属類	2.0	3.8	1.9	6.7
ガラス・陶磁器類	60.0	34.1	43.7	20.0
土砂・灰類	1.8	0.7	14.0	11.1
皮革・ゴム製品	4.5	5.2	1.4	2.2
処理困難物(複合製品)	8.4	9.6	5.0	6.7
処理困難物(危険物)	0.5	0.7	0.5	1.1
その他	1.4	0.7	20.4	16.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

【重量比 (%)】

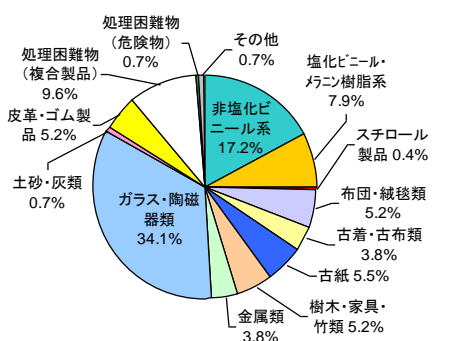


[H21]

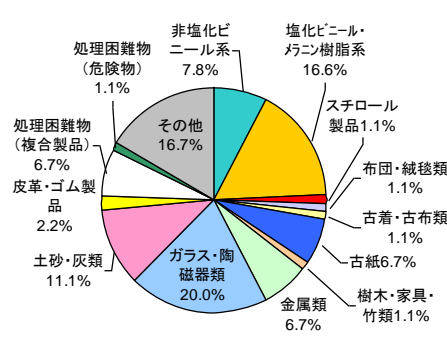


[H26]

【容積比 (%)】



[H21]



[H26]

図 1-2-6 埋め立てごみの組成

3. ごみの減量化・再利用の実績

(1) 資源収集と売却実績

本市のごみ資源化事業は昭和 50 年に「沼津方式」による分別収集に始まり現在に至っています。品目別に収集された資源のうち、空き缶・複合素材構成物などは、資源ごみ中間処理場で処理し、古紙・古布など・その他は集積場所から直接、再生原料業者に売却しています。

なお、直接、再生原料業者に売却した収入は全額、資源化物回収活動奨励金（還元分）として、自治会へ排出量に応じて交付しています。

本市の資源収集と売却実績は以下に示すとおりです。

表 1-2-5 資源収集の実績（重量：t、金額：千円）

①自治会還元の資源

年度	鉄原料		ビン・カレット		古紙・古布		計(自治会還元)	
	重量	金額	重量	金額	重量	金額	重量	金額
H17	872	436	1,399	1,020	7,408	28,656	9,679	30,112
H18	874	939	1,420	950	6,634	31,468	8,928	33,357
H19	823	2,468	1,350	877	5,395	35,639	7,568	38,984
H20	726	1,870	1,306	839	4,701	36,178	6,733	38,887
H21	731	2,630	1,252	711	4,323	14,178	6,306	17,519
H22	720	4,778	1,248	647	3,698	18,370	5,666	23,795
H23	720	3,955	912	631	3,249	15,889	4,881	20,475
H24	692	3,296	880	560	2,630	13,591	4,202	17,447
H25	620	4,191	868	558	2,113	13,054	3,601	17,803
H26	526	5,066	850	510	1,772	21,911	3,148	27,487

②自治会還元以外の資源

年度	スチール缶		アルミ缶		空きびん		鉄原料		非鉄金属原料他		飲料用紙パック		計(市歳入)	
	重量	金額	重量	金額	重量	金額	重量	金額	重量	金額	重量	金額	重量	金額
H17	573	7,530	292	37,666	10	50	176	429	48	3,552	21	291	1,120	49,518
H18	536	12,036	285	50,228	7	30	182	689	52	7,095	18	245	1,080	70,323
H19	469	15,754	270	49,118	6	25	161	1,179	49	7,189	14	189	969	73,454
H20	475	19,684	251	43,484	2	10	145	604	46	4,809	13	180	932	68,771
H21	425	7,528	239	21,898	4	19	131	613	44	3,586	15	204	858	33,848
H22	404	12,264	233	29,406	0	0	129	1,054	46	3,631	11	153	823	46,508
H23	369	11,912	217	27,104	0	0	122	793	42	2,654	14	189	764	42,652
H24	360	8,617	193	20,841	0	0	90	562	42	2,965	12	167	697	33,152
H25	312	10,082	189	24,769	0	0	43	422	34	3,038	9	134	587	38,445
H26	271	8,285	164	24,739	0	0	40	447	37	3,705	10	139	522	37,315

①、②の合計

年度	合計	
	重量	金額
H17	10,799	79,630
H18	10,008	103,680
H19	8,537	112,438
H20	7,665	107,658
H21	7,164	51,367
H22	6,489	70,303
H23	5,645	63,127
H24	4,899	50,599
H25	4,188	56,248
H26	3,670	64,802

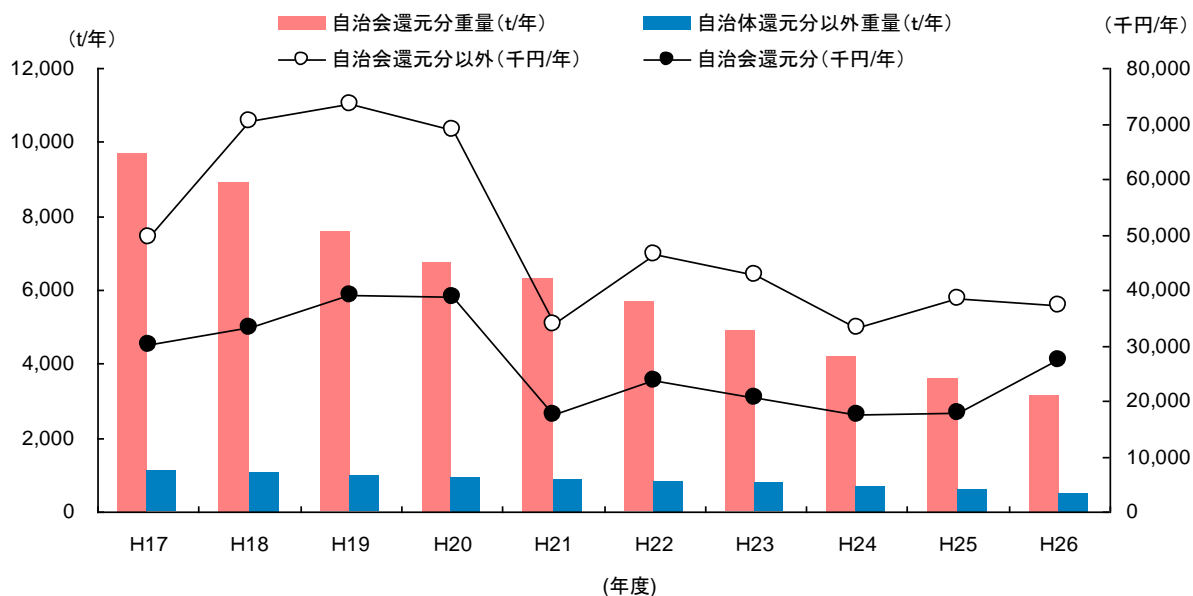


図1-2-7 資源収集の実績

(2) 生ごみ処理機器購入費補助

燃やすごみの約5分の1(乾ベース)を占める厨芥ごみの自家処理(堆肥化)を促進し、減量化を図るため、機械式生ごみ処理機器の購入者に対して、購入価格の2分の1(上限20,000円)、生ごみ堆肥化容器の購入者に対して、購入価格の2分の1(H17まで上限3,000円、H18から上限20,000円)を補助し普及拡大に努めてきました。

本事業は平成3年度から開始しましたが、近年は補助件数が20件前後と減少しており、ごみ減量化意識の普及、啓発に一定の役割を果たしたと判断し、平成25年度で完了しました。

表1-2-6 生ごみ処理機器購入費補助の実績

(基)

年度	機械式生ごみ処理機	堆肥化容器	合計
H3~H16	3,349	1,422	4,771
H17	165	11	176
H18	122	5	127
H19	101	3	104
H20	89	11	100
H21	55	10	65
H22	31	7	38
H23	24	5	29
H24	17	6	23
H25	15	6	21
総計	3,968	1,486	5,454

(3) 使用済み乾電池及び蛍光管処理

使用済み乾電池に含まれる有害な稀少金属（水銀、マンガン、ニッケル、カドミウム、亜鉛など）及びスチールケースの適正処理と資源化を図るため、全市域を対象に資源回収の日に収集をしています。なお、収集した使用済み乾電池は、岡山県水島製造所で適正処理しています。なお、平成 11 年度より水銀を含む蛍光管については、北海道イトムカ鉱業所において適正処理しています。

表 1-2-7 使用済み乾電池及び蛍光管処理の実績

(単位: kg)

年度	乾電池	蛍光管
21	59,980	8,870
22	55,030	7,890
23	70,290	8,270
24	51,290	8,190
25	56,040	21,530
26	57,740	18,850

(4) 剪定枝リサイクル事業

平成 19 年度から市内モデル地区を対象に開始し、平成 20 年度からは、市内の自治会等の要望により、これまで焼却処分していた剪定枝のチップ化を行い、堆肥や草止め材としての利用を促進し、焼却に頼らない処理と資源化率向上を目指しています。

表 1-2-8 剪定枝リサイクルの実績

(m³)

年度	処理量
H21	652
H22	957
H23	848
H24	885
H25	487
H26	514
合計	4,343

(5) 廃食油回収事業

燃やすごみとして処理している、廃食油（使用済み天ぷら油）を資源として回収、リサイクル（インク等）し、焼却に頼らない処理と資源化率向上を目指しています。

表 1-2-9 廃食油回収の実績

(L)

年度	回収量
H21	2,839
H22	7,885
H23	5,942
H24	9,236
H25	6,513
H26	6,479
合計	38,894

(6) 使用済小型家電の拠点回収

使用済小型家電の再資源化と適正な処理の確保を図ることを目的として、平成 25 年 12 月 5 日から、市内 19 か所の公共施設に専用の回収ボックスを設置し、使用済小型家電（10 品目）の拠点回収を開始しました。

なお、平成 25 年度は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業（市町村提案型）」の採択を受け、平成 26 年 3 月 10 日までは実証事業として、環境省と連携して実施しました。

表 1-2-10 使用済小型家電の拠点回収の実績

(kg)

年度	携帯電話	ノートパソコン	その他回収対象品目	回収量計
H25	119.17	1072.00	633.32	1,824.49
H26	198	1,702	1,264	3,164
計	317.17	2,774.00	1,897.32	4,988.49

(7) 市民意識調査の結果

平成27年度の市民意識調査において、ごみの減量について、日頃どのようなことを行っているか調査を行った結果、生ごみの水切り、詰め替え商品の購入、買い物袋の持参は6割から7割の実践率でしたが、トレーの店頭回収、マイ箸等の持参、フリーマーケット等を活用した再利用、生ごみの堆肥化などは、低い実践率であります。

年代別・男女別の実践率は以下に示すとおりです。

表1-2-11 市民意識調査の結果

(年代別)

	合計	詰替商品	集団回収	水切り	使い切り	食べ切り	マイカップ等の持参	レジ袋	過剰包装	製品の修理	トレーの店頭回収	フリーマーケット、バザーの利用	生ごみ処理機等の利用	小型紙片の資源回収	特に心がけていない	その他	無回答
全体	1,092 100.0	778 71.2	643 58.9	807 73.9	574 52.6	607 55.6	82 7.5	712 65.2	379 34.7	249 22.8	190 17.4	56 5.1	51 4.7	279 25.5	13 1.2	6 0.5	49 4.5
20代	59 100.0	48 81.4	23 39.0	33 55.9	24 40.7	29 49.2	8 13.6	34 57.6	12 20.3	3 5.1	9 15.3	1 1.7	1 1.7	3 5.1	2 3.4		1 1.7
30代	100 100.0	83 83.0	45 45.0	59 59.0	56 56.0	50 50.0	9 9.0	73 73.0	39 39.0	15 15.0	17 17.0	5 5.0		18 18.0	3 3.0		
40代	176 100.0	149 84.7	100 56.8	114 64.8	83 47.2	91 51.7	19 10.8	108 61.4	60 34.1	29 16.5	28 15.9	7 4.0	10 5.7	21 11.9	3 1.7	1 0.6	10 5.7
50代	163 100.0	132 81.0	95 58.3	130 79.8	90 55.2	94 57.7	16 9.8	106 65.0	80 49.1	39 23.9	28 17.2	9 5.5	5 3.1	52 31.9	2 1.2		8 4.9
60代	226 100.0	167 73.9	141 62.4	176 77.9	120 53.1	131 58.0	15 6.6	158 69.9	80 35.4	66 29.2	39 17.3	12 5.3	13 5.8	69 30.5		2 0.9	5 2.2
70代以	311 100.0	165 53.1	211 67.8	258 83.0	176 56.6	187 60.1	14 4.5	204 65.6	87 28.0	88 28.3	59 19.0	16 5.1	19 6.1	101 32.5	3 1.0	3 1.0	15 4.8
無回答	57 100.0	34 59.6	28 49.1	37 64.9	25 43.9	25 43.9	1 1.8	29 50.9	21 36.8	9 15.8	10 17.5	6 10.5	3 5.3	15 26.3			10 17.5

(各項目の1行目はサンプル数、2行目は横%)

(男女別)

	合計	詰替商品	集団回収	水切り	使い切り	食べ切り	マイカップ等の持参	レジ袋	過剰包装	製品の修理	トレーの店頭回収	フリーマーケット、バザーの利用	生ごみ処理機等の利用	小型紙片の資源回収	特に心がけていない	その他	無回答
全体	1,092 100.0	778 71.2	643 58.9	807 73.9	574 52.6	607 55.6	82 7.5	712 65.2	379 34.7	249 22.8	190 17.4	56 5.1	51 4.7	279 25.5	13 1.2	6 0.5	49 4.5
男	429 100.0	278 81.4	272 39.0	300 55.9	210 40.7	247 49.2	27 13.6	247 57.6	110 20.3	109 5.1	68 15.3	18 1.7	19 1.7	85 5.1	8 3.4	3 0.0	14 1.7
女	610 100.0	466 83.0	347 45.0	476 59.0	335 56.0	335 50.0	54 9.0	439 73.0	249 39.0	131 15.0	114 17.0	34 5.0	29 0.0	183 18.0	5 3.0	3 0.0	26 0.0
無回答	53 100.0	34 84.7	24 56.8	31 64.8	29 47.2	25 51.7	1 10.8	26 61.4	20 34.1	9 16.5	8 15.9	4 4.0	3 5.7	11 11.9			9 5.7

(各項目の1行目はサンプル数、2行目は横%)

4. ごみ処理の状況及び体制・施設概要など

(1) 収集運搬

本市のごみの集積場所は住民の共同使用の場であることから、その管理は自治会などをお願いしています。また、分別区分は、燃やすごみ、埋め立てごみ、資源、プラスチック製容器包装の4区分を設け全市域で計画収集しています。

なお、事業系ごみは、平成7年度から少量排出事業者（月平均排出量100kg以下）を除き、すべて自己処理、直接持込、許可業者収集に移行しました。少量排出事業者については地元自治会など、集積場所の管理者の承認を得て使用届を提出することで事業系指定袋により集積場所へ排出し、市の収集を受けることができます。

表1-2-12 集積場所の状況

平成27年4月現在

地域	区分	ごみの種類	回数	対象	集積場所数	収集形態
旧沼津市域	燃やすごみ	台所くず 紙くず 紙おむつなど	週2回	家庭系	3,397ヶ所 (約25世帯に1ヶ所)	委託
戸田地域			週3回		42ヶ所	委託
旧沼津市域	プラスチック製容器包装	食品トレイ ビニール袋 食品・お菓子の袋など	週1回	家庭系	3,398ヶ所 (約25世帯に1ヶ所)	委託
戸田地域					42ヶ所	委託
旧沼津市域	資源	缶・ビン・金属類 古紙・古布・乾電池 ペットボトルなど	月1回	家庭系	805ヶ所 (約100世帯に1ヶ所)	直営
戸田地域					42ヶ所	委託
旧沼津市域	埋め立てごみ	①せともの・ガラス類 ②ふとん・木製品類 ③容器包装以外のプラスチック	月1回	家庭系	約839ヶ所 (約100世帯に1ヶ所)	直営
戸田地域					42ヶ所	委託

表1-2-13 収集運搬の体制

区分		収集形態	収集主体	車両台数 (台)
家庭系ごみ	燃やすごみ	委託	委託業者	22
	プラスチック製容器包装	委託	委託業者	6
	埋め立てごみ	直営(旧沼津市域)	市	5
		委託(戸田地域)	委託業者	3
	資源回収	直営(旧沼津市域)	市	19
委託(戸田地域)		委託業者	3	
事業系ごみ		許可	許可業者	—

※プラスチック製容器包装の収集車両は燃やすごみと兼用している。

(2) 中間処理

収集した燃やすごみは、直接持込分、清水町分及びし尿処理施設からのし渣を合わせ、清掃プラントに搬入し、24時間連続運転により焼却しています。

また、余熱利用として、屋内温水プールに熱供給するなど効率的な活用をしています。

表1-2-14 焼却処理量

年度	日数 (日)	直営収集 (t)	委託収集 (t)	許可収集 (t)	直接持込 (t)	衛生し渣 (t)	処分場 再処理 搬入量 (t)	沼津市 搬入量 (t)	他市 搬入量 (t)	総搬入量 (t)	焼却量 (t)	1日平均 焼却量 (t/日)
H21	314	6,212	27,502	17,443	2,021	104	242	53,524	6,253	59,777	60,414	190
H22	313	6,133	26,515	17,066	691	104	247	50,756	6,479	57,235	59,708	191
H23	312	5,987	26,499	17,201	1,372	78	226	51,363	6,685	58,048	58,262	187
H24	310	1,708	29,645	17,423	1,171	93	200	50,240	7,011	57,251	58,240	188
H25	313	1,548	29,337	17,491	1,250	74	180	49,880	7,028	56,908	57,313	183
H26	312	1,507	29,149	17,881	1,165	76	187	49,965	6,732	56,697	57,456	184

※他市搬入量は、伊豆の国市・清水町を含む

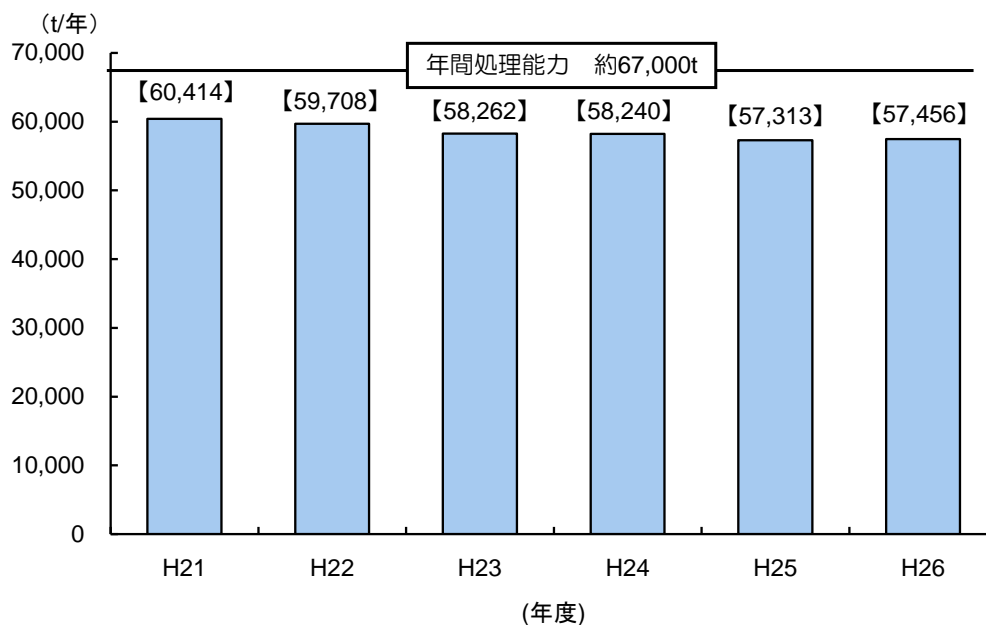


図1-2-8 焼却処理量

1) 沼津市清掃プラントの概要

沼津市清掃プラント（焼却施設）は、連続燃焼式機械炉で、1日300t（1炉当たり150t）の処理能力を持っています。

表1-2-15 沼津市清掃プラントの概要

区分	内容
所在地	沼津市上香貫三ノ洞 2417-1
敷地面積	19,990m ² （建築面積 3,108m ² ・延床面積 5,762m ² ）
竣工年月	昭和 51 年 10 月竣工（操業開始昭和 51 年 11 月）
建物	管理棟（鉄筋コンクリート造：地上 4 階・一部 5 階）
	工場棟（地下鉄筋鉄骨コンクリート造、地上鉄骨造：地上 3 階・地下 1 階）
処理方式	連続燃焼式機械炉
処理能力	150t/24h×2 基
設備	粗大ごみ破砕処理設備 50t/5h・トラックスケール 20t・ごみクレーン 3m ³ （油圧式） ピット容量 900t・炉内耐火レンガ 1,500℃・煙突 80m
余熱利用	構内冷暖房他・沼津市屋内温水プール（昭和 55 年竣工）熱交換能力 80℃ 4.5t/h
設計・施工	工期：昭和 49 年 12 月～昭和 51 年 10 月・総工費：27 億 6,000 万円・施工業者：(株)クボタ
ダイオキシン類削減改修工事	工期：平成 11 年 5 月～平成 14 年 3 月・事業費：59 億 8,500 万円・施工業者：(株)タクマ
車両	廃棄物運搬車 4 台（ダンプ 1・トラック 1・灰運搬車 1・パッカー車 1） その他車両 9 台（フォークリフト 3・測定車 1・軽トラック 1・連絡車 4）計 13 台

2) 沼津市資源ごみ中間処理場の概要

ごみの適正処理と資源化による焼却・埋め立て処分量の減量化を図るため、昭和 54 年に沼津市資源ごみ中間処理場を設置し、空缶の選別・プレス処理のほか複合素材構成物の解体処理を行っています。

表1-2-16 沼津市資源ごみ中間処理場の概要

区分	内容	
所在地	沼津市上香貫二ノ洞 2416-1（清掃プラント北側隣接地）	
竣工年月	昭和 54 年 3 月	
空缶	処理方式	空缶処理施設で、スチール・アルミ別に選別、プレス処理
	設備	磁選機 1 基・アルミ缶選別機 1 基、空缶プレス機 2 基他
カレット類	処理方式	板ガラス・カレット色別（無色・茶・その他）に、ストックヤードに保管
	設備	ストックヤード（94m ² ）
古紙・古布	処理方式	新聞・雑誌・ダンボール・古布別に、倉庫に保管
	設備	倉庫（67.5m ² ）1 棟
複合素材構成物	処理方式	手作業による解体処理
	設備	解体作業場（49m ² ）1 棟

3) 沼津市中継・中間処理施設の概要

本施設ではプラスチック製容器包装やペットボトルを、破袋機と圧縮・結束機によりコンパクトにブロック化することで、減容を効率的に行っています。

また、本施設では、ごみクレーンの自動運転装置をはじめ、電算機によるデータ処理など最新自動化設備を備え、運転管理は集中操作管理方式を採用し、省力化を図っています。

表 1-2-17 沼津市中継・中間処理施設の概要

区 分		内 容
所在地		沼津市山ヶ下町 2410-1
敷地面積		3,772.55m ² (建築面積 1,492.41m ² ・延床面積 2,195.05m ²)
竣工年月		平成 11 年 1 月(操業開始:平成 11 年 2 月)
処理方式		破袋・圧縮・結束・減容化
処理能力		圧縮機 1.0t/h×2 基 破袋機 2.0t/h×1 基
設 備	プラスチック製容器包装	破袋機、風力選別機、圧縮・結束機、コンベアなど
	ペットボトル	選別コンベア、穴あけ機、圧縮・結束機、貯留ホツパなど
設計・施工		工期:平成 9 年 6 月～平成 11 年 1 月・総工費:817,950 千円 施工業者:(株)不二精機製造所

(3) 沼津市最終処分場

現在の沼津市最終処分場は、昭和52年に供用を開始しました。現在、処分場の確保は非常に厳しい状況にあり、現施設を効率的かつ有効的に活用するため、これまで埋め立てごみに分類されていたプラスチック類とペットボトルについて、平成11年度からプラスチック類は週1回プラスチックごみの日を設け、熱源としてサーマルリサイクルを開始しました。ペットボトルについても資源回収を始めました。

また、平成15年度よりプラスチックごみは、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装と、それ以外のプラスチックに分けリサイクルしています。あわせてリサイクルのさらなる推進と最終処分量を削減するため、焼却灰などのうち主灰については外部委託処理を行っています。

さらに、平成17年度中途より埋め立てごみ再処理事業を開始し、埋め立てごみの破砕選別により資源・燃やすごみを抽出し、適正処理することで、埋立量のさらなる削減を図っています。

表1-2-18 埋め立てごみの組成

年度	処理日数(日)①	直接埋立量						飛灰(t)	最終処分量		覆土用土砂④(t)	総埋立量		外部委託(t)
		直営収集(t)	許可・自己搬入(t)	戸田分搬入(t)	小計②(t)	埋立量②'(t)	日平均(t/日)②'/①		小計③(t)	日平均(t/日)③'/①		合計⑤(③+④)(t)	日平均(t/日)⑤'/①	
H21	240	1,135	398	16	1,549	1,165	5	1,734	2,899	12	1,280	4,179	17	0
H22	240	1,244	427	19	1,690	1,173	5	1,725	2,898	12	1,120	4,018	17	0
H23	240	1,284	423	18	1,725	1,173	5	1,721	2,894	12	800	3,694	15	0
H24	240	1,233	436	17	1,686	1,119	5	1,670	2,789	12	480	3,269	14	0
H25	240	1,142	405	11	1,558	384	2	1,654	2,038	8	320	2,358	10	597
H26	240	1,061	374	14	1,449	316	1	1,610	1,926	8	160	2,086	9	594

※搬入量と埋立量の差は再処理事業を行った結果の減量分

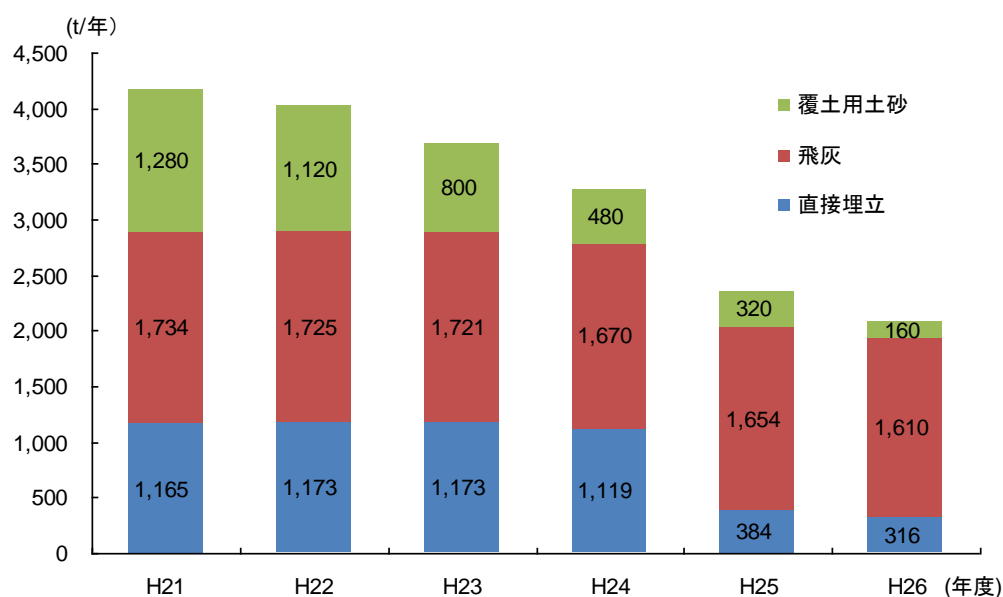


図1-2-9 埋め立てごみの組成

1) 沼津市最終処分場の概要

表1-2-19 沼津市最終処分場の概要

区 分		内 容
所在地		沼津市植田字前通 281-11
敷地面積		4,615m ²
前 処 理 施 設	竣工年月	昭和 61 年 3 月(操業開始:昭和 61 年 4 月)
	建築面積	419.2m ² (延床面積 523.2m ²)
	建 物	鉄筋コンクリート造 2 階建
	設 備	トラックスケール 20t
	設計・施工	工期:昭和 60 年 10 月から昭和 61 年 3 月 総工費:377,382 千円 施工業者:(株)栗本鉄工所
浸 出 液 処 理 施 設	竣工年月	平成 15 年 3 月(操業開始:平成 15 年 4 月)【増改築】
	建築面積	154m ² 増築後 407.3 m ²
	処理方式	生物処理(接触酸化+凝集沈殿+高度処理) 120m ³ /日(最大 600m ³ /日) BOD 25mg/1 以下他
	設計・施工	工期:平成 14 年 3 月~平成 15 年 3 月 総工費:552,300 千円 施工業者:住友重機械工業(株)
車 両		廃棄物運搬車 3 台(ダンプ 2・トラック 1) 重機車両他 5 台(ブルドーザー1・ユンボ 1・ショベルローダー1・ホイールローダー1・フォークリフト 1)計 8 台

(4) 施設配置

本市の廃棄物処理施設の配置は、下図のとおりです。本市の形状は鉤型をしており、収集運搬上では非効率的な要因が多く、様々な配慮を必要としています。

なお、戸田村とは平成17年4月1日に合併しています。



図1-2-10 本市の廃棄物処理施設の配置図

(5) ごみ処理の内訳

分別して集められたごみは、焼却や破砕などの処理をして、資源化できるものは資源化し、残ったものは埋め立てています。最終処分量（埋め立てごみ+焼却灰など）は焼却灰などのうち主灰をリサイクルのため外部委託処理しています。平成26年度の資源化量（集団回収を含む）は15,282tで、ごみ量全体に対する資源化量の比率（リサイクル率）は24.3%、最終処分量は1,925tで、最終処分量の比率は約3%となっています。

また、資源化量の内訳を表1-2-20に示します。

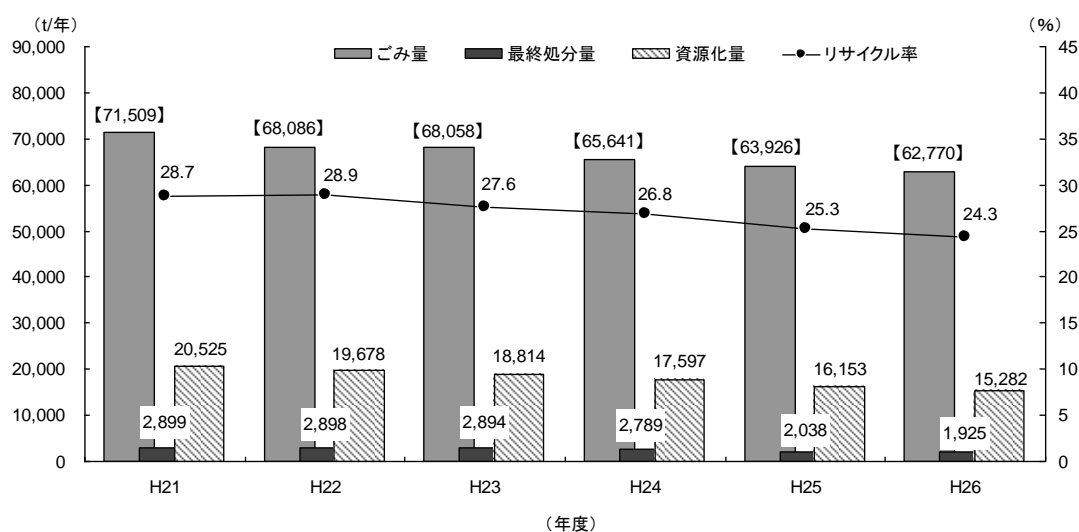


図1-2-11 ごみ処理の内訳

表1-2-20 資源化量の内訳

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
容器包装プラ	2,924	2,855	2,758	2,641	2,586	2,538
熱源プラ	1,798	1,882	2,087	1,981	1,784	1,677
焼却灰	4,969	4,833	4,664	4,670	4,448	4,654
ペットボトル	419	415	373	356	335	306
スチール缶	425	404	369	360	312	271
アルミ缶	239	233	217	193	189	164
鉄原料	862	849	842	782	663	566
非鉄金属料ほか	44	46	42	42	34	37
ビン・カレット	1,259	1,248	912	880	868	850
飲料用パック	24	11	14	12	9	10
古紙・古布	7,270	6,545	6,199	5,348	4,575	3,910
剪定枝	196	287	254	265	146	154
その他	96	70	83	67	204	145
合計	20,525	19,678	18,814	17,597	16,153	15,282

(6) ごみ処理コスト

一般会計に占めるごみ処理コストは、平成 21 年度の 3.6%と比べて平成 26 年度は 3.5%であり、0.1%減少しています。また、1人あたりのごみ処理コストも平成 21 年度の 12,609 円に対し、12,002 円と約 4%減少しています。

表 1-2-21 清掃経費

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般会計①	千円	73,480,836	74,052,986	70,337,323	71,773,962	68,667,216	69,153,241
ごみ処理経費②	千円	2,620,609	2,571,015	2,480,008	2,436,260	2,400,915	2,422,013
ごみ処理量③	t	71,509	68,086	68,058	65,641	63,926	62,770
人口④	人	207,835	206,631	204,700	205,887	203,806	201,804
世帯数⑤	世帯	86,853	87,239	87,473	89,377	89,492	89,797
一般会計に占める割合②/①	%	3.6	3.5	3.5	3.4	3.5	3.5
1t当たり ②/③	円/t	36,647	37,761	36,440	37,115	37,558	38,586
1人当たり ②/④	円/人	12,609	12,443	12,115	11,833	11,780	12,002
1世帯あたり ②/⑤	円/世帯	30,173	29,471	28,352	27,258	26,828	26,972

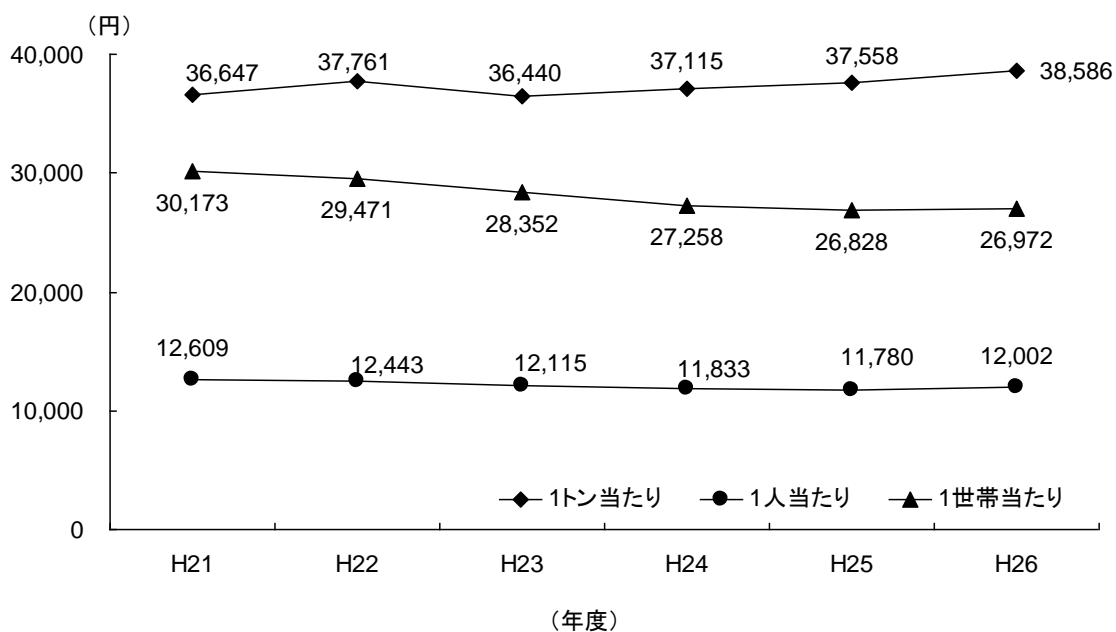


図 1-2-12 清掃経費

(7) ごみ処理体制

ごみ処理体制の組織図は以下に示すとおりです。

○組織図 (平成 27 年 4 月現在)

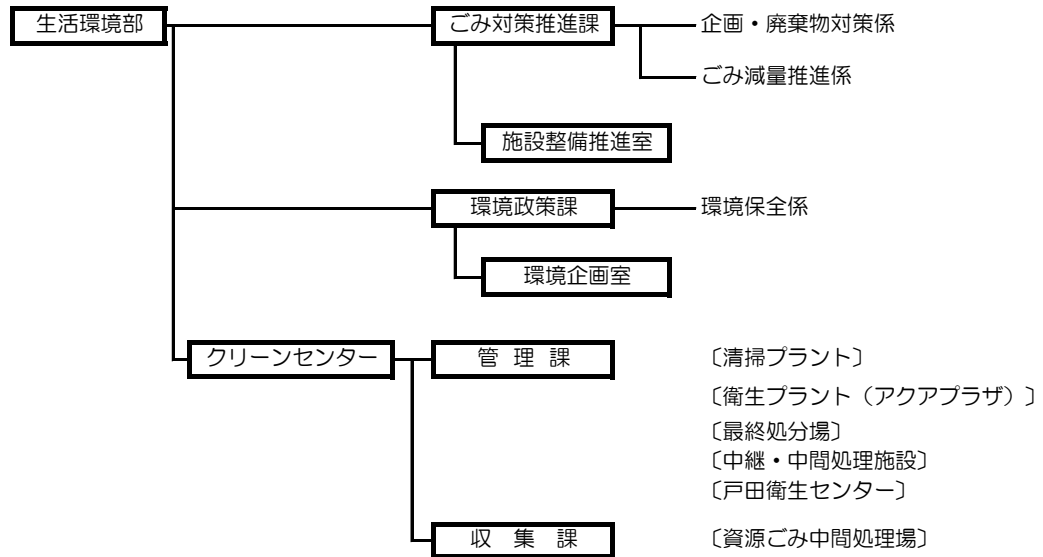
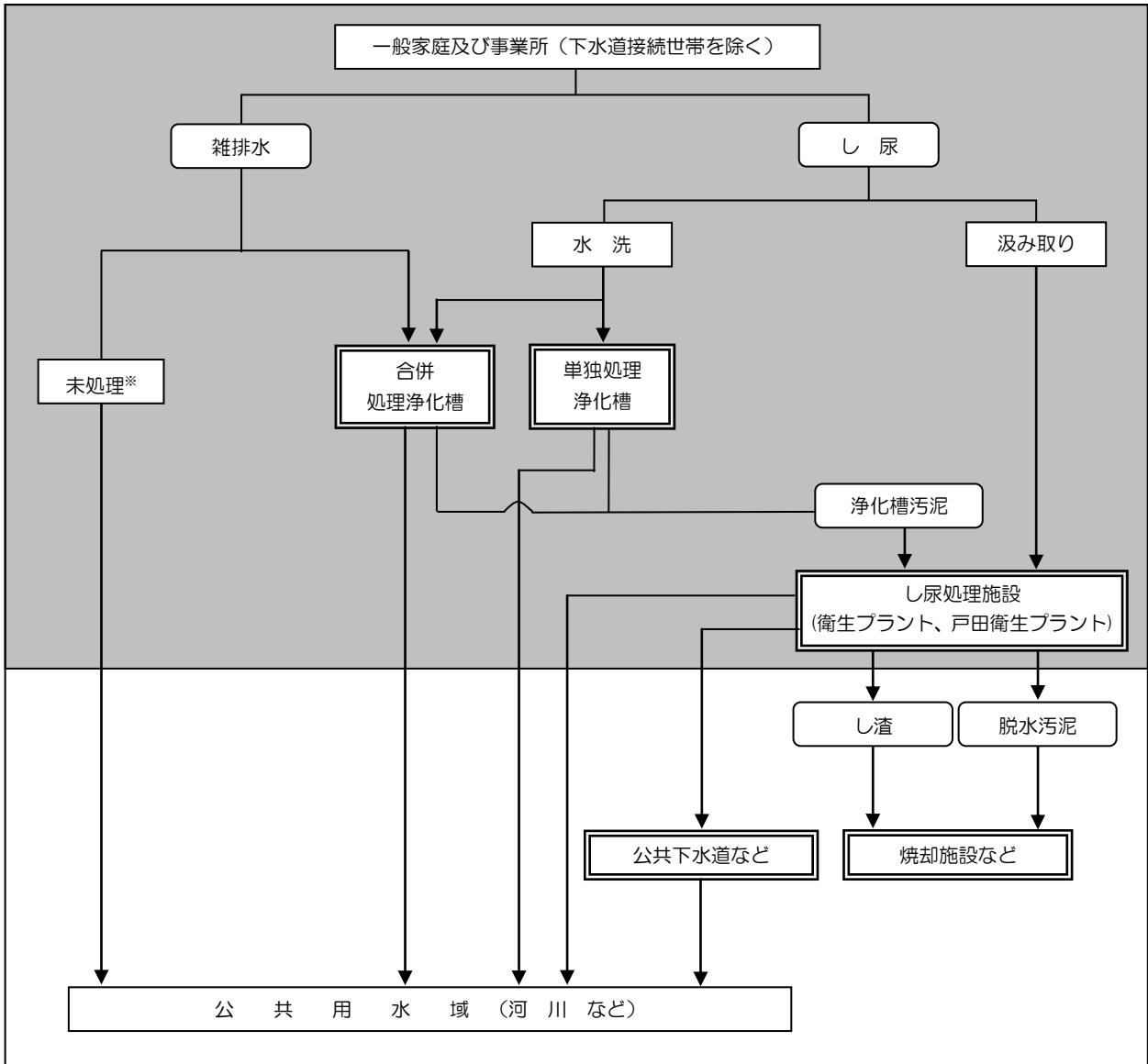


図1-2-13 ごみ処理体制

第3節 生活排水処理の実態

1. 処理フロー

下水道接続世帯を除いた生活排水の処理フローは、下図のとおりとなります。処理形態としては、下水道、浄化槽（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽）、汲み取り方式に分けることができます。



※単独処理浄化槽及び汲み取り家庭では台所などからの雑排水が未処理放流となる。

■ は生活排水処理計画の範囲

図1-3-1 生活排水処理フロー

2. 処理形態別人口及び世帯数

平成21年度から平成26年度までの処理形態別の人口の推移をみると、下水道の普及に伴い、接続人口が増加し、浄化槽人口と汲み取り人口が減少しています。

表1-3-1 処理形態別人口及び世帯数

年度	総人口	汲み取り人口	下水道接続人口	浄化槽人口		生活排水処理率(%)	総世帯数	汲み取り世帯	下水道接続世帯	浄化槽世帯
				合併浄化槽	単独浄化槽					
H21	211,846	7,369	89,322	45,143	70,012	63	89,048	2,718	38,235	48,095
H22	210,426	6,818	92,456	45,461	65,691	66	89,158	2,507	39,957	46,694
H23	208,394	5,669	94,674	46,162	61,889	68	89,317	2,130	41,463	45,724
H24	205,887	5,061	98,464	47,102	55,260	71	89,377	1,925	43,668	43,784
H25	203,806	4,970	98,801	47,827	52,208	72	89,492	1,897	44,581	43,014
H26	201,804	4,135	100,438	49,113	48,118	74	89,797	1,584	45,585	42,628

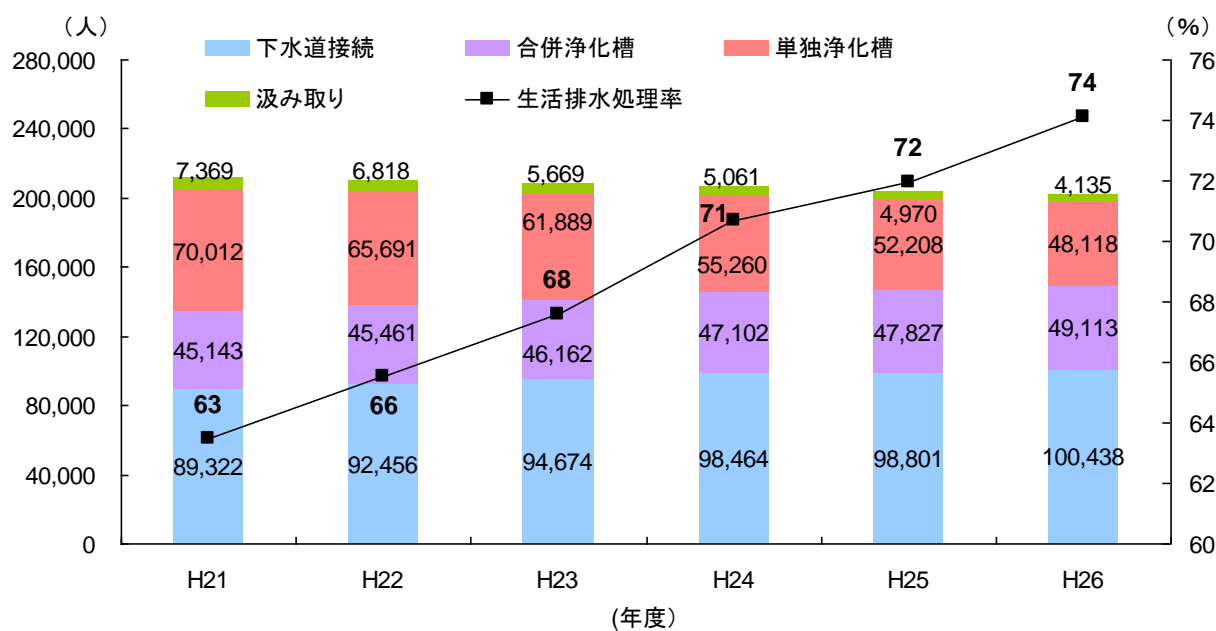


図1-3-2 処理形態別人口

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理量

し尿処理量は減少しており、浄化槽汚泥の処理量も平成 17 年をピークに平成 18 年以降微減少となっています。平成 26 年度の合計処理量は 43,043kℓです。内訳をみると、し尿が約 7%、浄化槽汚泥が約 93%であり、平成 11 年度時点で約 85%であった浄化槽汚泥の割合が増加しています。

表 1-3-2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

(kℓ/年)

年度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	処理量合計
H21	4,746	44,250	48,996
H22	4,292	43,908	48,200
H23	3,985	41,706	45,691
H24	3,461	40,276	43,737
H25	3,234	40,542	43,776
H26	3,027	40,016	43,043

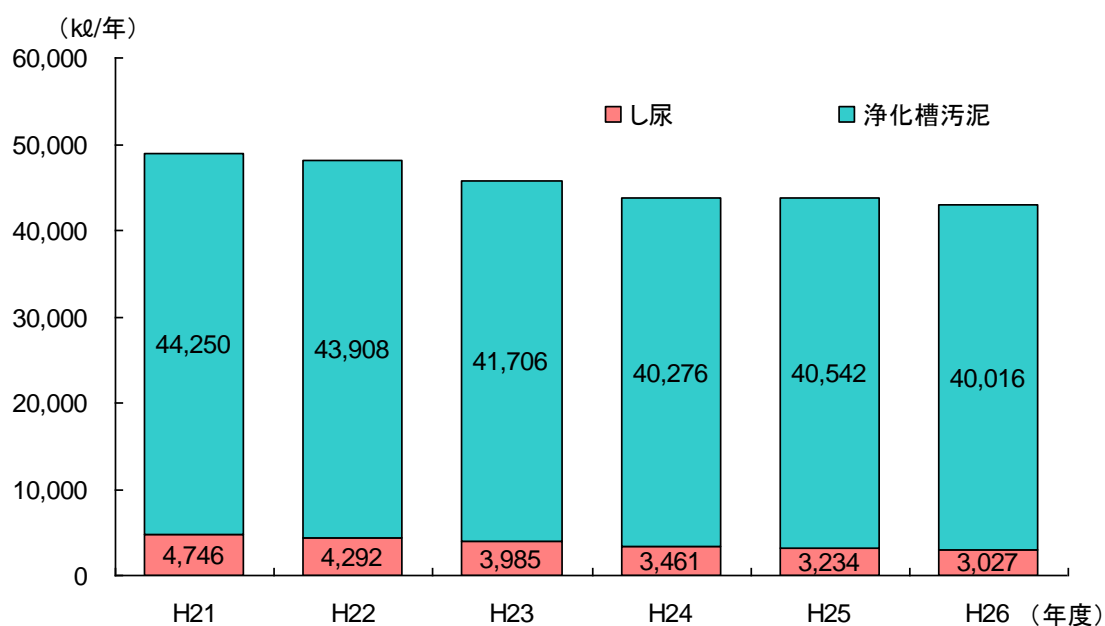


図 1-3-3 し尿及び浄化槽汚泥処理量

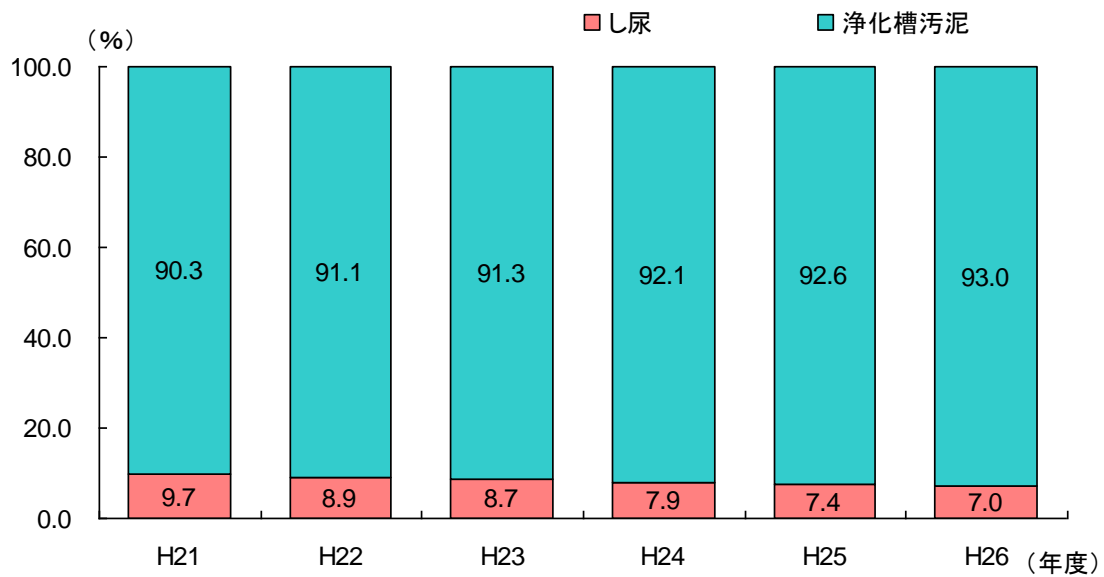


図1-3-4 し尿及び浄化槽汚泥処理量の割合

4. し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

(1) 収集体制

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集は、すべて許可業者による収集となっています。平成26年度における許可業者数は8社、総車両台数26台、総作業員数42人となっています。

表1-3-3 収集体制

年度	許可業者数 (社)	総車両台数 (台)	総職員数 (人)
H21	8	28	44
H22	8	28	44
H23	8	28	43
H24	8	27	46
H25	8	27	45
H26	8	26	42

(2) し尿汲み取り料金の内容

現在のし尿汲み取り料金は、平成 26 年 3 月に沼津市衛生処理料金審議会の答申に基づき、平成 26 年 4 月に改定したもので、定額制が世帯割 515 円/世帯、人員割 515 円/人、従量制については新たに基本料金 54ℓまで 772 円を設け、超過分は 258 円/18ℓとなっています。また遠距離加算については、加算相当額を市が交付しています。

表 1-3-4 し尿汲み取り料金の内容

(旧沼津市域)

区 分		内 容
定額制	世帯割	1 世帯当たり 515 円
	人員割	1 人当たり 515 円
	月 2 回の場合	2 回目以降 1 回当たり 411 円
	2 ヶ月以上に 1 回の場合	世帯割 1 回分 + 人員割 × 月数
従量制		基本料金 54ℓまで 772 円 54ℓを超える場合 18ℓにつき 258 円
加算料金	遠距離加算	太平地区、静浦地区(志下～多比) 20%増し
		静浦地区(口野)、内浦地区 25%増し
		西浦地区 30%増し
	作業困難加算 (時間指定含む)	1 人当たり 50 円増し 18ℓ当たり 25 円増し
ホース長尺加算 (30m 以上)	ただし 500 円を超えない	
その他	仮設トイレ	180ℓまで 5,400 円
		180ℓ超の場合は 18ℓにつき 258 円

(戸田地域)

区 分	内 容
従量制	18ℓ当たり 118 円

表1-3-5 し尿汲み取り料金の改定

改定年月	従量制	定額制	
昭和51年4月	100円/18ℓ	世帯割 人員割	200円/世帯 200円/人
昭和53年12月	120円/18ℓ	世帯割 人員割	240円/世帯 240円/人
昭和55年12月	140円/18ℓ	世帯割 人員割	280円/世帯 280円/人
昭和57年12月	155円/18ℓ	世帯割 人員割	310円/世帯 310円/人
平成2年5月	185円/18ℓ	世帯割 人員割	370円/世帯 370円/人
平成16年10月	250円/18ℓ (基本料金750円/54ℓまで)	世帯割 人員割	500円/世帯 500円/人
平成26年4月	258円/18ℓ (基本料金772円/54ℓまで)	世帯割 人員割	515円/世帯 515円/人

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要と処理状況

1) 施設の概要

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、山ヶ下町に昭和 36 年竣工（昭和 41 年増設）した処理能力 240kℓ/日の施設で処理していましたが、老朽化に伴い、平成 16 年度に原字女鹿塚に新施設（沼津市衛生プラント（アクアプラザ））を竣工し、旧沼津市域の全量を処理しています。

戸田地域のし尿及び浄化槽汚泥については、沼津市戸田衛生センターで処理しています。

表 1-3-6 沼津市衛生プラント（アクアプラザ）の概要

区 分	内 容
所在地	沼津市原字女鹿塚 2948-1
構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造
敷地面積	7,073.58m ² （進入路を含む）
建築面積	2,128.46m ² （延床面積 4,091.91m ² ）
竣工年月	平成 16 年 9 月 15 日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式（膜分離方式）
処理能力	158kℓ/日
設計・施工	株式会社 荏原製作所
放流先	公共下水道

表 1-3-7 沼津市戸田衛生センターの概要

区 分	内 容	
所在地	沼津市戸田字磯辺崎 3861-1	
構 造	鉄筋コンクリート造	
敷地面積	2,359m ²	
竣工年	昭和 45 年	
処理方式	主処理	好気性消化・活性汚泥法処理方式
	高度処理	凝集沈殿処理
	汚泥処理	好気性消化汚泥・余剰汚泥・凝集汚泥を混合脱水
	臭気処理	水洗脱臭処理・大気放出
処理能力	12kℓ/日	
設計・施工	当初：日本車輛製造株式会社 追加設備設置：月島機械株式会社	

2) 施設の稼働状況

平成 21 年度から平成 26 年度の施設（アクアプラザ）の稼働状況は、下表のとおりです。平成 26 年度における沼津市衛生プラントの年間搬入量は 46,765kℓで、その内訳は、し尿 3,167kℓ、浄化槽汚泥 43,598kℓ、沼津市戸田衛生センターの年間搬入量は 1,002kℓで、その内訳は、し尿 58kℓ、浄化槽汚泥 944kℓとなっています。

表 1-3-8 施設の稼働状況（旧沼津市域：アクアプラザ）

区分		H22	H23	H24	H25	H26
搬入日数	(日)	269	267	264	268	267
搬入量	し尿 (kl)	4,441	4,144	3,615	3,386	3,167
	浄化槽汚泥 (kl)	46,462	44,627	43,419	44,119	43,598
	計 (kl)	50,903	48,771	47,034	47,505	46,765
一時処理	(kl)	—	—	—	—	—
希釈水量	(m ³)	—	—	—	—	—
放流水量	(m ³)	75,881	72,828	66,673	63,628	63,786
脱水汚泥量	余剰汚泥 (kg)	674,260	663,790	731,220	625,640	563,870
	消化汚泥 (kg)					
前処理除去物	(kg)	104,210	77,610	89,510	75,520	76,590
電気使用量	プラント (kwh)	3,198,024	3,120,451	3,185,269	2,960,154	2,844,390
	取水施設 (kwh)					
水道使用量	(m ³)	76,936	73,389	66,806	63,626	64,729

※搬入量は他町分を含む

表 1-3-9 施設の稼働状況（戸田地域：戸田衛生センター）

区分		H22	H23	H24	H25	H26
搬入日数	(日)	145	146	138	117	100
搬入量	し尿 (kl)	81	65	60	50	58
	浄化槽汚泥 (kl)	2,067	1,736	1,353	1,157	944
	計 (kl)	2,148	1,801	1,413	1,207	1,002
一時処理	(kl)	—	—	—	—	—
希釈水量	(m ³)	6,636	7,097	5,913	5,128	4,295
放流水量	(m ³)	8,529	8,799	7,265	6,266	5,298
脱水汚泥量	余剰汚泥 (kg)	36,000	36,000	24,000	19,200	21,600
	消化汚泥 (kg)					
前処理除去物	(kg)	0	0	0	0	0
電気使用量	プラント (kwh)	103,143	104,533	101,247	100,488	100,980
	取水施設 (kwh)					
水道使用量	(m ³)	0	0	0	0	0

5. 下水道の整備状況

平成 26 年度における本市の総人口 201,804 人に対する下水道処理区域内人口は 116,586 人、下水道接続人口は 100,438 人となっています。したがって、下水道普及率は 57.8%、下水道接続率は 86.1%、下水道接続者数は全体の 49.8%となっています。

表 1-3-10 下水道の整備状況

年度	①総人口 (人)	②下水道処理 区域内の人口 (人)	③下水道人口 (人)	下水道普及率 (%) (②/①×100)	下水道接続率 (%) (③/②×100)	下水道接続者 の全人口比 (%) (③/①×100)
H21	211,846	108,446	89,322	51.2	82.4	42.2
H22	210,426	111,526	92,456	53.0	82.9	43.9
H23	208,394	113,066	94,674	54.3	83.7	45.4
H24	205,887	114,647	98,464	55.7	85.9	47.8
H25	203,806	115,506	98,801	56.7	85.5	48.5
H26	201,804	116,586	100,438	57.8	86.1	49.8

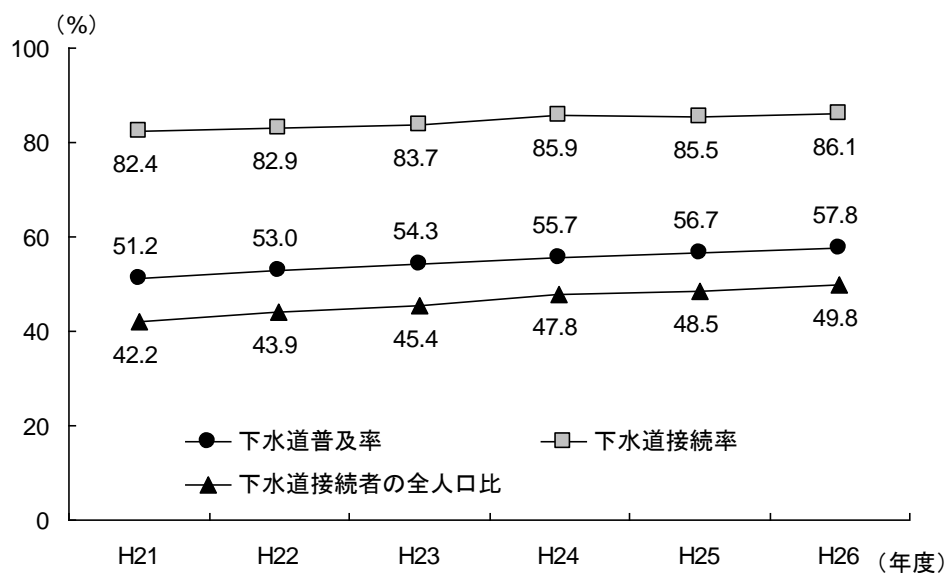


図 1-3-5 下水道の整備状況

資料 2 各指標の推計結果

第1節 推計方法

1. 基本的な推計方法

将来のごみ量及び処理形態別人口の推計に当たっては、過去の実績値に 6 種類の特徴を持った予測式を当てはめることで将来の見込み量を算出します。

2. 当てはめる予測式

今回のごみ排出量予測に用いた予測式は以下の6式です。各予測式のうち、どの予測式による推計値を採用するかについては、各予測結果を踏まえ、重相関係数(1に近いほど、過去の実績との相関が良い)や、他計画(上位計画など)との整合性などを総合的に判断して決定する必要があります。なお、表中の式で y は推計値、 t は年度などで、 a 及び b は変数を示します。

表 2-1-1 予測式の概要

予測式の種類	グラフ模式図	特徴
直線(一次傾向線) $y=a+b \cdot t$		・一般的には予測が小さくなる傾向があるとされています。しかし、実績が増加傾向にある場合は、現在の傾向が継続することを前提とするため、予測結果が過大になる場合もあります。
分数 $y=b(1/t)+a$ ($b>0$)		・変化率を低く抑える時に有効な予測式です。
自然対数 $y=b \log_e t+a$ ($b>0$) e: 自然対数の底		・徐々にごみ量の増減率が低減していくような曲線的推移を示す場合に有効な予測式です。
べき曲線 $y=a \cdot t^b$ ($a>0, b>0$)		・比較的あてはまりが良く、多くの都市の人口推定などに適用できるとされており、徐々にごみ量の増減率が低減していくような曲線的推移を示す場合にも有効な予測式です。
曲線 $y=a \cdot b^t$ ($a>0, b>1$)		・過去のデータが等比級数的な傾向の時にあてはめの結果が良いとされていますが、式の特性上、数値が急激に変化する場合があります。
ロジスティック曲線 $y=k/(1+a \cdot \exp^{-bt})$ ($a>0, b>1$) k: 飽和定数 e: 自然対数の底		・人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口の増加速度は、その時の人口の大きさに比例しますが、同時にその時の人口の大きさに関係する抵抗を受けるという理論によって定式化された式です。飽和点に向かって収束していくのが特徴です。

3. 推計対象と将来予測範囲

推計の対象はごみ量及び生活排水処理人口であり、原則として過去5年間の実績に予測式を当てはめることで将来推計を行いました。なお、ごみ量については家庭系ごみ、集団回収、事業系ごみのそれぞれについて行いました。さらに家庭系ごみ量及び集団回収量については人口変動の影響を避けるために1人1日当たりの排出量の傾向を用いて予測を行い、事業系ごみについては1日当たりの排出量を用いました。予測を行った期間は目標年度である平成32年度までとしました。

第2節 人口の推計結果

本市の人口は減少傾向にあり、上位計画である第4次沼津市総合計画では平成32年度の人口を189,500人と予測していますが、平成24年度から住民基本台帳法が改正されたことにより、外国人を含む人口による将来予測を行う必要があります。本計画においては、過去の外国人人口の増減を踏まえ算出した人口を使用します。

表 2-2-1 人口の推計結果

(人)

年度		人口 (外国人含まない)	人口 (外国人含む)	総合計画 人口
実績値	H21	207,835	211,846	
	H22	206,631	210,426	
	H23	204,700	208,394	
	H24	202,337	205,887	
	H25	200,325	203,806	
	H26	198,296	201,804	
推計値	H27	198,500	202,000	198,500
	H28	196,700	200,100	—
	H29	194,900	198,300	—
	H30	193,100	196,500	—
	H31	191,300	194,600	—
	H32	189,500	192,800	189,500

第3節 ごみ量の推計結果

1. 推計手順

家庭系ごみと事業系ごみの推計をそれぞれ行い以下の手順で推計を行いました。

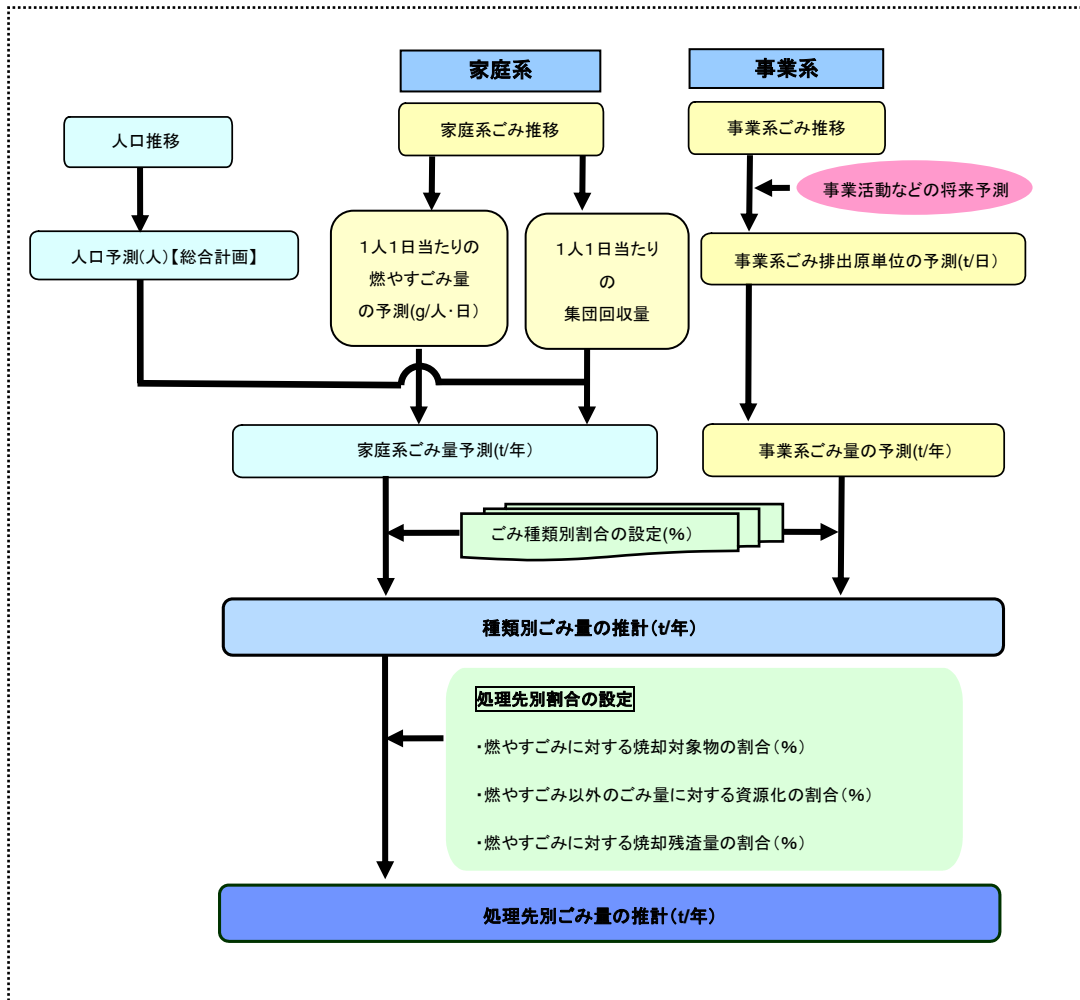


図2-3-1 ごみ量の推計手順

2. 家庭系ごみ量推計結果

本市の過去3年間（平成24年度～平成26年度）における1人1日当たりの燃やすごみの排出量を図2-3-2に示します。この3年間では、燃やすごみはほぼ横ばい傾向にあり、平成26年度は微増しています。一方、大きな減少となった資源ごみについても、今後同様の減少傾向が続くとは考えにくいため、燃やすごみの排出量に伴う変動に合わせた予測を行いました。

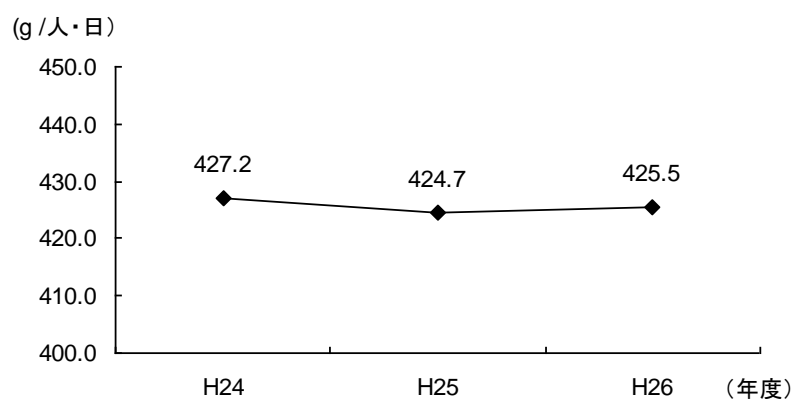


図2-3-2 1人1日当たりの燃やすごみの排出量

6つの予測式に当てはめた結果、最も減少幅の小さい分数による推計値を採用しました。また、その他の埋め立てごみ、資源、プラスチックごみについては、燃やすごみと同様の傾向となると考え、H26年度の燃やすごみとの比率により算出しました。

表2-3-1 1人1日当たりの燃やすごみ排出量の推計結果

		(g/人・日)					
項目		直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
実績値	H24	427.2					
	25	424.7					
	26	425.5					
予測値	27	424.1	424.2	424.1	424.1	424.1	424.0
	28	423.2	423.4	423.3	423.3	423.2	423.2
	29	422.4	422.8	422.6	422.6	422.4	422.2
	30	421.5	422.1	421.9	421.9	421.6	421.3
	31	420.7	421.6	421.1	421.2	420.7	420.4
	32	419.8	421.0	420.5	420.5	419.9	419.4
重相関係数		0.6647	0.6818	0.6733	0.6728	0.6642	0.6693

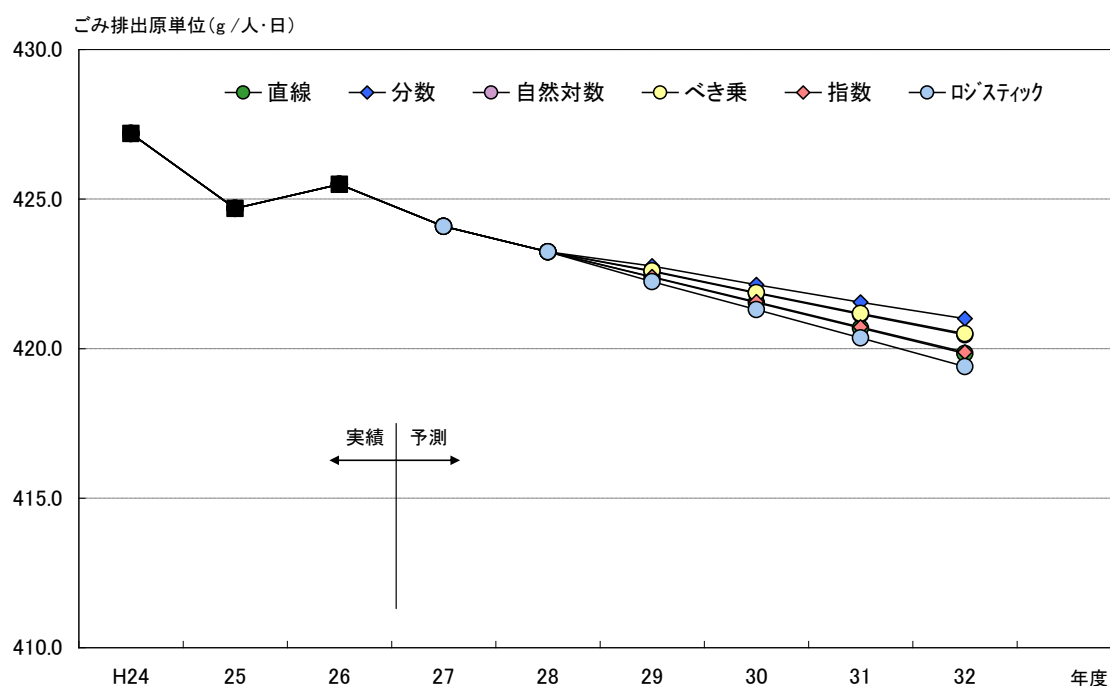


図2-3-3 1人1日当たりの燃やすごみ排出量の推計結果

3. 集団回収の推計

本市の過去5年間（平成22年度～平成26年度）における1人1日当たりの集団回収量の推移を図2-3-4に示します。

1人1日当たりの集団回収量は5年間を通じて減少傾向にあります。

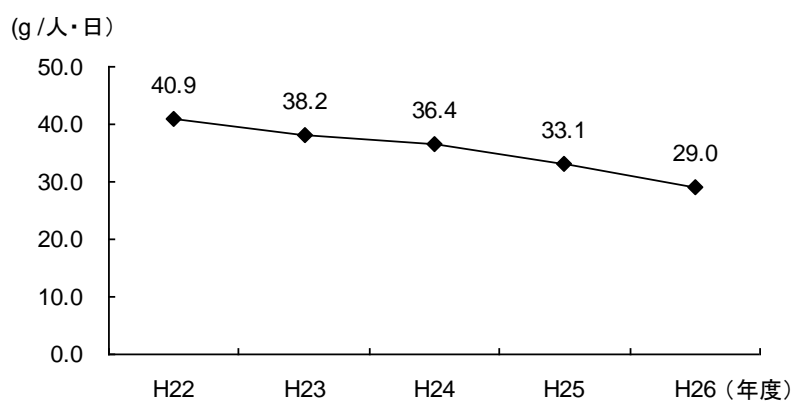


図2-3-4 1人1日当たりの集団回収量

6つの予測式に当てはめた結果、相関係数は低いものの最も減少幅の小さいべき曲線による推計値を採用し、1人1日当たりの集団回収量の将来推計値を算出しました。

表 2-3-2 1人1日当たりの集団回収量の推計結果

		(g/人・日)					
項目		直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
実績値	H22	40.9					
	23	38.2					
	24	36.4					
	25	33.1					
	26	29.0					
予測値	27	26.9	27.7	27.3	27.9	27.5	24.0
	28	24.0	25.6	24.8	25.9	25.3	19.0
	29	21.2	23.6	22.4	24.2	23.3	14.3
	30	18.3	21.7	20.1	22.7	21.5	10.3
	31	15.4	19.9	17.9	21.2	19.8	7.1
	32	12.5	18.3	15.7	20.0	18.2	4.8
重相関係数		0.9890	0.9816	0.9856	0.9764	0.9810	0.9932

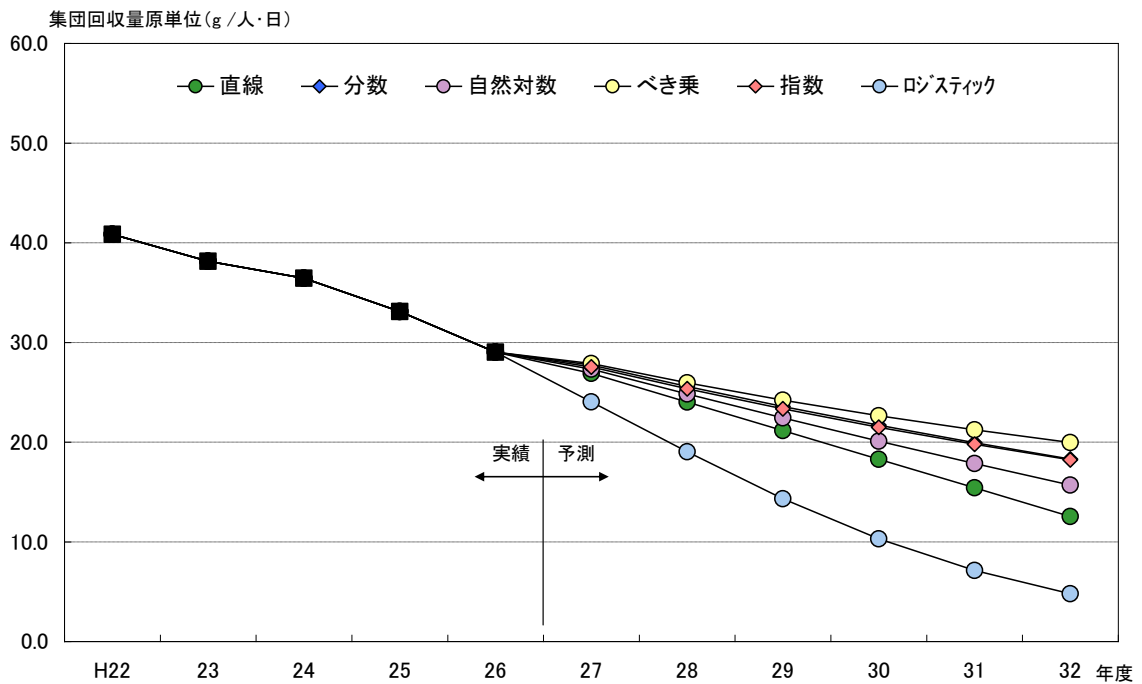


図 2-3-5 1人1日当たりの集団回収量の推計結果

4. 事業系ごみ量の推計

本市の過去3年間（平成24年度～平成26年度）における1日当たりの事業系ごみの排出量の推移を図2-3-6に示します。

近年は横ばいから微増傾向にあり、これは景気の回復による影響などが考えられます。平成24年度から平成26年度までの3年間の実績を用いて予測を行いました。

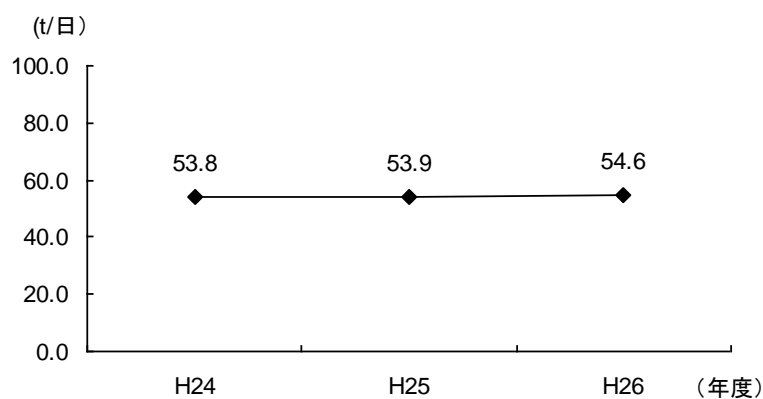


図2-3-6 1日当たりの事業系ごみの排出量

6つの予測式に当てはめた結果、最も増加幅の小さい分数による推計値を採用し、1日当たりの事業系ごみ量の将来推計値を算出しました。

表2-3-3 1日当たりの事業系ごみの排出量の推計結果

		(t/日)					
項目		直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
実績値	H24	53.8					
	25	53.9					
	26	54.6					
予測値	27	54.9	54.8	54.9	54.9	54.9	54.9
	28	55.3	55.2	55.2	55.3	55.3	55.2
	29	55.7	55.5	55.6	55.6	55.7	55.6
	30	56.1	55.8	56.0	56.0	56.2	55.9
	31	56.5	56.1	56.3	56.3	56.6	56.2
	32	57.0	56.3	56.6	56.7	57.0	56.4
重相関係数		0.926	0.917	0.922	0.922	0.926	0.923

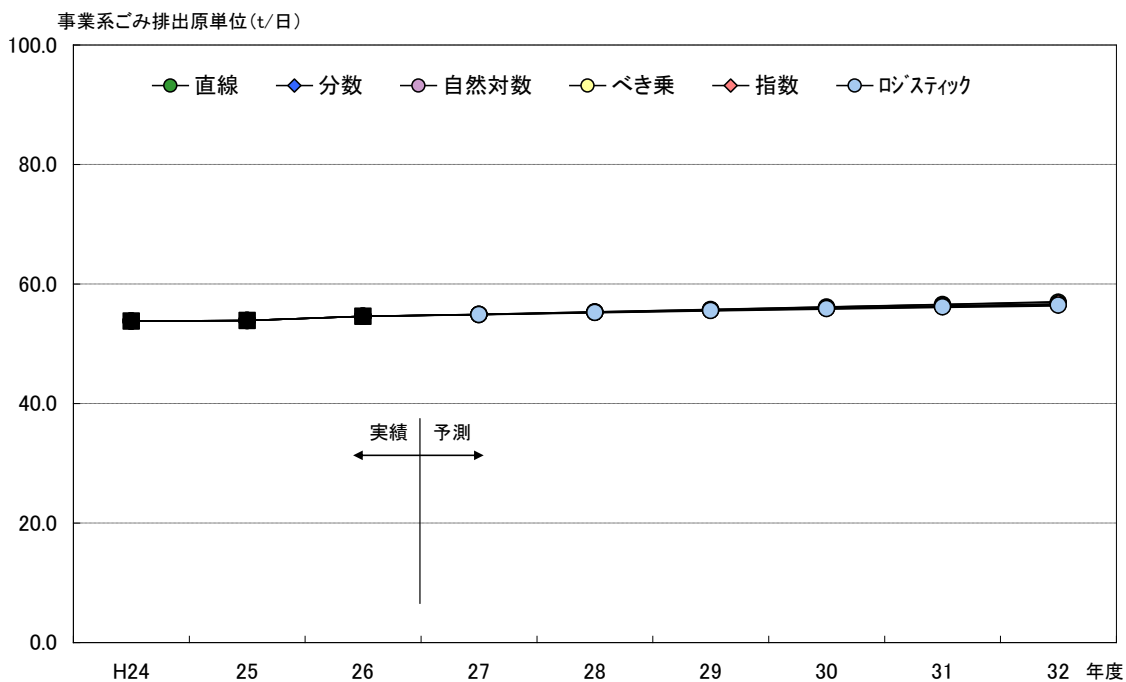


図 2-3-7 1日当たりの事業系ごみの排出量の推計結果

5. ごみ種類別の割合の設定

本市の過去5年間（平成22年度～平成26年度）における排出量のごみ種類別の割合の推移を表2-3-4に示します。

家庭系ごみは燃やすごみを基準とし、それぞれの項目との比率を算出しました。

事業系ごみは事業系ごみに占めるそれぞれの項目の割合を算出しました。

ここでは平成26年度の実績割合を用いて将来推計値を算出します。

表 2-3-4 ごみ種類別の排出割合

<家庭系ごみ>

1人1日当

年度	H22	H23	H24	H25	H26
燃やすごみ	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
埋め立てごみ	3.8	3.9	3.9	3.6	3.4
資源	20.8	19.2	17.3	15.3	13.6
プラスチックごみ	13.5	13.8	13.6	13.3	12.9

<事業系ごみ>

(%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
事業系ごみ全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
燃やすごみ	96.4	96.5	96.4	96.9	97.1
埋め立てごみ	2.3	2.1	2.2	2.1	1.9
資源	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
プラスチックごみ	1.2	1.2	1.2	0.9	0.9

6. ごみの排出量の将来推計値

現状の傾向のまま推移した場合のごみの排出量の将来推移を表2-3-5に、1人1日当たりの排出量の将来推移を表2-3-6に示します。

表2-3-5 ごみの排出量の将来推計値

年度	実績						予測					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人口(外国人を含まない)(人)	207,835	206,631	204,700	202,337	200,325	198,296	198,500	196,700	194,900	193,100	191,300	189,500
人口(外国人を含む)(人)	211,846	210,426	208,394	205,887	203,806	201,804	202,000	200,100	198,300	196,500	194,600	192,800
排出量(t/年)	71,509	68,086	68,058	65,641	63,926	62,770	62,692	62,203	61,750	61,310	60,858	60,437
【家庭系ごみ】	47,807	46,118	45,504	43,274	41,792	40,705	40,616	40,166	39,742	39,323	38,888	38,479
燃やすごみ	34,520	33,407	33,238	32,103	31,592	31,341	31,273	30,926	30,599	30,277	29,942	29,627
埋め立てごみ	1,145	1,255	1,297	1,252	1,153	1,071	1,069	1,057	1,046	1,035	1,023	1,012
資源	7,652	6,944	6,369	5,542	4,849	4,257	4,248	4,201	4,156	4,112	4,067	4,024
プラスチックごみ	4,490	4,512	4,600	4,377	4,198	4,036	4,027	3,983	3,940	3,899	3,856	3,815
【事業系ごみ】	20,547	18,830	19,644	19,628	19,672	19,927	20,020	20,142	20,256	20,362	20,461	20,554
燃やすごみ	19,885	18,144	18,951	18,919	19,071	19,356	19,446	19,565	19,675	19,779	19,875	19,965
埋め立てごみ	404	435	422	440	405	374	376	378	380	382	384	386
資源	27	26	26	24	24	18	18	18	18	18	18	19
プラスチックごみ	231	225	245	245	172	179	180	181	182	183	184	185
【集団回収量】	3,155	3,138	2,910	2,739	2,462	2,138	2,055	1,895	1,753	1,625	1,509	1,404

表2-3-6 1人1日当たりの排出量の将来推計値

(上段：外国人を含む、下段：外国人を含まない)

(g/人・日)

年度	実績						予測					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1人1日当たりの排出量	925	886	892	873	859	852	850	852	853	855	857	859
【家庭系ごみ】	618	600	597	576	562	553	551	550	549	548	548	547
燃やすごみ	446	435	436	427	425	425	424	423	423	422	422	421
埋め立てごみ	15	16	17	17	15	15	14	14	14	14	14	14
資源	99	90	84	74	65	58	58	58	57	57	57	57
プラスチックごみ	58	59	60	58	56	55	55	55	54	54	54	54
【事業系ごみ】	266	245	258	261	264	271	272	276	280	284	288	292
燃やすごみ	257	236	248	252	256	263	264	268	272	276	280	284
埋め立てごみ	5	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
資源	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
プラスチックごみ	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3
【集団回収量】	41	41	38	36	33	29	28	26	24	23	21	20

年度	実績						予測					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1人1日当たりの排出量	943	903	908	889	874	867	865	866	868	870	872	874
【家庭系ごみ】	630	611	607	586	572	562	561	559	559	558	557	556
燃やすごみ	455	443	444	435	432	433	432	431	430	430	429	428
埋め立てごみ	15	17	17	17	16	15	15	15	15	15	15	15
資源	101	92	85	75	66	59	59	59	58	58	58	58
プラスチックごみ	59	60	61	59	57	56	56	55	55	55	55	55
【事業系ごみ】	271	250	262	266	269	275	276	281	285	289	293	297
燃やすごみ	262	241	253	256	261	267	268	273	277	281	285	289
埋め立てごみ	5	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	6
資源	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
プラスチックごみ	3	3	3	3	2	2	2	3	3	3	3	3
【集団回収量】	42	42	39	37	34	30	28	26	25	23	22	20

第4節 生活排水処理人口及び発生量の推計結果

1. 処理形態別の人口

(1) 推計手順

1) 総人口

総人口については、ごみ処理基本計画と同様に総合計画で使用している将来人口を用います。

2) 下水道人口

下水道人口については、平成 32 年度に下水道への接続人口を総人口の 57.3%と見込み、平成 26 年度実績である 49.8%が、今後、表 2-4-1 のとおり増加するものと設定しました。

3) 合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口は合併処理浄化槽人口と下水道人口を合わせた人口を総人口で除した生活排水処理率を平成 32 年度に 87%とすることを目標値として定めて整備を促進していくこととし、合併処理浄化槽人口も目標に向けて定率で増加することとしました。

4) 汲み取り人口

汲み取り人口については過去の傾向から予測式に当てはめて推計を行いました。

5) 単独処理浄化槽人口

総人口から下水道人口、合併処理浄化槽人口及び汲み取り人口を除いた人口を単独処理浄化槽人口として推計を行いました。

(2) 推計結果

1) 下水道人口及び合併処理浄化槽人口の推計

下水道人口及び合併処理浄化槽人口について、推計されている総人口に対して目標値を達成することを前提とした推計結果は表 2-4-1 のようになります。

表2-4-1 下水道人口及び合併処理浄化槽人口の推計結果

(人)

年度	総人口	下水道人口	合併処理浄化槽人口
H21	211,846	89,322	45,143
H22	210,426	92,456	45,461
H23	208,394	94,674	46,162
H24	205,887	98,464	47,102
H25	203,806	98,801	48,827
H26	201,804	100,438	49,113
H27	202,000	102,741	51,296
H28	200,100	104,527	52,361
H29	198,300	105,999	53,738
H30	196,500	107,983	54,527
H31	194,600	109,542	55,578
H32	192,800	110,518	57,218

※下水道人口は下水道ビジョンの目標値から推計

2) 汲み取り人口の推計

汲み取り人口については、過去3年間のデータを6つの予測式を当てはめて推計を行いました。最も相関係数が高かった指数による推計結果を採用し、表2-4-2に示します。

表2-4-2 汲み取り人口の推計値

(人)

項目	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	
実績値	H24	5,061					
	25	4,970					
	26	4,135					
予測値	27	3,796	3,863	3,830	3,871	3,842	3,575
	28	3,333	3,486	3,412	3,534	3,473	2,733
	29	2,870	3,134	3,008	3,236	3,139	1,901
	30	2,407	2,805	2,618	2,972	2,838	1,213
	31	1,944	2,498	2,241	2,737	2,565	725
	32	1,481	2,210	1,876	2,527	2,318	414

予測式名	予測式	相関係数
直線	$y = -463x + 16297$	0.90715
分数	$y = 285664.61 / x - 6716.79211$	0.89719
自然対数	$y = -11505.30571 \log x + 41750.0093$	0.90223
べき乗	$y = 15179359.02186 x^{-2.51046}$	0.89874
指数	$y = 58798.51702 * 0.903898^x$	0.90374
ロジスティック	$y = 5567.1 / (1 + 0.00000002902 \exp^{-0.6211198x})$	0.92629

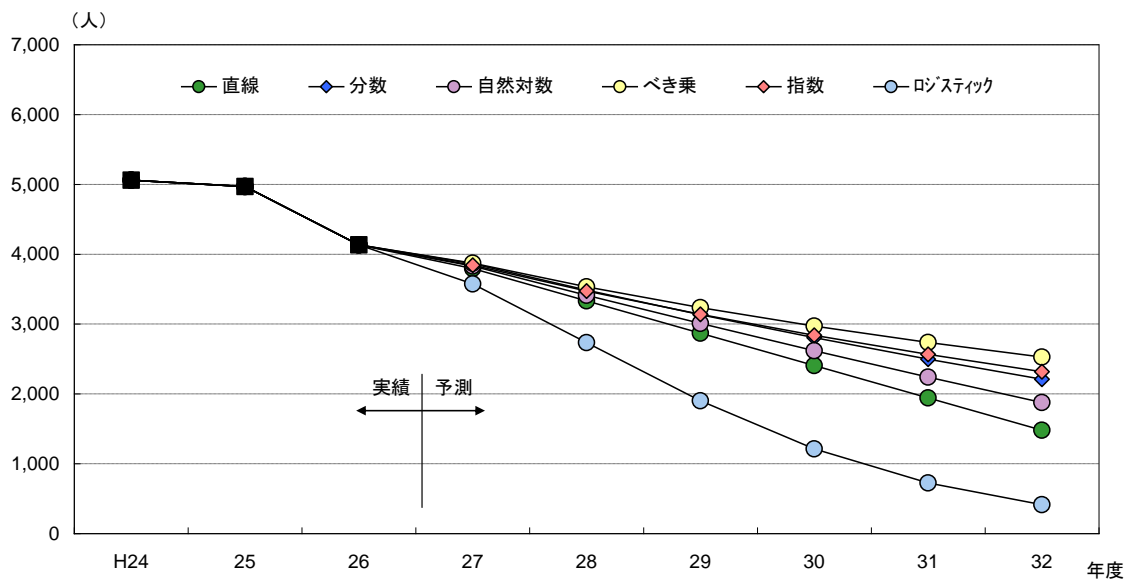


図2-4-1 汲み取り人口の推計結果

3) 目標を達成した場合の将来推計値

以上の個別推計結果をまとめた処理形態別計画人口の推計結果を、表2-4-3及び図2-4-2に示します。

表2-4-3 処理形態別計画人口の推計結果

年度	総人口 (人)	下水道人口 (人)	合併処理 浄化槽人口 (人)	単独処理 浄化槽人口 (人)	汲み取り 人口 (人)	生活排水 処理率 (%)	下水道 接続率 (%)
H21	211,846	89,322	46,671	68,630	7,223	64.2	42.2
H22	210,426	92,456	46,972	64,322	6,676	66.3	43.9
H23	208,394	94,674	47,712	60,469	5,539	68.3	45.4
H24	205,887	98,464	47,102	55,260	5,061	70.7	47.8
H25	203,806	98,801	48,827	52,208	4,970	72.4	48.5
H26	201,804	100,438	49,113	48,118	4,135	74.1	49.8
H27	202,000	102,741	51,296	44,092	3,871	76.3	50.9
H28	200,100	104,527	52,361	39,679	3,534	78.4	52.2
H29	198,300	105,999	53,738	35,327	3,236	80.6	53.5
H30	196,500	107,983	54,527	31,018	2,972	82.7	55.0
H31	194,600	109,542	55,578	26,743	2,737	84.9	56.3
H32	192,800	110,518	57,218	22,537	2,527	87.0	57.3

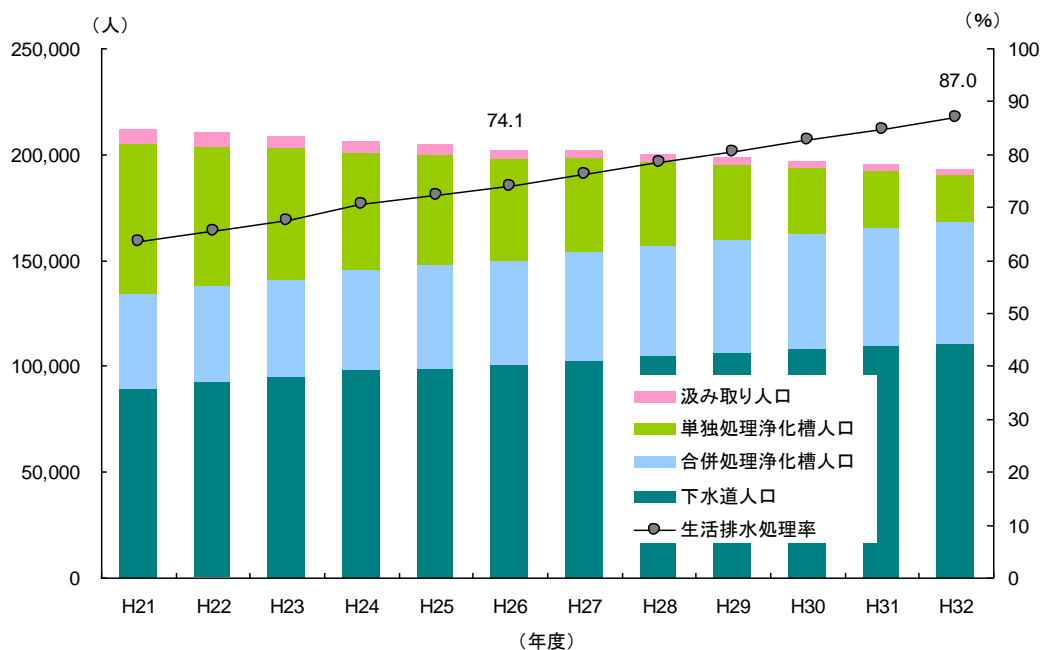


図2-4-2 処理形態別計画人口の推計結果

2. し尿及び浄化槽汚泥発生量の推計

(1) し尿の1人1日当たりの発生量の推計

本市の1人1日当たりのし尿の処理量の推移から、平成21年度から平成26年度の平均値である1.85ℓ/人・日を将来的なし尿の1人1日当たりの発生量と設定します。

表2-4-4 1人1日当たりのし尿処理量の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	平均
し尿	1.76	1.72	1.93	1.87	1.78	2.01	1.85

(2) 浄化槽汚泥の発生原単位の推計

本市における浄化槽汚泥の発生原単位を推計するに当たって、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽それぞれの過去の汚泥発生量実績が得られないため、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」((社)全国都市清掃会議)における発生原単位を参考として過去の実績を推計しました。一般的に合併処理浄化槽汚泥の1人1日当たりの処理量は1.80ℓ/人・日、単独処理浄化槽汚泥の1人1日当たりの発生量は0.85ℓ/人・日程度とされており、本市の浄化槽汚泥処理量の総量をこれらの理論値とそれぞれの処理人口を乗じた数量で按分することで、単独処理浄化槽汚泥量及び合併処理浄化槽汚泥量を算出し、それぞれの1人1日当たりの汚泥発生量を推計しました。

平成21年度から平成26年度の推計値の平均を将来的な浄化槽汚泥の1人1日当たりの発生量と設定します。

表 2-4-5 1人1日当たりの浄化槽汚泥発生・処理量（推計値）の推移

	(ℓ/人・日)						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	平均
合併処理浄化槽	1.55	1.57	1.52	1.51	1.51	1.53	1.53
単独処理浄化槽	0.73	0.74	0.72	0.71	0.71	0.72	0.72

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理量（発生量）の推計

推計した1人1日当たりのし尿及び浄化槽汚泥発生・処理量に処理形態別人口を乗じることとし尿及び浄化槽汚泥発生量の将来推計値を算出しました。

表 2-4-6 し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来推計値

	(㎏/年)			
年度	汲み取り	合併処理 浄化槽汚泥	単独処理 浄化槽汚泥	合計
H21	4,746	25,543	18,707	48,996
H22	4,292	26,099	17,809	48,200
H23	3,985	25,538	16,168	45,691
H24	3,461	25,917	14,359	43,737
H25	3,234	26,940	13,602	43,776
H26	3,027	27,358	12,658	43,043
H27	2,609	28,659	11,633	42,900
H28	2,381	29,254	10,468	42,103
H29	2,180	30,023	9,320	41,524
H30	2,002	30,464	8,184	40,650
H31	1,844	31,051	7,056	39,951
H32	1,703	31,968	5,946	39,616

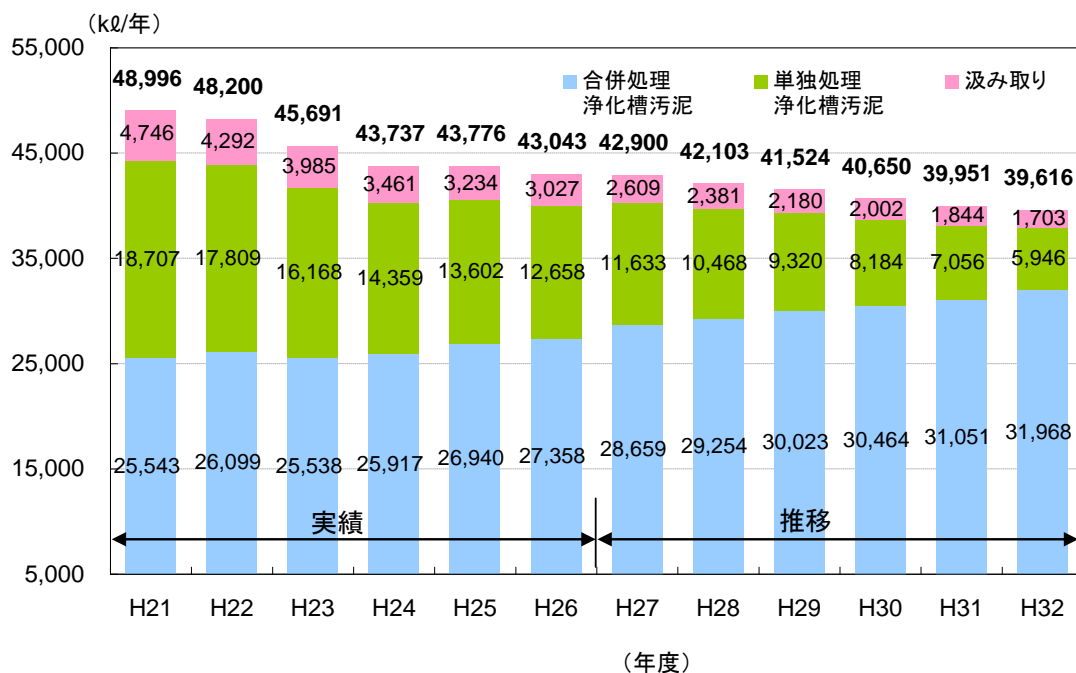


図 2-4-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来推計値

沼津市一般廃棄物処理基本計画

(平成 28 年 3 月)

発行 沼津市

〒410-8601 沼津市御幸町 16-1

生活環境部 ごみ対策推進課

TEL 055-934-4743(直通)

E-mail gomitai@city.numazu.lg.jp